

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5

91
1477

0
複写

始



2-156

91-1479



法學博士 田尻稻次郎 著

坤

訂正增補
第二十八版
財政と金融

全部
改版

東京

株式會社 同文館藏版

5. 11. 16
購求

- 第一目 製造、鑄造、變造及模造の豫防 五五
- 第二目 盜刷の豫防 五五
- 第三目 正當なる摩損の豫防 五六
- 第四目 造幣費の節約 五六
- 第五目 他の貨幣の性分と同種の金屬を以て其量目が貨面價格に對し不相當の比例を有する貨幣を製造するの不可 五六
- 第六目 貨幣の大小輕重は各種毎に之を異にするを要す 五六

第三章 貨幣の取扱

- 第一節 金屬製封筒 五六
- 第二節 貨幣計數の方法 五六

第二卷 軟貨

- 第一章 兌換券 五七
- 第一節 制限屈伸法 五七

五五 五六 五六 五六 五六 五六 五七 五七

- 第一目 總論 七二
- 第二目 彼我の差違 七三
- 第二節 一部準備法及準備比例法 七三
 - 第一目 一部準備法の不便 七三
 - 第二目 準備比例法と制限屈伸法との比較 七四
 - 第三目 露國の兌換制度 七六
- 第三節 自由發行法 七六
 - 第一目 自由發行法は實際に適應せず 七六
 - 第二目 増發より下落に至るまでの順序 七九
- 第四節 兌換券發行準備 八〇
 - 第一目 正貨準備 八〇
 - 第二目 證券準備 八〇
- 第五節 紙幣發行機關の統一 八二
 - 第一目 不統一の不便 八二
 - 第二目 獨逸の新法 八二
 - 第三目 内外の別 八三

七二 七三 七三 七三 七四 七六 七六 七九 八〇 八〇 八二 八二 八二 八三

第六節 國際通貨運行の原則及紙幣の發行、増發及引揚

- 第一目 國際通貨運行の原則 二四
- 第二目 紙幣の發行及増發 二七
- 第三目 紙幣の引揚 三〇

第二章 不換紙幣

- 第一節 總論…………… 三三
- 第二節 増發の害…………… 三三
 - 第一目 一般の弊害 三三
 - 第二目 増發は投機を誘發し通貨の需用を増加す 三四
 - 第三目 増發は金利を増騰し有價證券の價格を減却す 三六
 - 第四目 増發は物價を上騰し輸入を増加す 三六
 - 第五目 前二日の綜合及戦後の實況 三六
 - 第六目 不換紙幣の下落は一般の取引上に流弊 三六

二四 二七 三〇 三三 三三 三三 三四 三六 三六 三六 三六

- 第七目 増發は貸借の關係を紊亂す 二二
- 第八目 増發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減す 二三
- 第九目 増發は一定の歳入を有する者の利益を害し併せて國費の増加を來す 二三
- 第十目 不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず 二三
- 第十一目 不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なり 二六
- 第十二目 増發は社會の不折合を來す 二七
- 第十三目 不換紙幣消却に伴ふ所の困難 二八
- 第十四目 不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き活動自在の者たるを要す 二八
- 第三節 不換紙幣發行の方法 二八
 - 第一目 發行方法研究の必要 二八
 - 第二目 金紙平均法 二九
 - 第三目 外國爲替平準法 二九

二二 二三 二三 二三 二六 二七 二八 二八 二八 二八 二八 二九 二九 二九

第四節 不換紙幣發行方式

第四目 種法併用の必要 一四四

第五目 實施の手段 一四五

第二編 銀行

第一卷 商業信用

第一章 商業信用の機關

第一節 總論 一四九

第二節 中央銀行 一五〇

第一目 中央銀行の職分 一五〇

第二目 中央銀行は割引貸付の多きを望む可からず 一五一

第三目 中央銀行の模範として佛蘭西銀行 一五二

第四目 獨逸帝國銀行 一五三

第三節 普通商業銀行 一六一

第二章 手形の割引及其他の取扱

第一節 割引方策 一八四

第一目 割引の定義并に其機關 一八四

第二目 割引方策の必要及其基礎 一八五

第三目 割引すべき手形の選擇及與信所の必要 一八三

第四目 中央銀行にて割引すべき手形の期限 一九二

第五目 同上手形面金額最小限 一九八

第六目 割引歩合を定むるに就ての注意 一九九

第七目 階段割引并に参加利子及質物に依る利率の區別 二〇三

第八目 恐慌に處する割引方策 二〇四

第九目 金の流出を止むる爲の割引方策 二〇八

第十目 割引方策と併用すべき金の流出豫防方法 二一一

第二節 手形の取扱 二一七

第一目 手形の振出引受等の手續 二一七

第二目 手形割引に就ての注意并に空手形及眞 二二七

第三章 爲替及信用狀

第一節 爲替 二二五

第一目 爲替の變動 二二五

第二目 爲替逆戻の矯正 二二九

第三目 爲替の計算法 二三三

第四目 爲替の仲立 二三四

第五目 國際動産の効力 二三六

第六目 世界の貨幣市場及其趨勢 二三七

第二節 信用狀 二二六

第一目 信用狀の種類 二二六

第二目 署名、合言葉及受拂用紙 二二七

第三目 信用狀の依頼及發行 二二八

第四目 信用狀の記入 二二九

第五目 人相書 二二九

第六目 信用狀に關する規定 二二五

第七章 信用狀と爲替手形の便否 二二七

第四章 貸付並に金銀及公債證書の購入 二二八

第一節 貸付 二二八

第一目 普通貸付 二二八

第二目 保證貸 二二九

第二節 金銀及公債證書の購入 二二九

第五章 利率 二二九

第一節 總論 二二九

第二節 中央銀行利率と市場利率との關係 二二七

第三節 有期預金及貸付利子の變更 二三三

第六章 預金及小切手 二三三

第一節 預金 二三三

第一目	預金の效用	三二四
第二目	預金に就ての注意	三二九
第三目	幾何級數率法則及貯金利子歩合と引出との關係	三三三
第四目	有價證券の當座預	三三八
第五目	預金保險	三三九
第二節 小切手		
第一目	透字小切手	三四三
第二目	改措其他の變造	三四五
第三目	線引小切手	三四九
第四目	保證小切手	三五三
第五目	集合小切手及計算用の振出	三五四
第六目	小切手取扱の慣行及新案	三五五
第七目	過振の濫用	三五七
第八目	小切手の節用	五六〇
第九目	小切手課税及爲替訴訟	五六六
第七章 資本及營業準備		
第一目	鐵道銀行に就ての注意	三六四
第二目	極端なる濫用	三六六
第三節 銀行の破綻		
第一目	外國に於ける破綻の實況	三六八
第二目	我國の近況及株主の不心得	四〇八
第三目	銀行員の法規に疎きの弊	四一九
第九章 交互計算		
第一節	普通交換及英米に於ける交換同盟銀行の比較	四二〇
第一目	諸文明國に於ける交換の實況	四二一
第二目	倫敦及紐育に於ける交換同盟銀行の比較	四二三
第二節 物産及證券交換		
第一目	物産交換	四二五
第二目	有價證券交換	四三一
第三目	小札交換	四三二

第一目	預金の效用	三二四
第二目	預金に就ての注意	三二九
第三目	幾何級數率法則及貯金利子歩合と引出との關係	三三三
第四目	有價證券の當座預	三三八
第五目	預金保險	三三九
第二節 小切手		
第一目	透字小切手	三四三
第二目	改措其他の變造	三四五
第三目	線引小切手	三四九
第四目	保證小切手	三五三
第五目	集合小切手及計算用の振出	三五四
第六目	小切手取扱の慣行及新案	三五五
第七目	過振の濫用	三五七
第八目	小切手の節用	五六〇
第九目	小切手課税及爲替訴訟	五六六
第七章 資本及營業準備		
第一目	鐵道銀行に就ての注意	三六四
第二目	極端なる濫用	三六六
第三節 銀行の破綻		
第一目	外國に於ける破綻の實況	三六八
第二目	我國の近況及株主の不心得	四〇八
第三目	銀行員の法規に疎きの弊	四一九
第九章 交互計算		
第一節	普通交換及英米に於ける交換同盟銀行の比較	四二〇
第一目	諸文明國に於ける交換の實況	四二一
第二目	倫敦及紐育に於ける交換同盟銀行の比較	四二三
第二節 物産及證券交換		
第一目	物産交換	四二五
第二目	有價證券交換	四三一
第三目	小札交換	四三二

第一節 資本		
第一目	資本を過大にするの不利	三六五
第二目	資本と債券との關係	三六三
第三目	公稱資本と拂込資本との關係	三六三
第二節 營業準備		
第一目	準備の種類	三六六
第二目	準備金高の多寡	三七六
第三目	法定準備を設定するの不可	三七九
第八章 支店組織及機關銀行並に銀行の破綻		
第一節 本支店の關係		
第一目	支店組織の發達	三八三
第二目	支店の監督	三八八
第三目	米國に於ける純近の風潮	三九〇
第四目	責任代理店	三九三
第二節 機關銀行		
第一目	鐵道交換	四三三
第二目	商賈の貸借決算	四三三
第四節 地方交換内國及國際交換		
第一目	地方交換	四三四
第二目	内國交換	四三五
第三目	國際交換	四三六
第十章 定期取引		
第一節 定期取引の發達及其賣買取引の方法		
第一目	發達の順序及目的	四三七
第二目	取引所に對する攻撃	四三七
第三目	一般取引との差違及取引の方法	四三九
第二節 定期取引の効用		
第一目	總論	四三九

第一節 資本		
第一目	資本を過大にするの不利	三六五
第二目	資本と債券との關係	三六三
第三目	公稱資本と拂込資本との關係	三六三
第二節 營業準備		
第一目	準備の種類	三六六
第二目	準備金高の多寡	三七六
第三目	法定準備を設定するの不可	三七九
第八章 支店組織及機關銀行並に銀行の破綻		
第一節 本支店の關係		
第一目	支店組織の發達	三八三
第二目	支店の監督	三八八
第三目	米國に於ける純近の風潮	三九〇
第四目	責任代理店	三九三
第二節 機關銀行		
第一目	鐵道交換	四三三
第二目	商賈の貸借決算	四三三
第四節 地方交換内國及國際交換		
第一目	地方交換	四三四
第二目	内國交換	四三五
第三目	國際交換	四三六
第十章 定期取引		
第一節 定期取引の發達及其賣買取引の方法		
第一目	發達の順序及目的	四三七
第二目	取引所に對する攻撃	四三七
第三目	一般取引との差違及取引の方法	四三九
第二節 定期取引の効用		
第一目	總論	四三九

第二目	賣放及買理	四三
第三目	倫敦に於ける特別の事情	四三
第三節	定期取引と投機との關係	四三
第一目	定期取引の素質	四三
第二目	投機取引の形跡	四三
第三目	寛恕及豫約の方法	四三
第四目	利用及濫用	四三
第四節	差額取引	四〇
第十一章	市場に於ける投資者の意向	四一
第一節	總論	四一
第二節	意向と實利との關係	四三
第三節	豫期の勢力	四三
第四節	投機と資力との關係	四七
第十二章	恐慌	四八
第一節	恐慌の豫防及之に對する處	四八

置		四八
第一目	豫防	四八
第二目	恐慌に處する大體の方法	四八
第二節	英國の恐慌	四三
第一目	西曆千八百十年の恐慌	四三
第二目	西曆千八百二十五年の恐慌	四三
第三目	西曆千八百三十七年及九年の恐慌	四三
第四目	西曆千八百四十七年の恐慌	四三
第五目	西曆千八百五十七年の恐慌	四三
第六目	西曆千八百六十六年の恐慌	四三
第七目	西曆千八百六十六年以來の景況	四三
第三節	獨逸に於ける近年の恐慌	四二
第一目	日獨兩國經濟事情類似の點	四二
第二目	恐慌の原因	四二
第三目	株式相場と工業との關係	四二
第四目	生産超過	四二
第五目	恐慌の結果	四二

第六目	銀行の不注意	四七
第七目	農業の被りたる影響	四七
第八目	結論	四七
第四節	露國に於ける近年の恐慌	四二
第一目	總論	四二
第二目	航海鐵道及製造事業等の保護獎勵	四二
第三目	保護政策并に外資輸入	四二
第四目	投機の發生及大破綻	四二
第五目	善後策の困難	四二
第六目	恐慌後の情況	四二
第五節	西曆一千九百七年の合衆國の恐慌	四〇
第一目	恐慌の原因	四〇
第二目	恐慌の發生	四〇
第三目	救済最後的手段	四〇
第四目	恐慌の結果	四〇

第二卷	農工信用、信託事業	四三
并に貯蓄事業		四三
第一章	農工信用と商業信用との區別	四三
第一節	長期信用及年賦償還并に資金の解放	四三
第一目	長期信用及年賦償還	四三
第二目	資金の解放	四三
第二節	農業信用	四三
第一目	農業信用機關の相互關係	四三
第二目	下級機關の必要	四三
第三目	農業倉庫の設置	四三
第四目	地券制度の恢復	四三
第三節	工業信用	四三
第一目	工業信用の神髓	四三
第二目	勸業債券と興業債券との區別	四三

第三目	保證引受事業	五八四
第二章	信託事業	五九一
第一節	信託會社の効用及業務	五九一
第一目	効用	五九一
第二目	業務	五九三
第三目	信託會社の發達及其法制の比較	五九四
第四目	銀行と信託會社との區別	六〇二
第二節	獨逸に於ける信託事業	六〇四
第三節	我國に於ける信託事業の現狀	六〇八
第三章	貯蓄事業	六二〇
第一節	貯蓄銀行	六二〇
第一目	總論	六二〇
第二目	濫賜沿革	六二二
第三目	貯蓄銀行の業務	六二四
第四目	ブラーグに於ける獨逸銀行の中央銀行	六二五

第二節	埃國郵便貯蓄金庫	六三九
第一目	總論	六三九
第二目	小切手及交換業務	六四三
第三目	郵便貯蓄金庫の國家經濟的行爲	六五〇
第四目	郵便貯蓄金庫の財政上に於ける成績	六六三
第三節	英國貯蓄機關	六六八
第三章	銀行の管理	六七三
第一章	經營及處理	六七三
第一節	經營の概要	六七五
第一目	役員へ融通の制限	六七五
第二目	資金放下の制限	六七五
第三目	報告を明確にする事	六七五
第四目	資本の固定其他不當行爲	六七六
第五目	共同經營の擴張	六七六
第二節	處理の概要	六七九

第一目	職員の兼掌	六七九
第二目	役員の勤務棒	六八三
第三目	通帳及小切手帳の交付	六八三
第四目	競争の要點	六八四
第二章	銀行の監督	六八六
第一節	總論	六八六
第二節	監督に就ての輿論	六八七
第一目	監督を必要とする論	六八七
第二目	前目に對する駁論	六八八
第三目	獨逸銀行の不成績及其他の實例	六九二
第四目	英國銀行の健全なる發達	七一一
第三節	特別事業に對する特別監督の必要	七二二
第一目	銀行事業は其素質上特別の監督を要す	七二二
第二目	近年の實例	七二五
第三目	監督に付き寛嚴の兩説	七二七

第四目	検査	七二九
第五目	株主の不注意	七三九
第三章	結論	七四四
坤附録		
甲種		
第一號の一	歐洲諸國に於ける利率と正貨の増減との關係	七五七
第一號の二	英米の詳況	八四三
第二號	東京與信所規則	八四七
第三號	有價證券當座保護預規定	八五七
第四號	トレンス法の内容	九〇八
第五號	信託會社立法の比較	九〇七
第一號の一の追加		九〇七

財政と金融 坤 總目錄終

訂正
第八
增補

財政と金融

坤

第一編 第一卷 硬貨

訂正増補
第廿八版

財政と金融

貨幣及
金融機關

坤

法學博士 田尻稻次郎著

第一編 貨幣

第一卷 硬貨

第一章 硬貨の制度

第一節 本位

第一目 復本位

一 復本位の誤謬

硬貨の制度は重量貨幣に始まり單獨合法貨幣復本位等種々の發達を經終に複
合法貨幣法を見るに至れり而して世貨幣の事を論ずるの書に乏からず是等の
事は其論ずる所と爲り夙に世人の熟知する所なるを以て今之を詳論するを要せ

第一章 硬貨の制度 第一節 本位 第一目 復本位



ず、只其梗概を述ぶるを以て足れりとす、夫れ重量貨幣は太古の制に屬し別に説明の必要を見ず而して復本位以下の如きは固より論ずるに足らざるなり、元來復本位は一箇以上の本位の成立を認め其根底に於て誤謬あり焉、堂に登るを得ん世に兩本位の名を以て知らるゝ者は即ち其一種なり、抑々標準は事物の誤を正し若くは争を判するの用に供する者にして固より單一ならざるを得ず、若し夫れ標準にして大小、長短、輕重の別あらん乎、億兆共歸著する所を知るを得ず、天下の事物何に依て乎、收拾するを得ん、貨幣の本位は即ち價格の標準にして其單一ならざるを得ざる哉、論を埃たず、事を好むの士は兩金屬主義を辯護せんが爲め補償作用の名義の下に頗る巧妙なる論を試むると雖も國の利害を顧るに遑あらず、抑々亦窮せりと云つべし

二 グレシヤム氏法則との關係

今之を史乘に徵するに我國開港當時の實況、他國數回の經驗、米國の西曆千八百三十年代の貨幣制度の改正、變更等例證點々として指呼の間にあり、復た何をか疑はん、抑々兩本位制を採るの結果は徒らに高價品を廉賣し、低下品を高買するに過ぎずして多大の損失を蒙むるに終る耳、焉ぞ其愚を敢てせん哉、事固より一見戯に

補償作用

兩本位

屬し名は兩本位なりと雖も其實あるに非ず、事實は交代本位、英語の「オルトルネト」ト、スタンダルト」にして法律上本位として選ばれたる兩金屬中の低價なる者が實際の本位となりて流通し、其高價なる者は去て跡を市場に絶つは猶ほ小人跳梁して君子隠るゝが如く彼の有名なる「グレシヤム法則」に其効力を顯はし、兩本位國は常に高價品を廉價に賣り出し、廉價品を高價に買ひ込み、金銀價格に變動ある毎に大損失を被るは數の免れざる所なり、古今貨幣の事を論ずる者にして未だ曾て「グレシヤム氏法則」の眞理を疑ふ者なし、然るに議論一たび兩本位に及んでは忽ち之を忘る豈に奇ならず哉、今日兩本位に就て議論未だ全く其餘焰を收めず、時に再燃の勢なきに非ざるも實際に於ては諸國既に其不利を察し復た之を用ふる者なし、彼の兩本位制を以て最も有名なる羅甸同盟と雖も實驗上其不利に懲り銀貨は之を補助貨の地位に落し本位銀貨の製造を停止し法律は其儘之を存し事實上金本位を採用せり、是れ難きを避けて易きに就き名を捨て實を採るものにして實に老練の施設と云ふを得べく而して兩本位の行ふ可らざるを證するに餘りあり、理事之を合すれば雙つながら美なり之を離るれば兩ながら傷けらる、雙修以て圓妙を彰はす察せずんばある可らざるなり

三 近年に於ける世界の金銀産出高及比價の變動

又金銀産出高及比價の變動より之を見るに兩本位の保ち難きは多辯を要せず其材料は世間之を得るに難からざるを以て之を省略し最近十數年間の實況を舉れば左の如し

第一表

西曆年次	金		銀	
	産出高(純分)	價格	産出高(純分)	價格
千九百一年	一、二、八九四、八五六	五四、七七四、七六九	一七三、〇一一、二八三	一九、五九八、九三四
二年	一四、四三七、六六九	六一、三二八、三三〇	一六二、七六三、四八三	一六、三一八、七三一
三年	一五、七七八、〇一五	六七、〇二一、八五六	一六七、六八九、一九二	一七、二九二、九四四
四年	一六、七三九、四四八	七一、一〇五、八二七	一四六、三三六、四〇八	一八、〇五九、八八六
五年	一八、二九〇、六七八	七七、六九四、七七〇	一五七、三三九、九六二	一八、二二三、四〇七
六年	一九、三七〇、六五八	八二、二八二、六四一	一六五、七五四、八四三	二一、三二三、六七〇
七年	一九、九五〇、六二三	八四、七四六、二五六	一八五、〇一四、六二三	二二、二七一、六二二
八年	二一、〇三七、八一八	八九、三六四、四四三	二〇三、〇〇〇、〇〇〇	二〇、七〇四、六一二
九年	二二、〇五七、三八四	九三、六九五、三五六	二一一、二一五、六三三	二〇、八四六、五四三
十年	二二、〇二三、四〇二	九三、五五一、〇〇八	二二二、八七九、三六二	二二、九二六、三九三

十一年	二二、三五二、〇九五	九四、九四七、〇二九	二二五、三七二、八四四	二三、〇四九、八四七
十二年	二二、五六五、六九七	九五、八五四、五六八	二二四、三一〇、六五四	二六、一九八、七五一
十三年	二二、二六五、一九八	九四、五七八、二〇八	二二三、九〇七、八四三	二五、七一四、四一六
十四年	二二、〇四〇、五五八	九三、六二三、八八二	二一一、一〇三、三七七	二二、二六四、八〇九
十五年	二三、〇六三、六七三	九七、九六九、八七〇	一九五、九八五、六〇〇	一九、七〇八、九九九

而して近年の倫敦銀相場の最低は西曆千九百二年十一月の二十一片十六分の十一(九百二十五位の「オンス」)にして同一千九百六年の如きは最高三三片一三最低二九片平均三〇片六三の高價を呈はし、越て七年中は概ね高含にて三十二片十六分の十五を以て始まり九月に至り三十一片に下り其より大手筋の需要減少の爲め漸次向下し二十四片十六分の三を以て年を終れり而して西曆千九百八年は二十七片より二十二片の間を上下し同千九百十年の最高は十月の二六片三三にして最低は三月の二三片一九なり而して同千九百十一年の最高は十一月の二十六片八分の一最低は七月の二十三片十六分の十五なり、同千九百十二年の最高は二十九片十六分の十一最低は二十五片八分の一にして平均は二十八片三十二分の一、同一九一三年の最高は二十九片八分の三最低は二十五片十六分の十五にし

て平均は二十七片三十二分の十九同千九百十四年の最高は二十七片四分の三最低は二十二片八分の一平均は二十五片十六分の五にして同千九百十五年の最高は二十七片十六分の三最低は二十二片八分の三平均は二十三片八分の五なり

四 本位の選擇

本位の選擇に付ては最深最厚の注意を要す若し夫れ金本位及銀本位の得失の如きは世上既に定論あり復た之を論ずるを要せず而して孤立本位の如きは固より大に戒めざる可らざるなり即ち四隣の強大なる取引國は金本位を用るに其間に介在する或一國が孤立して銀本位を保存し又は取引國は皆銀國なるに一國のみ孤立して金本位を用ふるが如きは其貿易雄大にして力能く四隣を壓するに足る者に非ざれば甚だ不可なり英國が曾て四隣諸國の銀本位若くは兩本位なるに拘はらず獨り率先して金本位を採用せしが如きは外觀孤立本位の形狀なきに非ずと雖も英國は當時殆ど四海の貿易を壟斷せしを以て能く其成效を見るを得たり是れ固より他國の企て及ぶ所に非ざるなり貨幣の本位は成べく比隣の取引國と同様なる者を選ばざれば市場を共通すること能はず周圍の情況と相容れずして不便尠からず慮らざればある可らざるなり

孤立本位

我國の貨幣制度の改正

抑々貨幣は價格の標準交換の媒助たり、共通を便とし隔絶を不便とするは論を踈たず豈に人為を以て便を捨て不便を選ばん哉、孤立本位の不可なる知るべき耳時に人文發達の程度、貴金屬產出の關係等一國獨特の情況ありて金銀孰れか其一を使用するを便とする場合なしとせざるも普通の場合に於ては一般經濟事項は之を比隣の實況に鑑み時勢に照應し勞少くして効多き方法を選び以て國を富まし民を利するの道を講ぜざる可らず、明治三十年我國が金本位を採用したるが如きは外形に於ては孤立本位の觀なきに非ざるべしと雖も我外國貿易の取引先は重に金貨國なるのみならず近年大に棉花の關係を生ぜし印度も既に金本位を採用し北米合衆國亦確實に金本位を樹立せしを以て實際に於て孤立本位を採用せしものに非ざるなり而して之が爲め従前爲替の變動より生ぜし所の不便は之を避くるを得たり又世運の大勢如何を見るに當時パナマ運河開鑿の事は既に世評に登り、サイベリヤ鐵道の開通は比隣の情況をして益々我國をして世界的行動を爲すに便ならしむるものありき而して本位の變更は巨大の費用を要す、情迫り勢極まるに當り倏忽の間之が變更を爲すを得ず、事急なるに當り強て之を決行せんと欲せば勢ひ不利なる公債を起し累を後世に遺すを免れ得ず故に時勢の變遷に

鑑み風雲に乘じ事情緩裕なる時を選びて之を決行せしは國家の長計を誤らざるものと云つべし、實に我國は別に費用を要せず償金回収と相待つて本位の改正を決行し世界の大部分を迎へ利害關係の最大なる國家の一問題を圓滿に解決したるは國家の幸福と云はざるを得ず、當時彼の所謂銀黨中多少の議論なきを免れざりしと雖も大鵬翅を展れば十洲を蓋ふ籬邊の雀燕空しく啾々す何ん夫れぞ其れ妨げんや

今哉我國既に金貨本位を採用し歐米向きの貿易は爲替の變動より生ずる不便を避け時に不測の利益を獲得し時に不測の損失を蒙むるが如き變動を見るなく平穩に貿易に従事することを得るに至り隨て其發達に多大の利益を得たりと雖も一得一失は天下の常に於て銀貨國との關係は從前の如く圓滿なる能はず即ち從前は銀貨廉なれば我國の輸出を促し、高きに向へば之を阻滯するの勢ありしと雖も今や銀貨廉なれば清國の輸出を促し、高きに向へば絹絲の如き清國との競争品の仕入を我國に求むるは理勢の然らしむる所にして亦往々市場の事實に顯出す、斯の如きの變動は大に留意すべきものにして輕々に看過すべきに非ざるなり、而して清國領土の廣大なる其銀相場も亦一種異様なるものあり、抑々銀國に於て

卸貨に就
き清國の
特色

は其輸出期に方り銀價低廉なるべきは普通の理なるべしと雖も清國領土の廣大にして部局の利害相違なる未だ必しも然りと云ふを得ず時に或は輸物仕入れの爲め開港場より内地生産地へ銀の仕送を要し、輸出期に於て銀價却て高きことなしとせず、臺灣銀行紙幣流通の昔からざる今日に於ては臺灣に於ても同様の現象を見る、斯の如く清國の銀價は獨特の事情あり、加之倫敦紐育等の相場を以てし事情錯綜殆ど其解決に苦しむ場合なしとせず、方今銀價の變動は清國貿易上絹絲及製茶の如き競争品に關しては我國の大に留意すべき事實の一たり

第二目 跛本位

茲に又兩本位の變體にして跛本位と號くる者あり、其最も著名なるものは西曆千八百九十三年東印度に於て採用せられたる制度なり、蓋し該制度の目的は金銀の時價如何に拘はらず「ルビー」の價格を十六片と定め、銀本位貨「アルビー」の重量は純分百六十五「グレイン」參和銅十五「グレイン」の製造を政府の獨占と爲し、其供給を左右し以て法定價格を維持せんと欲するにあり、斯の如きは固より人爲を以て自然を制せんと欲するものにして、事財政の救治より生じ一般經濟上決して圓滿の結果を見る能はざるは多辯を要せず、而して當時印度内外貿易に異常

を呈せしは尙ほ世人の記憶に新たなる所なり。銀貨騰貴等の爲め時に人爲の比價を保つと雖も抑々跛本位獨逸も曾て「ターレル」銀貨を無限に使用し跛本位たるを免れざりしも新たに之を製造せず舊銀貨を用ひしのみなれば印度と其趣を異にせり而して明治四十三年一月より實施せられたる中央銀行更新法を以て事實上之を廢止せりたる其根底に於て無理の原素を含むを以て一弊去て一弊來り其止まる所を知らざるの觀あり而して印度貨幣局に於て貿易の繁閑に應じ通貨の供給を調和するは固より容易の業に非ず。元來印度に於ては十二月より翌年三月までは金融繁忙の時季なり其時に當り國民新たに貨幣を得んと欲せば先づ金を貨幣局に致し之に對して紙幣を受取り之を以て銀貨と交換せざるを得ず其盛時に際しては銀貨六千萬「ルピー」を要し然らざるときは銀は却て貨幣局に向て逆流す其繁閑に應ずるが爲め注意を要する斯の如く國民の通貨を得るが爲め要する所の手數斯の如し之を本位貨自由鑄造の國に於ける自然の屈伸と比して其便否固より同年の論に非ざるなり。夫れ理は情を絶し情は事に従ふ眞妄永く殊なり豈に已を得ん哉然りと雖も是れ財政上已を得ざるに出るものにして所謂「龐細」に從ひ達用するに過ぎず折々「龐細」用異なりと雖も時勢の然らしむる所又之を順用と

云つべき乎印度の事情眞に察すべきものあり

今現行貨幣法施行前後の實況を見るに西曆千八百七十六年は貨幣流通高十一億五千萬「ルピー」にして一「ルピー」は十四片半を價し同千八百九十六年は通貨缺乏し準備金より銀にて二千萬「ルピー」を支出せざるを得ざるの實況なりしに一「ルピー」は尙ほ十四片半を上らず翌年は少しく増加して十五片四分の一と成り同千八百九十八年に至り甫めて十六片に達せり而して西曆千八百九十六年乃至九十九年間に倫敦に在る金を準備とし二百五十萬「ルピー」の金札の發行を試み成績好良なりしを以て爾後「フランスウアル」の金産額豊富なるが爲め金の得易きに乘じ必要に應じ二千八百萬「ルピー」の金札を發行せり此間銀準備も漸次増加し國庫に一億五千萬「ルピー」を積む事を得たり然るに西曆千九百年及一年に於て收穫の爲め通貨の缺乏を告げ一億七千萬「ルピー」の銀貨を製造し纔かに逼迫を救ふを得たり翌年度は幸に平穩無事にして發行高一億千二百五十萬「ルピー」に止まり西曆千九百三年度は一億六千萬「ルピー」を要し其翌年は一億一千万に減じ而して西曆千九百六年には一億九千五百萬「ルピー」の巨額を要せり各年度に亘り需用の増減する斯の如し人爲を以て之が調和を圖る亦難ひ哉廉價の金

屬に高價の法定價格を附するは贋造の因たるや論を竣たず、是れ亦一不便を添ふるものと云はざるを得ず、今試みに西曆千八百九十三年より近年に至るまでの「ルビー」銀貨贋造發見の實況を見るに左の如し、眞理の存する所較々として光りる日月と争ふ豈に誣ゆ可けん哉

第二表

西曆年次	「ルビー」半「ルビー」	四分「ルビー」	八分「ルビー」	銀價 <small>(九割)</small>
一八九三	八、三二〇	三五七	三三一	二四三
一八九四	一〇、一一二	四三六	四三八	一四八
一八九五	一〇、七五九	三五五	三八二	一八五
一八九六	一一、四三一	四一〇	三六八	二九二
一八九七	一五、三四三	五七八	五四八	二七〇
一八九八	二三、九六六	一、〇五六	一、五四七	一、五二九
一八九九	二七、二四〇	九六五	一、二七三	一、四〇二
一九〇〇	三〇、一九九	一、六九二	一、七八〇	二、〇九七
一九〇一	四三、一九三	二、一五四	二、三四五	一九二八
				二七、一強

「ルビー」銀貨の贋造

造幣價格の市價との差

國情の斟酌を要す

而して西曆千九百三年の調査に依るに「キヤルキヤタ造幣局の發見に係る贋造貨は十萬箇に付き十六、五九アラバットに於ては十五、一五、ラホールに於ては十六、ボムベイに於ては十四、八七マヅラスに於ては二十六、三二の割合にして尙ほ此調査は大に之を進むるの議あり、抑々「ルビー」貨の正量は九百十六位の銀百八十「グレイン」にして其純分は百六十五「グレイン」なり、今「オンス」の本位銀の純分に四百四十四「グレイン」なるを以て之を以て「ルビー」貨を製造するときは二「ルビー」六九〇九を得べし而して一銀「ルビー」の法定價格は十六片なるを以て右二「ルビー」餘の片數は四十三片〇五四四なりとす、故に今本位銀一「オンス」の市價二十七片なるときは一「オンス」に付き造幣利益十六片〇五四四を生じ、二十五片なるときは十八片〇五四四を生ず、贋造の頻繁なる固より怪むに足らざるなり、由是觀之近時贋造貨の發見大に増加し銀の下落と共に其度を進むるもの、如し印度當局者は其原因を調査の精密に歸すと雖も、跛本位の弱點は下落金屬貨の贋造を促すは疑を容れず殊に東印度の如き國に於ては勢ひ警察力の普及を望む能はず而して其大家貴族の後室、後宮には一種の慣習ありて秘密行はれ易く贋造小貨の増加は殊に注意もの前記の實況或は弱點の發展を示すものに非ざるなきを得ん哉、此弊にし

て増長せば有名なる東印度跋本位の維持亦甚しき困難に陥るなきを保せざるなり、抑々遁辭は其窮まる所あり、無理の窮策亦何ぞ其窮まる所なきを得んや、鑑みずんばある可らざるなり

又西曆千九百四年より五年に互り新たに銀貨の發行を要せし高一億三千九百四十九萬千四百八、ル、ピー、其他土人政府に供給せしもの百二十一萬五千六百八十二、ル、ピー、合計一億四千有餘萬、ル、ピー、の巨額に達せり、而して西曆千九百五年に於ける貨幣の需要は棉花、五穀其他の農産物輸出の爲め例年より六七週間早目に始まり一年の初週の終に於て其極度に達し非常の缺乏を感じ、是に於て一月には銀貨準備七千萬乃至七千五百萬、ル、ピー、に減ぜり、政府は此危急を救はんが爲め大に銀貨の製造を努め二月の末に於て準備を一億七十五萬、ル、ピー、に増加せり、當時機敏の働は眞に賞讃すべきものあるも跋本位の運用亦骨折の極はみなり、越へて西曆千九百六年に至り銀貨の需要益々甚しく前年の製造高約一億六千萬、ル、ピー、に對し約二億の巨額に達せり、而して近年製造最小額は西曆千九百十一年の約三千六百四十萬、ル、ピー、最高は同十三年の約二億八百三十萬、ル、ピー、なりとす年額の變化亦大なりと云ふべし

銀貨供給の困難

而して輸入も著しき増減ありて大勢之に應ずるも必ずしも銀貨の製造高に相伴はず請ふ左に其實況を表出せん

第三表

西曆年次	輸入高	銀貨製造高
一九一〇年	一二四、九二四、五一五 <small>ル、ピー、</small>	三七、二〇四、八六二 <small>ル、ピー、</small>
一九一一年	一一八、四三三、五一三	三六、三六八、七三九
一九一二年	一一九、七七二、四二三	一一三、一五六、〇三九
一九一三年	二〇五、四〇九、六八一	二〇八、二七四、二七五
一九一四年	一五二、二一三、四二五	一三五、五八一、九六六

而して西曆千九百十年の銀の輸入高は一二四、九二四、五一六、ル、ピー、にして銀貨の製造高は三七、二〇四、八六二、ル、ピー、に止まり、同千九百十一年度の銀輸入高は一億一千八百八十一萬五千九百九十六、ル、ピー、なりしに銀貨製造高は三千六百三十六萬八千七百三十九、ル、ピー、に止まり同千九百十二年度は輸入高一億一千九百七十七萬二千四百二十三、ル、ピー、にして銀貨製造高一億一千三百十五萬六千

三十九、ルピーとなり兩數粗々匹敵せり

跛本位維持の困難なる斯の如く印度政府は時に依り正反對の方策を採らざるを得ず即ち或時は「ルピー」銀貨の缺乏主として印度への支拂の爲め或時は其過剩主として印度への支拂少きを爲めを豫防する必要あり又外國支拂の爲には金を得るの方策を運さざるを得ざるなり西曆千九百四五年及び同五六年に亘たりては印度へ支拂の爲め「ルピー」貨の需用多大なるの徴ありしに由り印度政府は迅速に巨額の需要を充すの必要あるを慮り金本位準備の名を以て積立てある造幣益金「ルピー」銀貨製造に由り銀の市場價格と造幣價格との間の差違を以て六「クロール」「クロール」は一千萬「ルピー」なり即ち約四千萬圓の銀地金を購入し「ルピー」銀貨を製造し殘餘の準備は之を磅證券にて保有し外國支拂に充當すべき豫備を爲せり元來印度の外國支拂は主として政府の爲す所に係り金の需用を豫知するは政府最も好地位に居る者なり且つ印度は輸出超過國なるを以て跛本位維持の方策の實施には他國になき所の便宜を得たる者と云ふを得べし即ち印度に金の供給乏しと雖も輸出超過あるときは政府手形(カオンシルピル)を英國にて發行し金貨を得て之を外國支拂に當て徐ろに之が償還の方法を講じ以て金の流出を防

ぐを得るなり然れども多額の發行は他日に困難を讓るの結果を生ずるを以て成る丈は之を避け紙幣準備及金本位準備の兩基金より必要の高を支出し又は爲替歩合を高めて金の流出を防ぎ又之が吸收策を講ずるは他國に違ふ所なし然れども歩合高きに失するときは商業の爲め不便を生じ又巨多の基金支出は幣制の基礎を危ふするの虞あるを以て時に政府手形の發行を敢てせるを得ざるは數の免れ能ざる所なり前記紙幣準備は金及「ルピー」部より成立し全部は倫敦に於て保有せられ印度藏相が必要に應じ其幾分を國庫の現金部へ移すときは印度に於ては其と同額を國庫より支出し紙幣準備の「ルピー」部へ之を移し以て準備を補充す而して在倫敦紙幣準備中金の有高減少するときは金貨本位準備中の磅證券を賣却し之を補足し之と同時に印度にて「ルピー」貨を國庫より支出し之を金貨本位準備へ拂込み以て準備を充足す是れ一方には準備補充の策にして又一方に於ては「ルピー」貨吸集の策ともなるなり印度政府が内外相應じ金銀の需給を調和し跛本位を維持するの方策凡そ斯の如し又以て努めたりと云つべきなり

〔附言〕 磅と「ルピー」の割合は一と十六なりと雖も印度政府は此割合にて無限に金を支出するの義務を負担せず倫敦爲替には所謂最大週額(ウキークリ、マキシ

マムなる者ありて其額を制限し爲替歩合は普通一志三片二十九乃至三十二現送點なりなり、昨年三月以來キヤルキヤタ、ホムベイ等にて此割合を保持せり(九月比まで)

印度跛本位の組織は概ね前陳の如く物其の物の性質として自然の調和を缺き一大困難物たるを免れず、其目的は銀價下落より来る財政上の困難を避るにありて經濟上の不利を顧るに違あらざるは印度政府自身も認る所にして西曆千八百九十三年大議論大躊躇後終に採用せられたるものなり、果せる哉當初は經濟上に非常の動搖を來し大に物品の輸出を減じ銀價は却つて下落し採用の前々年までは「ルービー」一志四片七三三を保ちしに新制度實施を見込み銀の輸入を増加すると同時に死藏の銀塊一時に市場に出て前年に於て既に一志二片九八四に下落し當年一志二片五四六と成り翌年に至りては更に下落して一志一片一〇〇と成れり、銀の輸入も採用前は自然に従ふ所の個人輸入其大部分を占め政府輸入は皆無の事多く稀れに徴々たる高を見るに止まりしと雖も採用以後は全く其情況を變じ幣制維持上の必要より生ずる人爲の政府輸入大に増加し最近二箇年度即ち西曆千九百六年度及同七年度の實況に就て之を見るに前者に於ては政府輸入千

百五十四萬四千五百五十磅、人民輸入五百八十二萬百三十六磅、後者に於ては政府輸入六百廿九萬七千三百五十四磅、人民輸入八百四萬九千三百磅にして近年の實況概ね斯の如く進退増減毫も一定せず全く時の必要に依り政府其輸入を鹽梅するものにして其苦心の一端を窺ふに難からず、而して銀貨の製造高亦年に多大の増減ありて必らずしも銀の輸入と符合せず、即ち前記兩年度に於ける製造高は「ルービー」貨及補助貨前者に於て二億五千三百七十萬三千二百八十三「ルービー」、後者に於て一億七千三百七萬百四十六「ルービー」なりとす、其過不足は倫敦に於て國庫手形賣却の増減斟酌を以て之を調和せざるを得ず、即ち前記兩年度に於ける賣却高は前者に於ては三千三百四十三萬二千九百九十六磅、後者に於て千五百三十萬七千六十一磅なり、年に著しき増減あるは當局繰繰の精巧を示すものと云ふを得べきも其間の苦心察するに餘りあり、一朝需給の調和を過るときは其害實に測知す可らざるものあり、豈に寒心の至りならずや、抑々印度は輸出超過國なるを以て諸般の事情能く之を爲すを許すも是れ能く他國の企て及ぶ所に非ざるなり、夫れ然り然りと雖も年柄に依り困難に陥ることなしとせず、其第一回は西曆千八百九十三年の秋にして新制採用の當初に於て非常の打撃を被むり世人をして其成功を危

ましむるに至れり即ち當年に前記の如く輸出減少し爲替は一月以來一志二片三七五となり多額の國庫手形を賣却すること能はず、下半期に於て僅かに八百六十萬ルピーを賣却し得るに止まり不足は印度英貨手形を賣却して之に充當するの已を得ざるに至れり。第二回は西曆千八百九十七年にして爲替率一志二片四五乃至一志三片三四重にして國庫手形を賣ること能はず十五週引續き賣却は全く中止せられ饑饉及邊境不穩の爲め財政大に逼迫を告げ國庫手形の支拂に應ずる能はず、秋期に於て一週間に印度宛手形に九十萬ルピーの超過を見平常は外國有價證券を購入するを通例とするに當時は印度宛手形一千萬ルピーを一志四片にて買上げざるを得ざる事情となり經濟事情全く轉倒せり。第三回は西曆千九百七年秋期以降にして記憶尙ほ新なり、當年は秋霖(モンスーン)少く輸出減少し輸入増加し一時は輸入の超過を見るに至れり加ふるに爲替の不利なるに際し米國の恐慌起り四海の市場より該國へ金を吸集すること甚だ多く印度に於て終に金貨本位準備金より多額を拂出さるゝを得ざる窮狀を呈し西曆千九百六年度には四百一萬四千四百二十五磅に達せし同準備金が減じて同七年度には百十二萬七千磅と成るに至り而して西曆千九百七年に於ては八月二十七日までは

八百六十萬四千九百八十磅の國庫手形を發行し得しに同八年八月二十五日までには僅かに六十八萬千九百九十六磅を發行し得しに止まれり、其増減の多大なる驚くに堪へたり、今便宜の爲め西曆千九百八年四月以降に於ける金貨本位準備金内容の變化を示せば左の如し

第四表

	四月一日の越高	八月末日實況
一金證券へ放資高	一四〇一九六七六	六七八五三六一
一印度に於ける金在高	三三二、〇〇〇	なし
一同上銀	四、〇〇〇、〇〇〇	一、四九九、〇八八
一國庫所有高	なし	一六三、四三七

以て其變更の且つ大なるを見るべくして其間當局の苦心鮮少に非ざる哉察するに餘りあり又西曆千九百九年八月三十一日の準備在高は左の如し

第五表

印度に於ける準備金	銀	貨
	三七三、七七八、〇二〇	三

金貨及金塊

二八九、一六九

銀塊

七八六、九七〇

英貨公債

九九、九九九、九四六

英國に於ける準備金

金銀及金塊

二二、五〇〇、〇〇〇

英貨公債

二〇、〇〇〇、〇〇〇

準備金合計

五一七、三五四、一〇五

又西曆千九百十年一月末に於て印度政府が倫敦に於て有せし通貨準備は百五十萬磅にして在印度の金準備は五百二十五萬磅に達せり而して今後は造幣益金銀、ルビー製造より生ずる利益の全部は之を金の購買に使用し金準備の高を二千五百萬磅に達せしむべしとの説あり

如上印度政府は跛本位維持の爲め無數の困難を見ざるを得ざると共に銀地金購入の爲め金銀比價に人爲的變動を惹起し四海の貿易を擾亂すること尠なからず近く西曆千九百七年に於て印度政府は巨額の銀塊を購入せり其高細工用を除き實に當年の世界銀産額以上に達し爲に其價格二十四片十六分の三より三十二

片八分の七の高價に上昇せり是に於て支那輸出貿易は殆ど全滅の否運に陥れり支那製茶輸出者は前記騰貴以前に於ては之を倫敦に輸出し其若干を一磅に賣却し之を以て本位銀一「オンス」を二十四片十六分の三の割合にて購入し之を支那に持ち歸り之にて七兩三分の一を得相應の利益を收めしに以後は三十二片八分の七にて一「オンス」を得之にて五兩半を得るに止まりしを以て其損失實に莫大なり然るに爾後三年間印度政府は毫も銀塊の購入を爲さざりしを以て兩の爲替相場は西曆千九百七年八月には三志七片の高歩を保ちしも翌年十二月には二志五片に降下し支那向き輸出貿易殆ど投機的情態に陥り西曆千九百七年初三箇月の爲替相場は五十七片にして綿布の輸入約七十一萬弗麥粉三十萬一千餘弗なりしに同月七八九の三箇月間には爲替相場四十七片に下降せしを以て前者の輸入は約廿萬五千弗後者は約七萬四千弗に減少し「ボムベイ」の綿織糸輸出も西曆千九百七年には百兩に付き二百七「ルビー」を得しも翌年に至りては百八十「ルビー」を得るに止まり商利消滅して殆ど皆無となり上海漢口紡績所は虚に乘して大に發達せり然ども是れ亦權花一朝の榮固より永遠を期す可らず他日銀價の下落に遭遇し不測の禍に罹るなきを期せるなり又材木の實況を以て之を見るに西曆千九百

七年にはポルトランド最上造材千「ト」は上海渡にて金三十弗銀三十三兩に當れり(に賣却せられたりしも翌年は銀價下落し金三十弗に對し銀四十八兩に當りしを以て支那は大同江より同様の良品より廉價を以て購入するを得ポルトランド材木は急ち支那市場を失ひ輸出の道塞れり其他軌條綿類、麥粉等皆同様の運命に陥り支那大豆の輸出實に此時に始めり而し綿種同油槽は支那産競争に敗北し漢口の製鐵所此時に起り最上の鐵塊、ビク語掛皆濟にて十六兩を以て輸出し四海の製鐵家を驚かせり元來十六兩の爲替相場は西曆千八百七十三年には五磅なりしに同千九百七年には二磅十六志其翌年には一磅十八志六片となれり其輸出貿易に變動を來すは實に已を得ざるの數なりとす

西曆千八百九十三年六月の銀貨自由製造停止は大に銀價を隆下し同月中に「オンス」に付九片の下落を示し前年明治二十五年に於て我商館市は英國の某製鐵所に千五百噸の水管を注文し一噸四磅にして當時の爲替相場は二十八圓銀圓なりし而して西曆千八百九十四年に至り同市は舊に依り更に同會社へ第二の千五百噸を注文せり然るに當時は印度跛本位採用の爲め銀價下落し四磅に對する爲替相場は銀四十圓となりしを以て同市は契約を破棄し北海道製鐵所に於て之を

製造し爾來同所は支那印度市場に向つて水管の供給者となるに至れり斯の如く跛本位の採用は世界の貿易を攪亂し近く西曆千九百九年度に於ては金の輸入は之を前年度に比し八百萬磅を減じ銀の輸入は一割七分を増加せり元來銀の輸入は銀價の維持に不便なるを以て既に其輸入に五分税を課せしも尙ほ之を以て足れりとせず西曆千九百十年二月に至り其率を増加せり然るに土人は銀に慣れ且つ生計甚だしき低度にあるを以て金を便とせざるを以て政廳は金の勢力を増んと欲し本位金「オンス」を拂込む者に對しては其に相當する金貨を付與すと雖も銀の百「ト」ラ(「ト」ラは百八十「グレイン」)の拂込に對して村長に十六「ト」ラに相當する銀貨を支拂ふ旨を布告せり是に於て金の輸入は銀に對して大に増加し前世紀に於ては金の輸入一に對し銀の輸入は三五なりしに西曆千九百十二年には金八銀一の比例に變化し銀の輸入税率引上後二箇年間に印度は英國より七千三百萬磅(在倫敦高を含む)の金を吸集せり

抑々「ル」ビ「」は印度古來の貨幣にして國民最も之を便とす然れども今哉自由に之を得る能はず磅は之を輸入するを得ると雖も「ル」ビ「」は固より之を輸入する能はず銀塊の輸入尙ほ高率の輸入税あり其不便多辯を要せず而して印度は古

來銀を貯藏すること少なからず饑饉に際しては之を以て食品を購買するを常とす。抑々饑饉は印度の一流行物にして天候の不順屢々其災を發生す。西曆千八百九十七年の西北饑饉に際會しアラハバツド市在の二箇村の村長は村中の貯銀を集め前回の饑饉に於て食品購入の經驗を有せしを以て銀貨自由製造の停止を知らず二千「トトラ」の銀を以て二千「ルビー」の食品を購入するを豫期せしに本位變更後は銀の造幣價格と市場價格との間に非常の差違を生し地方兩替商の爲め大に翻弄せられ二千「トトラ」の銀地金を僅々六百「ルビー」の成貨に交換し遙かに豫期の半額以下の食品を購入せざるを得ざるの不幸に陥れり。人あり兩替商の苛酷を責れば彼曰く「銀貨の爲に造幣局を鎖す者は我に非ずして政廳なり二千「トトラ」の銀塊我に於て用なし我之を喰ふ能はざるなり」と。今之を西曆千八百七十七年の南部饑饉に比するに實に天壤雲ならざるものあり則ち當年五月ボムベイ造幣局の銀貨製造高は僅々千百「ルビー」に止まりしに饑饉猖獗貨幣の需要漸やく加はるに從ひ當年十二月には既に人民の依頼に應し十萬「ルビー」を超過し翌年九月に於ては百九十萬「ルビー」の多額を製造し西曆千八百七十八年中ボムベイ造幣局が人民の依頼に應し製造せし所の銀貨は千二百萬圓の巨額に上れり。今哉印度三

億の民衆は此屈伸を失ふ其不便知るべきのみ又銀行取引上より之を觀察するに政廳が百万金貨流通の道を開かんとするも尙ほ「ルビー」の市に歡迎せらるゝを見るに足れり。則ち最近の實況に依るに印度銀行の取引總高七割五分は「ルビー」紙幣二割は「ルビー」銀貨にして金貨は僅々五分に相當す。是れすら多く兩替商の手中に落ち鑄潰せらる跋本位の印度經濟の情態に適せざる哉多辯を要せず

第三目 本位の大小

次に論ずべきは本位金額の大小是なり。元來本位金額の大小は國に依りて大に差違あり。即ち英の磅一磅は九百十六位にして正量七グラム九八八〇五純分七グラム三二二三八佛の法九百位にして十法の正量三グラム一二五八純分二グラム九〇三二二獨の馬九百位にして十馬の正量三グラム九八二四七純分三グラム五八四二二米の弗九百位にして十弗の正量八グラム三五九〇九純分七グラム五二三二其他日本の圓清國の兩等數ふるに違あらず。是れ皆國富發達の程度又は歴史上の事情に依り定まるものにして敢て規矩標準の則るべきものあるに非ず。英の磅の如きは稍々大に過ぐるの憾なしとせず佛の法の如きは無論小に失して不便なり。日本の圓米國の弗等は大に過ぎず小に失せず所謂中庸を得たる者と云ふを

得べし即ち我國に於て一圓を懐にせば日常の需用を缺くの憂なく米國に於ても一弗を所持すれば敢て饑渴の憂なし。元來本位と勘定の通稱及「コイン」即ち實貨とは之を一物體に兼帶せしむるを好しとす。我國の銀時代には一圓なる實貨あり而して一圓は即ち本位にして同時に勘定の通稱なりし故に一圓銀貨は此の三者を兼帶せり。然れども金本位採用後は一圓の量目は品位九百位の金の二分二厘二毛二二餘なるを以て五圓金貨と雖も尙ほ小に過るの感なしとせず。十圓金貨は重量二分二厘二毛二二餘なるを以て輕重其程度を得て流通に便なるを以て主として之を製造し實際一圓の實貨を缺き前記三要領を一物體にて兼帶する者は成立せざることゝなれり。然りと雖も斯の如きは唯理論上の缺點に屬し實際に於て多大の不便あるに非ざるなり。徒らに條理を全ふせんと欲し實際流通に不便なる貨幣を發行するが如きは固より不可なり。勘定の通稱と流通の實貨とは之を符合せしめざる可らず。兩者にして符合せざるときは往々不便を生ず例へば我國に於ても今日尙ほ兩貫、百等の名稱を用ひ米國の田舎に於ては或は廿五仙の代りに「シルリング」と云ふ者ありて往々不便を感ず。我現制に於ては固より兩貫を代表する實貨なし故に當時者の一方は兩は圓、貫は拾錢を意味するものとするも一方は

故意に兩貫等の名義を用ひ其間の差違を貪らんとすることなきを保せず。數百年來の慣習人口に膾炙し今日尙ほ古稱を唱る者なしとせざるも斯の如きは固より不可なり。曾て天保錢時代に一貫文を以て車賃を約し下車するに當り天保錢十枚を投じ一場の紛擾を惹起し終に車夫の失敗に歸し又家屋の賣買を兩にて定め困難を生ぜし。實例あり、事小なるが如しと雖も徒らに不便を起すの必要なし亦一考の値なしとせず而して公私の取引上厘位毛位のある場合に於て厘毛を代表する所の實貨なきときは實際の不便と理論上の不都合を生ずることなしとせず。佛國の「サンチム」勘定其好例たり。鑑みずんばある可ちざるなり。

第二節 補助貨

第一目 補助貨の通用制限

補助貨の通用制限及其供給の方法に付ても亦多少の注意を要す。抑々補助貨の通用制限は補助貨其者の素質上必ず之なきを得ず而して其高低の度合に就ては頗る論究すべきものあり則ち制限高きに失せん乎。勢ひ補助貨流通の高を増加し本位貨幣使用の區域を侵し幣制の基礎を薄弱ならしめ而かも日常の小取引に便

制限高きに失する

補助貨の制限は國の富に依り其高に於て其低を異にする

ならず制限低きに失せん乎使用の範圍狹隘にして流通便なるを得ず補助貨の便利其大半を失ふ。元來國富發達の程度は大に補助貨通用制限の設定に關係す即ち生計の程度高き國に於ては日常の取引と雖も其額大なるを以て補助貨を要すること比較的少く制限高きも充盈の患なしと雖も其度低き國に於ては小口取引頗る多くして補助貨の需用随つて高し故に其制限低からざれば盈溢の虞あり蓋し其需用多くして制限高ければ使用の範圍益々擴充して補助貨の流通本位貨使用の區域を侵すに至るべし果して然らば納税の爲め貯蓄拂込の爲め小口取引の爲め之を使用する者甚だ多く國庫銀行、小賣店等に補助貨蝟集し國庫銀行等の如きは其支出に苦み、小賣商は仕入に際し不便を感ずべし例へば制限額五圓なれば五圓以上の税金預金は本位を以て之を拂込むべしと雖も其高十圓なるときは補助貨を以て拂込む場合多かるべし、又小賣店に於ても制限五圓なれば五圓以上の賣物は本位貨を以て其支拂を受くべしと雖も制限十圓なれば補助貨を以て支拂はるる場合多きは數の然らしむる所たり、由是觀之補助貨流通制限の高低は國富發達の程度に鑑み之を定めざるを得ず、英は四十志、獨は二十馬、米は五弗を以て通用制限高と爲すは頗る當を得たるに似たり、我國の十圓、佛國の五十法は一見高き

に失するの感なきを得ざるなり

第二目 補助貨の實價減削の方法

實價減削の二方法並に其理由

補助貨の實價減削に就て二方法あり一は其量目を減じ一は其品位を落すもの是なり、元來補助貨は價格の價準に非ずして單に交換の媒助たるを以て其製造本位貨の如く精密なるを要せずして流通に便なるを以て主眼とす故に正比例を以て量目を減ずるときは十錢、五錢の銀貨の如きは其形狀小に過ぎて取扱に便ならず、且つ補助貨は流通迅速なるを以て摩損の度自ら強く其實價を減ずるは參加銅を増加して其品位を降下するを便とす故に我國及歐洲大陸北米合衆國等に於ては本位貨幣は九百位なるに補助銀貨は之を八百位若くは其以下とし品位を以て補助貨の實價を減ず、青銅貨、白銅貨に至つては銀の補助貨と大に其趣を異にし其造幣價格と實價との間に著しき差違を存す、斯の如く補助貨の品位若くは分量を減ずる所以のものは其流通を便にせんとするにありと雖も其主とする所は補助貨の供給に過不足なからしめ以て日常小取引に不便を生ぜざらしむるにあり若し補助貨の造幣價格をして市場價格に近からしめん乎些少なる市價の騰貴は忽ち後者を前者の上に置き士民等ふて補助貨を鑄潰し補助貨市場に跡を斷ち甚し

き不便を來すべし、然りと雖も其差違過當ならん乎賸造の弊是處に生ず察せずんばある可らざるなり

第三目 補助貨の供給

補助貨の流通をして其程度を得せしめ市場に過不足なからしめんと欲せば流通制限を定むると同時に深く其供給の方法に留意せざるを得ず、假令通用制限は其當を得るも供給に注意せずんば忽ち市場に盈缺を生じ非常の不便を惹起するの虞なしとせず、抑々補助貨は價格の標準に非ずして單に流通の便宜を目的とする交換の媒助たるに過ぎざる所の一種の代表貨幣にして其造幣價格と市場價格との間に差違あるを便とし彼の本位貨幣の如く名稱と實價と同一なる者と年を同ふして議すべきに非ざるなり故に本位貨の場合に於ては地金の所有者は何人と雖も之を造幣局に呈出し貨幣法及造幣規則に依り造幣の依頼をなすことを得べしと雖も補助貨に至りては即ち然らず其造幣價格は遙かに市場價格の上にあり若し夫れ之を自由鑄造に委ねん乎、何を以てか其過不足を斟酌し其充溢を防ぐを得ん、宜なる哉各國皆補助貨の供給は之を國家の獨占と爲す、然りと雖も百般事物の繁多なる政府は自己の觀察力のみにより萬機を決すること能はず、天下諸般

補助貨の供給をし

て過不足なからしむるの方法

の機關を利用するの必要あり、是に於て乎政府は金庫は勿論大小の銀行、兩替屋、小賣店、飲食店、旅宿等の實況に注意し且つ中央銀行をして常に其過不足を報告せしめ以て自己觀察力の足らざる所を補ひ先づ一箇年度を達觀して其大體を定め、年度進行中其の製造高を適宜に造幣局に訓令し臨機應變以て宜きを制するを必要とす、方今諸文明國の採る所の方法概ね斯の如し又以て誤なきに庶幾からん乎

第四目 補助貨の方式

補助貨製造の事亦注意せざるを得ず、若し夫れ造幣の「テクニク」即ち専門に屬する事項の如きに至りては後に陳述する所あるべしと雖も、茲に補助貨の「システム」即ち方式に就て一言せん、抑々補助貨の方式に三あり

- 一 折半紙（バイナル、システム）
- 二 十二進式（トゥーデシマル、システム）
- 三 十進式（デシマル、システム）

是なり折半式は本位例へば一圓を折半して五十錢を造り之を折半し二十五錢貨幣を製造する等の如く折半を以て始終する者なり故に此方式に據り二十五錢を折半すれば忽ち不便なる分數を生じ小貨を造るに便ならず、十二進式は三方式中

分子を含むこと最も多く一、二、三、四、六は皆十二の含有する分子にして道理上数の選擇に便利なるが如しと雖も市場に最も便利なる十及五の如き數を得ること能はず故に單に之に依るを得ず十進式は一、二、五、十と云ふ如き便利なる數を得べく又二十、五十と云ふ數も此方式に適合し頗る實用に適すべしと雖も市場若し三、六、十二と云ふ如き數を喜ぶの實ならば十進式にては之を得る能はず故に補助貨の方式を選ぶには一に拘泥するを得ず、須らく數方式を折衷し其長を採り短を捨てざる可らず例へば第一に依り五十錢を造り第三に依り二十錢十錢五錢及一錢を造り若し三、六及十二の如き數を便とすることあるときは第二に依り是等の數を選び以て市場流通の便宜を圖るべきなり

第五目 補助貨の貨面金額と物價との關係

補助貨の方式に就て取るべきの注意凡そ斯の如し今一步を進めて「デノミネーション」即ち其貨面金額が如何に物價に關係するやの問題に就て一言せん、此問題は今日既に解決せられ補助貨の貨面金額の大小は絶えて其影響を卸賣相場に及ぼすなきも小賣相場には多少關係を生じ世俗に所謂纏頭、祝儀、心附等の如き者の上には大に影響すとは世人の熟知する所なり故に經濟の大體に於ては殆ど之を

問ふの必要なしと雖も日常小前小口の取引に於ては留意すべきの一問題たり、元來卸賣は金額大にして其單位單價に付き輪贏を毫厘の間に争ふ所の苦勞人間に於ける取引なるを以て區々補助貨々面の金額の如きは其關する所に非ざるも小賣に至つては其情況既に異なり、坊間素人顧客が其懷中より貨幣を取出し之を物品と交換せんとする哉先づ其囊中を測量し物品に向つて之が投否を決するは僅かに三五の數に於て之を左右し、囊中に二十錢貨あれば能く之を投ずるも二十五錢貨あるときは之を投ずるに躊躇するは蓋し其常情たり故に小賣商は品質若くは分量を以て事情を斟酌し容易に賣却代價を改めず又以て人情に投ずるものと云ふべし、彼の祝儀、心附の如きは二十錢貨あつて二十五錢貨なきときは二十錢を以て事を充たし二十錢貨なくして二十五錢貨あれば二十五錢となり其間頗る大差を生ず、畢竟補助貨の貨面金額の問題は日常小取引の爲め最も便利なる數額を選みて實貨一枚若くは二枚を以て便利なる數例へば十錢貨一枚と五錢貨一枚とを合せて容易に十五錢の如き實地に最も起り易き數を造り又其各一枚にて五錢十錢の如き最も多く流行する數に吻合せしむるを好しとす

第六目 小額紙幣の引揚並に一圓補助貨

茲に又本問題に就て一言すべき事あり他なし一圓紙幣は既に漸次引揚らる。是れ世運の進歩に伴ふ當然の趨勢にして通貨の基礎を確實にする爲め必要の事項なり。今列強の實際を見るに英國の如きは五磅以下の紙幣なく佛國に於ては紙幣は五法、二十法、二十五法、五十法、百法、五百法、千法の七種なるも二十五法以下は新たに之を發行せず實際の流通は百法紙幣最も多く西曆千九百十年十二月二十二日の總發行高五十一億五千九百九十餘萬法中凡そ二十七億五千七百萬法を占め二十五法の引揚殘高は僅かに三十八萬二千三百餘法にして二十法は百二十三萬五千三百六十法、五法は、六十七萬七千三百十五法を存せり、元來五法券の如きは戰爭中小貨拂底の爲め發行せられたるものにして今哉流通殆ど其痕跡を絶ち纔かに紀念品として保存せらるゝ而已、而して獨逸は二十、五十、百及千馬の四種にして百馬最も多きを占む、今獨佛最近の實況を示せば左の如し

第六表 (單位千圓四捨五入)

千馬	西曆一九一〇年	同千九百一一年	西曆一九一一年	同一九一二年
	一八五、四七六	一八七、六四四	五八六、五七八	五九八、〇七六
			千法	

外國の類

百馬	七三、六六九	七五四、一三八	五百法	一一三、一四〇	一一一、八二三
五十馬	七一、〇六七	八五、三三四	百法	一一一、九六〇	一一、二四七九一
二十馬	六六、二一一	九八、一七一	五十法	二七七、七五九	三〇九、二六七

合計	一、〇三六、四二三	一、一二五、二八七	合計	二、〇九〇、三五〇	二、一四四、八二七
			二十五法	一五二	一四七
			二十法	四九一	四七二
			五法	二七〇	二六一

北米合衆國の如きも西曆千九百一一年一法令を發布し一弗紙幣は總發行高の三分の一を限度とす、然れども實際は十弗最も多く約二億弗に達し、二十弗之に次ぎ其高約一億五千萬弗なり、大銀行は五弗紙幣すら尙ほ多く之を發行せず一弗紙幣を便とし發行するは地方の小銀行なりとす故に其制限高を各行の發行高に比例せず國立銀行紙幣發行高全體に通じて其三分の一を發行するを得るものとし都鄙其需用に依り最も便利なる流通貨幣を得るを得策とするの説あり蓋し其要を得たりと云つべし、而して西曆千九百十四年三月一日の紙幣發行高は左の如く最大額を占る者は十弗券なり

第七表

一	弗	一八四、九〇四、八九九
二	弗	六七、四七九、五二五
五	弗	五五七、〇九四、一九七
十	弗	七三四、四一二、九一七
二十	弗	五二二、〇六七、七〇六
五十	弗	八七、〇四〇、五四〇
百	弗	一二七、二〇六、一七〇
五百	弗	二四、六八三、五〇〇
千	弗	九七、四八一、五〇〇
五千	弗	八二、一三〇、〇〇〇
一萬	弗	二三四、九四〇、〇〇〇
小額紙幣		五二六、九〇〇
合計		二、七一九、四九三、六四四

然れども之を貨幣實際の流通上より見るに一圓なる名稱及實貨は頗る便利な

小紙幣引揚に就き我が國の經濟

る者なれば一圓補助貨の製造は他日の問題となるを保せず豫め之を期せざるを得ず抑々世界の大勢を通じ既に金貨本位を採用し通商貿易内外市場共通を以て國是と爲すが如き強國にして一圓の如き小額の貨幣を合法貨幣とし無限に通用せしめ而かも其發行を之を以て自己の利益とする銀行に一任するが如きは事物の關係其宜きを得たるものに非ざるなり須臾く之を廢止し其間隙は一種の補助貨を以て之を補充し其供給は之を諸事公益より打算する所の國家に任せざる可らざるは多辯を要せず而して貨幣基礎の鞏固を計るが爲め更に進んで五圓、十圓の紙幣と雖も漸次之を廢止し先進國の例に倣ひ紙幣は二十五圓以上の者に限るの時に至らば一圓補助貨は益々其便利を増加すべし世運の進歩に依り眞理遂行の範圍を擴張するは實に吾人をして快哉を呼ばしむるに足るものあり我國に於て曾て不換紙幣の整理に方り十錢、二十錢、五十錢の紙幣を引揚げしに際し坊間是等小紙幣の便利を稱し其引揚を不可とする説頻々として起れり然るに兌換制度の確定するに及んで其説雲散霧消復た其跡を留めず明治三十年貨幣法の實施と共に一圓紙幣引揚の漸次決行せらるゝに際して復た其不可を唱ふる聲囂然として起れり爾來星霜を経る十數回は等の諸説亦殆ど其跡を收めんとす今後五圓、十

圓紙幣の存廢に付き復た多少の論なきを得ざるべきも十圓以下紙幣の引揚は小切手の流通を獎勵す大勢の向ふ所之に従ふ者は興り之に反する者は敗る是れ天下の通義たり啾々たる蚊蚋何ぞ風鳴を障けん哉然れども一躍英國の例に倣ひ五十圓以下の紙幣を全廢するが如きは事急劇に過ぎ却て困難を生ずべし將に周圍の狀況を改善し進んで此域に入るを期せざる可らず

斯の如く一圓補助貨の必要を生ずるときは其材料には如何なる金屬を用ふべきや又豫め講究を要すべきの問題なり銀は形量大に過ぎて不便なるべく白金は價貴く形狀小に過ぎて便ならずアルミニウムは比重輕微にして酸化せず頗る携帯に便なりと雖も其品格色澤等高位の貨幣に適せざるの憾あり元來一圓補助貨製造の爲には大に金屬の選擇に注意を要す殊に我國の如きは種々の氣象氣候を有し大氣の乾燥寒冷なること北海道の如きあり濕潤溫暖なる臺灣の如きあり又氣候中和乾濕其宜きを得たる本州の如きありて補助貨の爲め全國各種の氣象氣候に適合し遺憾なき所の新金屬を得るは實に容易の業に非ざるなり而して新金屬は概ね價格の動搖甚しく動もすれば市價と造幣價格との間に調和を失し流通上の不便を來すの虞あるを免れず新金屬の選擇には實に周到の注意を要すア

一圓補助貨の材料

ルミニウムも従前は價格大に變動せしと雖も方今は倫敦に相場立ちて大變動を見ること稀なり明治四十年の最高は一英斤二十一志四片、最低十一志三片なり然るに一圓補助貨幣製造の問題は我國近き將來に於て吾人が將に解決すべき問題の一たり若し其選を誤るときは累を後世に残し意外の不便を生ずることなきを保せず豈に研究の必要なしとせんや須臾く學理の研究を積み實踐の經驗を経遠く慮り廣く鑑み而して後ち事を決するを可とす世に巧遅拙速と云ふ事あり其適用の當否は時と場所とに依り自ら區別ありと雖も概して立法は巧遅を尊び行政は拙速を尊ぶの場合多しとす貨幣法改正の如きは巧遅を尊ぶの一例と云ふを得べし漫に成功に急にして累を後世に貽すは識者の採らざる所なり軌近クロミヤムとコルバルトとの濟合金屬を製し鋼に代用し酸化することなしとの記事を見私かに思へらく是れ補助貨の好材料たらんかと記して以て備忘とす

第三節 複合法貨幣

本位及補助貨の事は粗々之を論究せり故に今一步を進めて便利なる合法貨幣を得んと欲せば如何に之を組合すべきやに就て一言せん抑々單獨合法貨幣法は

一定の本位を設くと雖も別に之を補助して流通の便を圖る者を設けず故に日常の小取引に便なるを得ず複合法貨幣法の發達を俟つて甫めて是等の不便を除くを得たり蓋し複合法貨幣法とは先づ金の如き尊き金屬を以て本位と爲し銀の如き本位金屬に對し少しく價格の低き金屬を選みて五十錢、二十錢、十錢の如き額而稍々大なる補助貨を造り白銅の如き銀より劣りたる金屬を以て五錢、三錢の如き中間の補助貨を造り一錢、二錢の如く價格低廉なる者は青銅の如き金屬を以て之を造り而して銀の補助貨は例へば十圓限り白銅、青銅は一圓限りと云ふが如く其合法貨幣として通用すべき限度を定め大取引には本位貨を用ひ、日常の小拂には補助貨を使用し大小相應じ以て流通の便を計るを目的とす是れ硬貨制度中最も發達したる者なり我國は即ち此法を採り、歐米に於ても多く此法に據る、彼の羅甸同盟の如きも名義上兩本位を存すと雖も實際は本位銀貨の製造を停止し兩本位制の下に複合法貨幣の制を實行し、立法に依らず圓滿に事を行政上に決し以て國家の一大事を解決せり老練の手段嘆賞の至りに堪えず、上來述ぶる所の者を以て之を觀れば硬貨制度の複合法制に依らざる可らずや論を俟たざるなり

第四節 貨幣法の要素

第一目 公差

貨幣の純分及量目は法律を以て之を定むと雖も學術技藝の進歩如何なる程度に達するも多數の貨幣中實際の純分量目と法定の純分正量との間に秋毫の差異なきを期する能はず故に其間上下に細微なる差違の生ずるを恕するは勢の免れ能ざる所なり、此差違は即ち貨幣法に所謂公差なり、公差の程度は重きに失して技術を以て故意に貨幣の品質量目を落し得るの度に下らず又輕に過ぎて技術に應ぜず多數の成貨公差以外に逸脱し不合格貨幣を過當に製出するに至らず且つ其正量正分との差違盜削、贋造、摘出等の弊を誘發するに足らざるの點にあり、今貨幣法第九條を見るに純分の公差は金貨は一千分の一にして銀貨は一千分の三なり量目の公差は第十條に規定す即ち左の如し

- 純分及量目公差
- 每片公差
- 一 金貨二十圓は每片八毛六四〇、グラム〇三二四〇、其千枚公差は八分三厘(三)グラム、一二五〇)
 - 二 金貨十圓は每片六毛〇五〇、グラム〇二二六九、千枚公差は六分二厘(二)グラム

ラム三二五〇)

三 金貨五圓は毎片四毛四三〇(グラム)一六二〇千枚公差は四分一厘(一グラム)五三七五〇とす

四 銀貨幣五十錢は毎片二厘一毛六〇(グラム)八一〇千枚毎に一匁零分八厘(四グラム)〇五二十錢銀貨は毎片一厘零毛八〇(グラム)四〇五千枚毎に六分四厘(二グラム)四〇千錢銀貨幣は毎片一厘零毛四〇(グラム)〇三九千枚公差は五分六厘(二グラム)一〇とす明治三十九年法律第二十六號にて改正

斯の如く量目の公差には毎片公差と千枚公差即ち大數公差との區別あり而して後者は比較的之を小にす是れ他なし多數の公差は毎片の公差を平均して定むべきものにして之を積算して定むべきものに非ざればなり而して實際の利害より之を論ずれば毎片公差に比例して大數公差を定むるときは貨幣を秤量して取扱ふの便利は全く之を失ふに至るべし故に千枚の公差は上下を平均して實貨一枚の量目に達せざるを必要とす亦是れ貨幣の品質を佳良ならしめ併せて其取扱を便利にするの一方法なり

大數公差

第二目 最輕量目

貨幣行政中次に論ずべきは最輕量目の事是なり抑々最輕量目は貨幣を純粹に保つる目的を以て設けたる者にして貨幣法第十一條に之を規定す即ち該條は金貨の通用最輕量目を

- 二十圓金貨四匁四分二厘(正量四匁四分四厘四毛四)
 - 十圓金貨二匁二分一厘(正量二匁二分二厘二毛二)
 - 五圓金貨一匁一分〇厘五毛(正量一匁一分一厘一毛一)
- とし其第十二條には

金貨幣にして摩損の爲め通用最輕量目を下るものは(中略其額面價格を以て無手数料にて政府に於て之を引換ふべし

と規定し兩條相待つて貨幣行政の効用を全ふす最輕量目を定むる程度は低きに失して多數の貨幣を集め其中より輕量の者を摘出して之を支拂に供し正量以上は勿論の者は之を鑄潰し若くは輸出の用に供し以て利益を得るに至らず高きに失しては貨幣の壽命甚だ短く屢々改造の必要を生じ徒らに造幣費用を増加するの不利なからしむるの點にあり抑々僅少の利益の爲め多數の貨幣を集め輕量貨

最輕量目
を定むる
の程度

公差と最
輕量目と
の關係

幣を摘出するは容易の業に非ず、其金利と手數とを要する鮮少に非ざるなり故に正量と最輕量との間には是等の費用と時間とを償ふに足るの差違あるに非ずんば其弊を生ずるの虞なし。然りと雖も茲に注意すべきは公差大なるときは一面に於ては貨幣の正量以上の公差近くにある者と公差以下最輕量目近くにある者との間に生ずる所の差違多く或は重量貨幣摘出の弊を生ずるなきを保せず、他の一面に於ては正量以下の公差近くにある者と最輕量目との間大に迫り徒らに成貨の壽命を短縮するの患あり、事物の關係其微少なること人意の表に出るものあり立法の注意周到なるを要するや論を竣たず

第三目 輕量及毀損貨幣の引揚

論述の順序今哉正に摩損貨幣の引換に論及せざるを得ず、請ふ少しく之を辯ぜん我貨幣法第十二條には

無手數料
引揚

金貨幣にして摩損の爲め通用最輕量目を下るもの及銀貨幣白銅貨幣又は青銅貨幣にして著しく摩損したるもの其他流用不便の貨幣は其額面價格を以て無手數料にて政府に於て之を引換ふべし

と規定す。抑々硬貨の製造獨占の主義に基き國家が其發行の任に當る者なれば其

無手數料
引揚に對
する反對

引揚は須らく無手數料なるべしとは方今既に一定の説あり、我國の法律亦之を認めしは實に至當の事なり。然るに世上何物か議論なきを得んや無手數料引揚に就ても多少の論難を試むる者なきに非ず、其論に曰く無手數料引揚は流汗、盜刪等の惡弊を促すの憂あり、宜しく相當の手數料を徴すべしと、是れ固より採るに足らざるの説なり。元來貨幣は流通物にして一般公衆が之を使用するの際各自少々宛皆之を摩損し同時に貨幣の流通より生ずる所の便益を受く。然るに摩損貨幣改造の費用を最後の所有者而かも正直にして摩損貨幣を通過せしむるを敢てせず國家の爲め貨幣を純良に保たんと欲し之を造幣局に齎す者をして其費用を負擔せしむるの理由は天上天下其所在を求むるを得ず、又摩損貨幣の使用者を求て之に按分して其改造の費用を負擔せしめん乎、是固より不可能の事に屬す而して實際に於ては貨幣の摩損は其使用者の掌皮の硬軟に依るものあり、今其硬軟に按分して改造の費用を負擔せしめん乎、能ふ可んば是れ實に公平を得たるものと云つべし。夫れ數理は神に通じ造化の秘密を採り鬼神を驚かすの力あり、然りと雖も前陳の如きは其能く爲し能ふ所に非るなり、又輕量貨幣最後の所有者となるは細民に多くして富豪者に少きの事實あり、何となれば富豪は多數の貨幣中より輕量の者を

選び之を細民に與ふを得べきも細民は直ちに之を知る能はず、之を受るの已を得ざる場合多ければなり。由是觀之輕量貨幣の引揚は國費を以て之を爲すは當然の事に屬し復た疑を容るゝの餘地を存せず、元來英國人士は頗る保守の氣質に富み長く造幣手數料を徴せしに終に其弊に堪えず、西曆千八百九十年に至り手數料を廢止せり。爾後輕量貨幣を以て有名なる英國貨幣の狀況頗る其面目を改め大に輕量貨幣流通の不便を減ずることを得たるは後に第八表に示すが如し

又正量を保つ所の新鮮なる實貨の流通繁きときは輕量に落ち摩損を受けたる貨幣は大に公衆の注意を惹き其流通便なるを得ず彼の流汗其他不正の取扱を受けたる貨幣を流通せしむること困難となり隨て是等の惡弊の減少することを得べし、之に反し摩損したる貨幣の流通盛なるときは不正貨幣の跋扈を獎勵す其狀恰も普通の人間の中に滿面の痘痕輕石の如き者一度現出せば直ちに識別するを得べしと雖も種痘の術未だ普及せず痘痕普通なる時代には蟹甲輕石の人の面亦大に世人の注意を引くに足らざるが如し、夫れ全體の美を保つは一部の醜を退くるにあり、豈に敢て疑はん而して貨面模様之認識し難くして眞贋鑑別の道なく、私に極印を爲して國寶の様式を傷け其他故意に毀傷したる者は即ち是れ不正品に

通貨の多
數が正
に保つ
量を保
るとき
良幣は
大に公
衆の注
意を惹
く

して貨幣に非ず國家は固より之を引換ふるの義務を有するなし我貨幣法亦此主義を認め其第十三條に

貨幣にして模様之認識し難きもの又は私に極印を爲し其他故意に毀傷せりと認るものは貨幣たるの効用なきものとす
と規定す固より至當の事とす

第五節 造幣大試験

貨幣を純良ならしむるは一國の名譽にして其信用上に多大の關係を有す故に國家は貨幣の發行前にありては最も精密に其製造に注意し發行後にありては最輕量目及輕量毀損貨幣の引揚に注意し用意周到遺憾なきが如しと雖も尙ほ之に加ふるに造幣大試験を以てし大に貨幣の正確を期す、造幣大試験は毎年一回之を執行し之が爲め造幣局に於て其製貨中より例へば千枚に付一枚造幣依頼者には他の貨幣を以て填充すを控除し之を供試貨幣と稱し製造の月別に區別し封緘して之を保存す、主務大臣若くは其代理者は毎年造幣局に臨み其純分及量目を試験し仔細に其合法たる哉否哉を監視す、是れ文明國の恒例にして我貨幣行政亦重き

を之に置く用意實に周到なりと云ふべきなり

第二章 造幣

第一節 造幣局

本位貨及補助貨に關する事項に就ては粗々これを陳述せり依て今一步も進めて其供給の源泉たる造幣局の組織に就き一言せん、抑々造幣局は國の貧富大小及貴金屬生産國、不生産國たる等に依り自ら其位地組織、局量を異にす、然りと雖も其大體は先づ便宜の地方を選びて本局を置き其周圍に支局を置き支局の周圍に精製分析所を置き恰も郵便事業の一等郵便局、二等郵便局、三等郵便局に於けるが如く之を組織し以て造幣事業を經營するを肝要とす而して大國に於ては一本局の力を以て到底造幣事業を統督すること能はざるを以て必要に應じ數箇の本局を開設し各々其方面を定めて經理の任に當らしむるを通例とす即ち北米合衆國の如きはフヒラドル、ファイヤ、サンフランシスコ其他數箇所に本局を置く

造幣局設置の地點は貴金屬生産國たると然らざるとに依り其選を異にせざるを得ず即ち貴金屬生産國に於ては本支局又は分析所は可成鑛山附近の商業中心

造幣局設置の地理

我國の現況

若くは金融中心に設置するを便利とす、然れども貴金屬不生産國に於ては金銀を得るは専ら外國貿易の手段に依らざるを得ざるを以て本支局又は分析所は之を主要なる開場港若くは其附近の商業金融の中心たるべき都會に設くるを便利とす、然るに我國に於ては造幣本局は大阪に在り、元來我國は貴金屬生産國に非ず近年少しく増加せしと雖も金産出高は多く五百萬圓を超過せず朝鮮の産額之に加ふるも都合千五百萬圓を超へざるべく後年望なきに非ざるも尙ほ微々たるものと云はざるを得ず故に其供給は之を外國貿易に仰がざるを得ず、然らば則ち大阪は造幣本局設置の場所として其選を得たるや疑なき能はず、抑々大阪は内國貿易の中心たるに耻ぢざるべきも外國貿易に於ては遙に横濱、神戸に及ぶべきに非ず而して事實上神戸は輸出港に非ず大阪亦然りとす之に反して横濱は輸出超過を以て其常勢とす、然らば即ち本局は東京若くは横濱に其設置を見るは學理上當然の事にして事實上至當の事に屬し毫も疑を容れず、聞くならく造幣局創立の當時我當局者之を知らざるに非ず大阪は既に内國貿易の中心なるを以て他日亦外國貿易の中心たるべきを豫期し、本局を大阪に置けりと果して然らば其慮や實に遠しと云つべし、只爾後今日に至るまでの外國貿易の實況豫期の如くならざるを遺

憾とす、時勢の變遷は之を豫期すること難く、遠き將來に於ては先輩の豫期せし所或は正鵠を得るの時期あるべきも、近き將來に於ては蓋し其豫期を全ふする能はざるべし、之を目下の情況に照らすに造幣本局が主要なる輸出港と帝都とを離れて遠く大阪に在るは種々なる點に付て不便なしと云ひ難し、故に一部人士中に其移轉説の起りしこと一再に止まらず、蓋し本局移轉の如きは事頗る重大にして容易に之を實行するを得ざるべしと雖も、東京横濱の間に強力なる支局設置の必要あるは多辯を要せず

又臺灣は土地離隔し殊に銀に關して一種の特色を有し、本州と稍々その狀況を異にするを以て島治の發達に伴ひ少くとも銀の取扱に任ずる所の支局を要するは理勢正に然らざるを得ざる所とす、是等は我造幣事業に就き皆未解決の問題に屬し、尙ほ吾人の頭腦を煩すべきもの有りて存ず、慮らざんばある可らざるなり

次に論ずべきは造幣局の局量即ち其造幣力是なり、元來造幣局は一國硬貨の供給に任ずる者なるを以て其全局量は如何なる場合に於ても貨幣の供給に遺憾なからしむるを期せざる可らず、然りと雖も其規模過大にして有事の日に於ても其全力を用ゆるを要せず、優に之に應ずるが如き設備を爲すに於ては所謂過ぎたる

臺灣の特色

造幣事業に就き夜業の困難

は猶ほ及ばざるが如く、平日無用の經費を要し策の得たるものと云ふを得ず、故に貨幣の需用漸く加はるに際しては二三時間の労働時間の延長給料の割増を以て之に應じ、需用最も急なるに至りては職工を二分して之を晝組夜組に分ち所謂全局量を用ひ以て國家人民の需用に應ずるを得るを以て程度となすべきなり、斯の如き場合に於ては精巧勞力を要する工事の部分の如きは多少困難を感ずべしと雖も、厚報を以て之を勵まし、重禮を以て之を待ち急に應ずるの道なしとせず、又造幣局は多量の貴金屬を取扱ふを以て取締上夜業は其困難なきにあらずと雖も、方今科學の適用大に進歩し、點燈術等亦往日の比に非ず、大に此困難を減ずることを得たり、我國の經驗にては明治二十七八年の戦争に次で貨幣制度の改正あり、共に造幣局を勞すること多く一時は労働時間を一日十六時間とし、同三十七八年の役には最長十四時間の労働を課し、殆ど全局量を使用せり、然れども當局の注意と職工の熟練、勉勵とに依り、毫も不都合なく是等の難關を經過することを得たり、由是觀之、我造幣局の局量は方今の國力に對して先づ其當を得たるものと云ふを得べし、然るに明治四十四年度に於て八萬六千五百五十三圓の造幣局擴張費を見込み、本局の規模を擴張せり、國勢の發展に従ひ大體に於て多少の擴張を要するは論なし

と雖も今日の急務は本局の擴張より東京及朝鮮臺灣方面に支局を開設するにあり慮此所に出でず意を本局に注ぐに止まるは多少遺憾なしとせざるなり

第二節 造幣に要する専門的注意

第一目 贋造、偽造、變造及模造等の豫防

造幣局の組織、地點及其局量等に關しては粗々之を論究せり故に今一步を進て其製出する所の實貨に就ては如何なる注意を要すべきやの問題を學術及技術上より研究するは貨幣政策上眞に肝要の事に屬し留意すべきの點種々あり請ふ少しく之を辯ぜん

贋造、偽造等の不正貨幣が市場に現出するときは貨幣の流通に甚だしき困難を與へ大小の取引爲に圓滑なるを得ず非常の不便を惹起す故に防贋の術は極力之を講究せざるを得ず今之を學術と經驗とに照すに固より其方法なきに非ず即ち左の如し

一 實貨の性合を適當に堅ふする事

實貨の材料が鉛、錫の如く軟弱にして容易に押印を受ける者なるときは簡易な

る機械を以て容易に之を製造することを得べくして贋造を促すの憂あり故に實貨の性合は其製造に多少強力にして相當に複雑なる機械を要する程堅硬なるを要す、金銀と雖も品位の最優等なるを必要とせず諸國の經驗に據るに本位貨は九百位なれば同金屬の補助貨は八百位を適度とす、銀にして八百位以下なるときは空氣中の汚物を惹き數年を出でずして醜體を顯はし國寶たるの品位を保ち能はざるの虞あり且つ其汚穢なる公衆衛生の上に不便なしとするを得ざるに至るべし

二 貨幣を鑄造するは最も不可なり必ず形打製造法を用ふるを要す

貨幣を鑄造するときは實貨を泥壘に印して鑄型を造り贋造を爲すこと甚だ容易なり、然れども形打製造は相當に有力なる機械を要するを以て贋造隨て容易なることを得ず

三 貨幣面の意匠に關する注意

此點に關しては二説あり、其一は苦勞人筋の論にして意匠は可成淡泊にして只一二の點に於て素人には容易に鑑別し難きも熟練家が見るときは一見直ちに之が眞贋を鑑別するを得べきものを好しとすと云ふにあり、其二は意匠は之

を緻密にし贋造者に可成不便を與ふるを好しとすと云ふにあり。今兩者の得失を考ふるに道理上前者の後者に優るは論を俟たず、然りと雖も抑々貨幣は衆庶即ち素人中に流通する者にして其最後の鑑別に便なるより寧ろ流通の間識別に便にして世俗に所謂素人分りの好きを以て善しとす而して意匠中には馬齒を加ふるは防贋に著しき効力あり

四 局長と技師長との間に技術上二三の秘密を要す

是れ他に非ず精巧なる贋造貨幣ありて其眞贋の鑑別に苦しむ場合に於て結局の鑑別の便に供するにあり

五 各種實貨の意匠を異にする事

例へば我半錢銅貨と十錢銀貨とは意匠を同ふす故に其改描變造は實に容易にして往々其實例を見るの不幸あり。若し兩貨にして全く其意匠を異にし其差違あること舊式白銅貨と他の實貨との如くならしめば變造亦容易の業に非ざるなり

六 意匠は可成之を緻密にし偽造模造等を爲すに不便なるを要す

意匠の緻密を要するは贋造に就て論じたと粗々同様にして茲に之を再演

するの必要を見ず、其實例は不幸にして我舊式白銅貨に於て之を見る蓋し該貨は意匠單純に過ぎ種々の偽造模造を顯出せり。贋造亦然り、偽造模造の原因は獨り意匠の單純なるのみに非ず、造幣價格と市場價格との差違と閑居の小人多きと生計の度低きとに因るもの多し、然れども意匠の如何亦關する所なしとせず、新式白銅貨は意匠稍々密にして未だ偽造模造等の例を見ず、意匠の密なる其一因たらざるを得ざるなり

第二目 盜削の豫防

一 盜削を防ぐには大形の貨幣を造らざるを好しとす

貨幣大形なるときは鑿を入れて刪取を試み或は貨幣を二つに挽き割り其内容を取り去り他物を其空所に埋めて兩面を合せて外容を飾り或は一枚の實貨は表面より刪り取り薄く其裏面を残し他の一枚は表面を残し裏面より刪り取り他金屬を薄く残りたる表面裏面の間に挟み巧に之を合せて實貨に装ひ以て公衆を瞞着することあり、米國の二十弗金貨は大に此類の惡計に惱まされ之に懲りて大形貨幣の製造を停止し主として十弗金貨を製造し纔かに其弊を免ることを得たり。是れ大に鑑みるべき事にして我國に於ても二十圓貨の製造は

大に此點を慮らざるを得ざるなり、殊に國民に閑日月多く居留外人に生計の度低き者多き國に於ては此點に付き一層深き注意を要す、然るに我當局は明治三十七年以來力を二十圓金貨製造に致し同三十八九年の如きは十圓金貨製造を止め二十圓のみを製造し最近明治四十四年度に於ては二十圓金貨約二千二百萬圓を製造し十圓を止め五圓約三十萬圓を製造せしは慮を致せしものと云ふを得ざるなり

二 貴重なる貨幣には縁取(ラチドリ)を施すを要す

貨幣の縁の周圍に何等の意匠を設けざるときは平等に之を刪取するも其形狀を傷はず特に同種の貨幣と對照せず單獨に之を瞥見するとき其刪取せられたる哉否哉を識別すること難く大に通貨の信用を傷くることなきを保せず故に或時代に於ては大に是に重を置き緻密なる縁取をなし或は護國安全天下大平或は大神國を護ると云ふが如き縁喜の文言を打込み若くは打出したることあり、然れども斯の如きは徒らに造幣費を増加し實際に効なく方今は單に外縁に凸凹形を設るを以て通例なりとす蓋し是れ周圍刪取の惡計を防禦するに足ればなり

茲に又硫酸刪取及流汗法と稱する惡弊あり、本目に因み此所に之を述るも敢て無用の業に非ざるを信ず、元來金は普通の酸類を以て之を鎔解する能はずと雖も銀は容易に之を溶解するを得るを以て犴狴の徒往々銀貨を酸類に投入し世人の注意を惹くに至らざる程度を以て貨幣全面を化學的作用に依り一様に刪取することあり、是れ實に惡むべきの所爲なりと雖も刪取者か周到の注意を以て之を爲すときは刪取の有無を鑑別するに苦しむの場合なしとせず、我國の如きは既に金貨本位を採用したるを以て當局補助貨の供給に注意し其供給を過剩ならしめざるときは多數の補助銀貨を集めて斯の如き惡戲を爲すの便宜少かるべしと雖も銀貨國に於ては頗る注意を要す、今極端なる一例を挙げれば此手段を以て舊五十錢銀貨正量二百八、グレインより四十八、グレイン餘を刪取したる實例あり、然りと雖も過ぎたるは猶ほ及ばざるが如く斯の如き極端の場合に於ては貨幣の意匠細にして確角ある部分は皆朦朧として辨ずる能はず殊に數字の如きは著しく細微となり貨面荒て光澤を失ひ全面鮮明を缺いて活氣なく所謂死相を呈し一見之を識別するに難からず、されど光澤の如きは紅殼に炭酸曹達を混交して貨面を磨くときは大に之を恢復す而して實際市場の受授に於て釣錢を受取る等の場合には眞

贋取の有無等を検すること甚だ稀にして直に之を財布に投ずるを通例とするを以て被取貨幣は之を受取る當時に於ては多く之を覺知せず後日之を發見し悔ゆること少なからず注意すべき事に屬す

流汗法

又貨幣の封袋を幾度となく廻旋して袋中の貨幣を摩擦し以て其の屑粉を袋に塗抹し後ち其袋を焼て金銀を盜取することあり之を流汗法と稱し實に甚しき惡戯なりとす其防禦は古來正當なる貨幣取扱人の苦む所なり而して封緘の巧拙に依り運搬中に摩擦の輕重を呈す則ち封緘は固に失せず緩に失せず袋中の貨幣が互に甚しく觸れ合はず又封袋の地質と内容の貨幣とが強く擦り合はぬ様に注意するを要す其程度は一大熟練を要し容易ならざる關係を有す

第三目 正當なる摩擦の豫防

貨幣の摩擦は意外に多く英國に於ては普通貨幣の壽命は十八年なりと云ふ故に造幣術上摩擦を防ぐは頗る肝要のことに屬す請ふ少しく之か豫防の方法を述べん

一 金屬の性合を選ぶ事

方今文明國の多數は本位貨の品位を九百位とし補助銀貨の品位は概ね

之を八百位と爲す蓋し實驗上其程度を得たるものとす

二 貨幣の形狀は之を圓形とし意匠も平形式と爲すべし

然らずんば他物と接觸し摩擦損壞の機會を多くすべきことなり

三 貨幣の縁を貨面の意匠より少しく高くすることを要す

是れ他なし他物と可成全面の接觸を避け縁を以て他物に觸れしめ以て全面の摩擦を防ぐにあり

四 貨幣の容積及形狀の過小ならざるを要す

凡そ貨幣は其の價額小なれば其流通愈々繁頻なるは多辯を要せず而して物の積面は其容積と同率の比例を以て増加せず容積大なれば比較的他物と接觸する所の表面少し故に貨幣大なれば隨て摩擦の憂少し然れども貨幣愈々大なれば盜削の患愈々加はる故に實地に於ては兩々相照して利害を斟酌し以て終局の美果を收めざる可からざるなり

貨幣摩擦の損害に就ては其幸なる乎不幸なる乎は暫く之を論外とし我國は未だ十分の經驗を有せず故に之を論ずる者甚だ少しと雖も英國の如きは大に其の弊を受け其の不便を感ずること尠しとせず元來英國人士は保守の質に富みジェボ

ンス氏等の如き先輩諸氏の極論せしに拘はらず永く造幣手数料を存せり然れども摩損貨幣の流通年に増加し終に其弊に堪へず西暦千八百九十年を以て斷然之を廢止せり今其廢止の前後を對照し流通高に對する摩損貨幣の百分比例を見るに左の如き實況を呈す以て手数料廢止の効力空しからざるを證するに餘あり

第八表

	西暦千八百八十八年	同 千八百九十五年
倫敦	一磅貨 三九五八	一磅貨 六三二六
倫敦外英倫	一磅貨 四七二二	一磅貨 七二八三
蘇格蘭	一磅貨 四三二三	一磅貨 五一三四
愛蘭	一磅貨 四一六四	一磅貨 七二七六
		一磅貨 二一七一
		半磅貨 四七〇一
		半磅貨 八八六
		半磅貨 一二二五
		半磅貨 一五七七
		半磅貨 二七四七

改良の結果倫敦に多く地方に少きは自然の勢なりと云ふべし而して愛蘭に不良半磅貨の残ること多きは社會の狀況に因り流通貨幣の需用に自然の差違あるを證するものと云ふべし

英國の外佛國も亦摩損貨幣流通の弊なしとせず今佛國の大家ポリュイ氏の説

佛國の同上

に據るに佛の十法貨にして市場に流通する者は概ね摩損して爲替上英貨に對して不利の點にあり然れども二十法貨は正量を保ち毫も不便なしと云ふ以て小額貨幣の摩損多きを證するに足れり

第四目 造幣費の節約

是に要する注意は左の如し

- 一 盜删防禦の要件に牴觸せざる限度に於て高價の貨幣を發行する事
是れ實に見易きの數にして五圓貨二枚を造るは之を十圓貨一枚を造るに比して費用多きは論を俟たす
- 二 摩損の憂甚しからざる限度に於て性合の堅硬に失せざるを要す
是れ亦見易き事實にして性合堅硬に失するときは徒らに強力の機械を要し型面の摩損多く其摩損及取替等の爲め無益の費用と時間とを要す
- 三 大なる意匠を表裏に向合せざる事

是は特に患ふべき程の大事項に非ずと雖も貨幣薄き場合に於て表裏より強力の機械を以て壓搾するときは貨面之に堪へず損傷を生じ所謂出來損貨を出すの虞あり我が半錢銅貨には少しく此缺點ありて往々出來損じを見ることあり

るは偶然に非ざるなり

四 公差をして高さに失せざらしむる事

公差の制は造幣の便宜を圖ると同時に貨幣を純良ならしむるを目的とするものなりと雖も純分量目共に其公差が技術に應ぜざる程の高度に在るときは貨幣の製造甚だ困難にして出來損じを出すこと多きは數の免れざる所なり故に高低其度を得るを要す

第五目

他の貨幣の性分と同種の金屬を以て其量目が貨面價格に對し不相當の比例を有する貨幣を製造するの不可

是は方今に於ては大害を醸すが如き例を見ずと雖も鑄造時代に於ては大弊害を惹起したる例一再に止まらず例へば當百當十若くは當五と稱して其一箇の量目一文錢の百箇十箇五箇に相當せざる百文錢十文錢又は五文錢を造りたる爲め一文錢を鑄潰して當百等を造りたる例少しとせず我天保錢清國の當百錢韓國の當五錢の如きは其最も顯著なる者なり方今防賈の術稍々備はると雖も利益のある所は法網如何に密なるも尙ほ之を逸するの虞あり又國法に虧缺を設け犯罪を

不比例なる當百、當十、當五錢等を造るは不可なり

誘ふが如きは立法の最も不可と爲す所なり、試に之を例せんに十錢銀貨は品位八百位にして量目七分一厘八毛八餘なりとす故に其五倍なる五十錢銀貨は須臾く同品位にして量目亦五倍即ち三匁五分九厘四毛餘たるべきに其量目之に達せず二匁五分に止まらば十錢を鑄潰して五十錢の密造を促すは寧ろ當然の結果と云ふを得べし而して世人の五十錢に對するの嗜好亦或は爲に妨げらるゝことなしとせず、補助貨の場合に於ては技術の便宜上或は毫厘の差なきを保せずと雖も其差違造幣價格の低き者を鑄潰して其高きものを製造し利益あるが如き點に至るは甚だ不可なり

第六目

貨幣の大小輕重は各種毎に之を異にするを要す

上來論ずるもの、外尙ほ造幣事項に付き注意すべきは各種貨幣の大小輕重是なり、其間相等しきものあらん乎低價の者を駢列し其の兩端に二三の高價なるものを置き所謂餉入り封貨を造るの弊を生ずるの虞なしとせず、世上好猾の徒なきを得ず苟くも乗ずべきの間隙あれば忽然として顯はれ其曲を敢てす立法の根底に於て大に留意する所なかる可らず、然るに貨幣は素と國寶の一種たるを以て其の大小、輕量を定むるに美術上亦た鑑みる所なかる可らず而して其取扱の便否亦

第二章 造幣 第二節 造幣に要する專門的注意 第五目 他の貨幣(中略)比例を有する貨幣を製造するの不可 第六目 貨幣の大小輕重は(中略)之を異にするを要す

た慮らざるを得ざるなり貨幣行政の事固より容易の業に非るなり

第三章 貨幣の取扱

第一節 金屬製封筒

貨幣の封包に箔入れの弊あるは前述の如く又紙片を以て一々封裝するの勞を避けんが爲め外面より内容を容易に見るを得べき金屬製の貨幣封筒を發明し英米等に於ては普通之を使用す英國にて之を「コイン、ラツパ」と稱し種々の様式あり余輩の考案に依れば第二圖の一の如く上下に丸き輪貨面檢視の便に供する爲め輪に透を切るも便なるべしを置き之を小さき三箇の金片を以て支へ、其一片は上下の輪に附著して動かず、他の二片は輪の真中に裝置しある蝶番を以て之を廻旋し豎に封筒を開閉するとを得るものとし又は第一圖の三の如く二箇の金片を上下の輪に附著せしめ其一箇を左右へ動かすものとせば可ならん而して上下の輪の大小は其封包すべき各種貨幣の大小に應じ金片の長短は貨幣の枚數を合せて之を製造し例へば百圓入、五十圓入若くは五十錢入、一圓入と云ふが如く其大小長短を定め右の蝶番にて第一の場合に於ては二箇の金片を左右へ開き各種の貨幣



第三章 貨幣の取扱 第一節 金屬性封筒

を數へずして筒中に投入し其充實するを待つて二箇の金片を鎖せば第一圖の二の如き形を示すべし第二の場合に於ては一箇の金片を左又は右に開き貨幣を挿入し之を相當の地位に引戻すときは第一圖の四の如き形を示すべし斯の如くなるときは封筒の内容は明かに之を見ることを得べくして筒入りを受授するの虞なし又三圖の金片は上下に通居るを以て封貨を机上に投轉するも實貨が直接に他物に接觸することなく摩損を防ぐの一方法となり併せて計數を検するの勞なく受授に際し手数を省くこと鮮少に非ず是等の「コイン、ラッパ」は非常に便利なる者にして造幣局、國庫、銀行兩替屋等は之を使用するを便とす而して是等封筒も豫め其量目を一定して製造し其風袋量を定め封筒の儘貨幣を秤量することを得るを必要とす又民間若しくは銀行等にて不用となりたる封筒は造幣局にて少々割引にて買上るの方法を設けば更に便利なるべし第二圖以下は現に米國に於て使用せられ居る者にして其中第二圖を以て最も精巧なる者とす然れども上下の輪なきを以て内容貨幣の縁が封筒全體の重量の爲め他物に強く接觸し摩損の憂あり故に高價なる貨幣を封ずるに妙ならず第三第四圖の如きは二十錢十錢又は銅貨の如き低價の貨幣を封ずるに適すと雖も高價の貨幣の場合には此式は面白

からず又輓近米國には第六圖の如き者行はる今少しく改良を加へ外皮に透を縦横に施せば大に實用に適すべし

第二節 貨幣計數の方法

曩に陳述したる「コイン、ラッパ」即ち金屬製貨幣封筒の使用盛なるに至れば貨幣の計數上少なからざる便宜を得べしと雖も今日に於ては未だ其便なく大數の貨幣を數ふるは頗る手数を要し熟練を得るに非ずんば正確を期すること頗る難し故に貨幣の計數に就ては簡便にして確實なる方法を選択するの必要あり貨幣を計るには昔より銀行兩替屋及商賈の間に使用せらるる「升」と稱する者あり是は取柄の付きたる淺き箱の面に貨幣の形狀の大小に適合する例へば五十箇若しくは百箇の目を盛りたる者にして之に貨幣を盛り込みて其目數に依て貨幣を勘定す是れ只に計數に便利なるのみならず貨幣の眞贋鑑定の爲め甚だ便たり其次は秤量法にして例へば五十圓若しくは百圓の如く便利なる數を選び之に應ずる衡を送り秤量器の一方の皿に之を置き他の一方の皿へは貨幣を數へず單に之を投入して秤量するものなり次に重複計數皿量法と稱し初め百圓若しくは五十圓と云ふ如き

升は鑑定
にも便な

秤量法

坤 第一編 第一卷 硬貨

き

便利なる數を選び之を秤量器の一方の皿に盛り他の一方の皿へは數へずに貨幣を投入して之を秤量し其秤量したる貨幣を一方の皿に移し他の一方の皿を空にし之に數へずして貨幣を投入して秤量し又之を一方の皿へ移し其空になりたる皿へ數へずして貨幣を投入して秤量し幾度となく之を繰返へし其度毎に既知數の倍數を秤量しつゝ進行する方法なり是は大數を計るに最も簡便にして最も敏速なる方法なり然るに前記の諸方法は升又は秤量器の援助に依らざるを得ず若し是等の設備なきときは之に依る能はざるを以て貨幣を十枚若くは二十枚積重ね其左右へ順次數へずに同じ高さに貨幣を積み上げ其の積み上げたる者を數へ以て貨幣の總數を知るを便とす

第一編 第二卷 終

訂正増補
第廿八版

財政と金融

坤

第一編 第二卷 軟貨

便利なる數を選び之を秤量器の一方の皿に盛り他の一方の皿へは數へずに貨幣を投入して之を秤量し其秤量したる貨幣を一方の皿に移し他の一方の皿を空にし之に數へずして貨幣を投入して秤量し又之を一方の皿へ移し其空になりたる皿へ數へずして貨幣を投入して秤量し幾度となく之を繰返へし其度毎に既知數の倍數を秤量しつゝ進行する方法なり、是は大數を計るに最も簡便にして最も敏速なる方法なり、然るに前記の諸方法は升又は秤量器の援助に依らざるを得ず若し是等の設備なきときは之に依る能はざるを以て貨幣を十枚若くは二十枚積重ね其左右へ順次數へずと同じ高さに貨幣を積み上げ其の積み上げたる者を數へ以て貨幣の總數を知るを便とす

第一編 第二卷 終

訂正増補
版八第

財政と金融

坤

第一編 第二卷 軟貨

第二卷 軟貨

第一章 兌換券

第一節 制限屈伸法

第一目 總論

衆角滿野不如一麟紙幣發行の方法種々ありと雖も其最良なる者を「イラスト
クリミット」即ち制限屈伸法とす蓋し制限屈伸法とは若干金高までは確實なる商
業手形又は公債證書の如き確實なる證書を準備として其れ以上は正貨又は貴金
屬地金を準備とし紙幣を發行し市場の恐慌若くは非常の國難に際會し信用地に
墜ち大に貨幣の需用を増加したるときは證券準備の制限を超過して紙幣を發行
することを許し其超過發行の高に對しては相當の租税を課して増發を防ぐの方
法なり是れ市場恐慌の勢を呈し信用地に墜ち貨幣の需用増加したるときは利子
歩合上騰するを以て超過發行高に對し多少の租税を拂ふも尙ほ發行者に利益あ
りと雖も市場鎮靜し利率平常に復歸するときは負擔する所の租税率と銀行の利

法律上自
然の屈伸
力

制限外發行は、最段に發行者の手は、最後すし、可らずも

率との間に生ぜし差違消滅し發行の費用と手數とは發行者の損失となるに由り發行者自ら超過發行を引揚て平日の發行高に復するを期するものにして所謂神駿は鞭影を勞せざるものと云つべきなり、畢竟此法に制限屈伸の名あるも存して此點に在り、實に是れ天下の至法、宇内の珍寶にして、窮劫の思議と雖も豈に敢て之に過ぎん哉、蕞然盡界を超越し正に無双の域に入る、然りと雖も其所謂制限外發行なる者は、應急最後の手段にして之が使用を苟もす可らざるは論を俟たず、夫れ千斤の弩は、鼯鼠の爲に機を發せず、萬斛の鐘は、薤草の爲に音を出さず、然るに世人往々之を輕視す蓋し誤れり、斯の如く證券準備に依り發行する部分を我國に於ては俗に保證準備發行と云ふ、元來此方法は獨逸が西曆千八百七十五年貨幣法及銀行法を定むるに當り規定したる者にして我國は明治二十一年此方法を採用し爾來時に運用の妙を缺くの憾なきに非ずと雖も、大體に於て其効力の偉大なる實に争ふ可らざるものあり、殊に前後兩戰役中の如きは其効用最も顯著なるを認めたり

第二目 彼等の差違

今一步を進めて日獨兩國の制度を比較するに大體の主義に於て違ふことなきも彼に於ては正貨準備は

日獨の正貨準備

一 獨逸流通正貨

- 二 帝國發行紙幣即ち「ライヒキヤスセンシヤイン」と稱する者にして五馬、二十馬、五十馬の紙幣なり而して發行制限高は二億四千萬馬(西曆千九百十三年増加せり)にして合法貨幣に非ず、現發行高は常に殆ど制限高に達す而して其高は獨逸帝國の國債高中に算入しあらずと雖も事實は其一部分なり
- 三 中央銀行外の發行の紙幣
- 四 一獨逸斤(五百グラム)に付き千三百九十二馬の割合を以て勘定したる金地金及外國金貨

にして頗る複雑し其金高は流通紙幣三分の一を降るを許さず尙ほ發行比例法の遺風を存す、是に於て近年投機的融通を中央銀行に請ふ者、主として中小銀行なり、大に増加し法定の比例を保つこと困難となり決算期に於ては十日の參加利子(第二編第一卷第二章第一節第七目參觀)を付すべきを議決せり、之を彼我の國情に照す時は多少恕すべきものなきに非ずと雖も固より我制度の單純なるに若かざるなり而して制限外發行に對する稅率の如きも彼にありては法律を以て一定不動に之を五分と定むるも我にありては五分を降らざると規定し以て逼迫の度合に

應じて一層適實に増發を防ぎ得るを期す、是れ眞に百尺竿頭一步を進むるものにして現に其の歩合の五分以上なりしこと一再に止らず又歐洲諸國に於て中央銀行が所有する内外手形類にして正貨に替はるべき者は正貨有高の中に勘定する例ありと雖も我國に於ては正貨の通用甚だ稀にして手形が正貨にて支拂はるゝことなく而して發行機關は唯一にして手形類が他行の紙幣を以て支拂はるゝことなきを以て手形を正貨の有高に組込むは其當を得ず且つ外國手形の如きは結局金銀に替はるべきも我國は歐洲各國の如く支拂市場に接近せず之を支拂國に送り送金を受け正貨が銀行の庫中に入るまでには數箇月を要するを以て之を正貨有高に組込むは國情の許さざる所なり

第二節 一部準備法及準備比例法

第一目 一部準備法の不便

制限屈伸法の妙用は前項に於て述べし所の如し然れども英國は尙ほ一部準備法を保持し紙幣流通高の屈伸は正貨準備の多少に由るのみにして證券準備發行の法定高は一定して市場の情況に應じ屈伸するの餘地を存せず故に外國に對す

る一時の支拂貸付金送付等の爲め正貨の引出に遭遇するときは其不便準備比例法の如く甚しからずと雖も流通貨幣は減少を來し證券準備の發行を増加して之を補ふこと能はず已を得ず西曆千八百四十七年同千八百五十七年同千八百六十六年の如く行政上の責任を以て銀行法を一時停止して制限外發行を許すの窮策を取らざるを得ざるの窮狀に陥ることなしとせず元來一國の法律は一定の法式を以て之を議定し之を發布し而して行政部は其執行の任に當るは當然のことに屬す然るに如何に狀態逼迫するも行政部の專斷を以て法律を停止するは千萬已を得ざる所のものあるや疑を容れず古來法を重ざるを以て最も有名なる英國人民にして尙ほ且つ忍んで之を爲すは實に根本に於ては法律に一大缺點の存するあるを證するに餘りあり若し夫れ貨幣銀行の法にして停止するを得べくんば刑法亦之を中止するを得べく訴訟法尙ほ或は之を停止するを得べし天下豈に斯の如きの怪事あらん哉然りと雖も道修らずんば法保ち難く法制の不備なる結果時に或は行政廳をして此窮局に陥らしむ抑々立法の事たる國家永遠の利害に係り其關する所至大至廣寸毫の過り實に千里の差違を生ず千思萬考之を忽にすること能はざるは論を俟たず豈に鑑みざる可ん哉

第二目 準備比例法と制限屈伸法との比較

又準備比例法の如きは之を制限屈伸法に比して實に階段二級を降り其得失固より同日の論に非ざるなり、夫れ市場は活物にして死物に非ず、之を制するに活法を用ゐざるを得ざるや論を俟たず、然るに紙幣の準備は之を三分の一にして可なり、四分の一亦能く之を支ふることを得べしと云ふか如きは是れ靜を以て動を制し死數を以て活用を律するものなり、余の寡聞なる孔明以來未だ死者の生者を走らせしを聞かざるなり、抑々斯の如きは其根底に於て既に誤る處あり焉、其終を全うするを得んや、今一例を設け甲乙兩國を比較對照し甲は屈伸制限法を採り、乙は三分一準備比例法を採るとし其優劣便否を見るに其差違左の如し

甲 國	乙 國
一 正貨準備 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 ^圓	一 正貨準備 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 ^圓
二 證券準備 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
三 發行紙幣 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二 發行紙幣 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇

斯の如く平穩無事なる時は兩國に於て兩制の間敢て差違あることなしと雖も一朝事あり例へば外國支拂の爲め一千萬圓の正貨引出さるゝときは忽ち左の如

き差違を生ず

甲 國	乙 國
一 正貨準備 九〇、〇〇〇、〇〇〇 ^圓	一 正貨準備 九〇、〇〇〇、〇〇〇 ^圓
二 證券準備 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
三 發行紙幣 二九〇、〇〇〇、〇〇〇	二 發行紙幣 二七〇、〇〇〇、〇〇〇

更に一千萬圓の引出に遭遇せば左の如き差違を生ず

甲 國	乙 國
一 正貨準備 八〇、〇〇〇、〇〇〇 ^圓	一 正貨準備 八〇、〇〇〇、〇〇〇 ^圓
二 證券準備 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
三 發行紙幣 二八〇、〇〇〇、〇〇〇	二 發行紙幣 二四〇、〇〇〇、〇〇〇

斯の如くにして進行せば甲國に於ては發行高の減少は正貨の減少高に止まるべしと雖も乙國に於ては流通高の減少は引出高の三倍に達するを以て市場に劇變を生じ恐慌を誘發するの虞なしとせず、此の如き窮極に達するも乙國に於ては尙ほ發行高三分の一の正貨準備を保たざるを得ず、然れども甲國に於ては囊底を叩て引出の請求に應じ市場を調和し事急にして恐慌を來すの虞あるときは最後

の手段に出で制限外發行を爲し以て市場鎮定の功を奏することを得べし準備比例法の如きは固より此の如き機宜の方策を施すの餘地を存せず其便否豈に同年の談ならん哉故に準備比例法の張本たる佛國の如きも實驗上其不可なるを察し輒近に至り市場の情況如何に依りては法定の比例を超過して紙幣を發行するも差支なしと爲し以て事實上古來有名なる準備比例法を廢止せり然れども其發行額は尙ほ之を制限し其總額は西曆千八百九十七年十一月十日の法律第十三條を以て五十億法と定めしと雖も世運の進歩は法定額を以て其張弛屈伸に應ずる能はず西曆千九百五年更に之を増加し總額を五十八億法と爲し尋て同千九百十一年準備金を超過する所の發行には納稅義務を負擔せしめたり

第三目 露國の兌換制度

又西曆千八百九十七年發布の露國貨幣法に據れば紙幣發行高六億留までは其正貨準備は半額を降らざるを以て足れりとするも其以上の發行には同額の正貨準備を要するものとす然るに西曆千九百五年十二月二十七日の紙幣流通高は約十一億四千六百十四萬留にしに之に對する正貨準備の法定額は八億四千八百十四萬留たらざるを得ずと雖も同日の準備金現在高は八億千九百九十萬留にして

露國兌換
制度の陥
難り易き困

法定額に對し既に二千八百二十四萬留の缺額を生ぜり爾後發行高増加し明治三十九年一月三十日の報告に據れば十一億八千五百餘萬留となり準備は減じて七億千七百餘萬留となり缺額約一億六千八百餘萬留となれり七億乃至八億の準備金敢て少額に非ずと雖も準備比例法若くは其類似法の維持に困難なる知るべき而已

第三節 自由發行法

第一目 自由發行法は實際に適せず

右の外自由發行法と稱する一法あり元來此方法たる理に於て缺る所なきを以て單に机上の議論に基き純理を喜ぶ初心の徒の歡迎する所と爲るの虞なしとせず請ふ其得失に就て一言せん抑々此方法は曾て英國のリカード等が頻りに唱道したる所の者にして其大要は紙幣發行は單に兌換制度を保持するを以て足れり發行銀行發行額正貨準備證券準備等の如きは法律の規定を要せず單に之を發行者の自由に放任すべしと云ふにあり是れ彼の有名なる個人の利益は個人最も能く之を知るとの英國主義に基き紙幣の増發は其下落を醸し一たび下落すれば忽ち兌換の請求起るを以て増發は結局發行者の利益に非ず故に兌換制度の下に

は増發の事實なしとの一片の理論に出るものなり、然りと雖も之を史乘に徴するに天下の事實は常に斯の如く單純なる能はざるなり

夫れ慾情は人類先天の遺物にして苟も血氣を存する者にして誰か能く全然之を脱するを得ん而して周圍の情況に感染して之が誘惑を受くるは人類の弱點にして常住不遷不染不離の域に入る者天下幾何かある而して銀行の如きは此點に於て殊に危険の地位に居る者と云はざるを得ず、彼の投機の初期の如きは事業活潑利子高く銀行の爲め表面上好取引を増加して玉石を甄別し緩急の順序を質すの要を増す方に此時にあり、然りと雖も機運を轉ずる所達者尙ほ迷ふ況ふ凡庸の士に於てをや其緩急を誤まる夫れ或は勢の免れざる能はざる所のものなきを得んや、元來紙幣は今日若干の増發をなし明日直ちに下落の徴を示し物價の騰貴となることなく漸次其勢を進むるものにして其効驗燈火の點消の如く直接なるものに非ざるなり若し夫れ然らん乎、自由發行亦或は大過なきを得べしと雖も増發の効驗は恰も潮水の干満の如く其何時に始り何時に終るを見る能はず、其滿るを見る哉滿るの勢既に成り其干くを見る哉干くの勢既に成り復た之を如何ともするを得ざると一般増發の紙幣散じて流通に入り天下に普及して下落の兆漸やく

顯はるゝに及んでは發行者非常の注意を爲すに非ずんば急に流通を減ずる能はず、兌換の請求是に加はり終に如何ともする能はず、大紛擾を惹起する哉疑を容れざるなり

第二目 増發より下落に至るまでの順序

今試に紙幣が發行せられ其下落に至るまでの順序を見るに當初増發せられたる紙幣は先づ新に事業を起す者若くは投機者の手に入る此時に當り其増發は未だ毫末も世上に影響する所なし、次に事業者は原料品を注文し又或は器具器械を注文し、勞力の需用を増し其消費品の需用を増加し、其供給者は之を生産者へ注文し、原料商は之を生産者に注文す、器具器械の製造者亦勞力者の使用を増加し、原料品の注文を増加し、勞力者の消費力を増加し、發行の紙幣漸次天下に普及す、即ち一波纔かに動いて萬波之に隨ひ以て滿潮の狀を爲し、是に至つて物價騰貴し紙幣下落し、増發の始は何れの時にある哉耳、能く之を聽く能はず、目能く之を見る能はず、不知不識の間に滿潮の狀を爲し世人の之を知るは勢極り情顯るの時にして復た之を如何ともする能はざるなり、豈に燈火點消の如く判明なるを得ん哉、夫れ潮水の干満は成表に依り豫め之を知るを得べしと雖も物價騰貴と紙幣下落との時間

表は古來未だ曾て之を發明したる者なし、蓋し斯の如きは萬世に亘り爲し得可らざるの事に屬す而して其投機者の手に入りたる場合の如きは一たび破綻を生ずる哉勢ひ海嘯の如く之に向ふ者は鐵壁尙ほ支るを得ず況や權衡微妙組織巧緻なる商業機關に於てをや故に自由發行は到底實際に適せず謹慎無比にして銀行事業に最も適當なる特資を有すると稱せらるる所の彼の蘇格蘭人中に於てすら尙且つ不可行の事と成り西曆千八百四十五年以來之を改め證券準備發行の高に制限を加へたり、不可なる知るべき耳宜なる哉方今文明國中復た此法を採る者なし

第四節 兌換券發行準備

第一目 正貨準備

一 恐慌點

英國の一部準備法及我國の制限屈伸法に於ては正貨準備の額は法律の定むる所に非ずと雖も市場は自ら其増減に注意し其増加するときは人意を強ふし其減少するときは人心を寒からしむ而して減少或點に達するときは不安の念慮を生ず、此點を學術上號けて恐慌點と稱す、元來正貨準備に就ては其現在高の多少に付

注意すべきは傾向にありて實に非ざるに非ず

き之が是非を論ずべきに非ずして無形に視、無聲に聽き未兆に謀り、未成に慎み以て終局を全ふせずんばある可らず、注意すべきは實に減増の傾向にあり故は假令實在の高尙ほ多きも減すべきの原因勢力を逞ふし、避く可からざるの傾向存在するときは大に寒心すべくして其減少を防ぎ其増加を來すの方法を講ぜざる可らず、之に反して其高小なりと雖も減少すべき原因已に去り増加すべきの傾向を生じたるときは復た以て専心の憂とするに足らざるなり、只其原因を弱めず其傾向を妨げされば即ち足る、之を未兆に謀り之を未成に慎むは是れ理世の要訣たり、察せずんばある可らざるなり

然りと雖も一般公衆は斯の如き玄妙なる抽象的達觀を以て事を判斷するものに非ず、其事を判するは必ず或は現在高或は流通貨幣との比例等の如き具體的現象に依り喜憂を分つものなるに由り市場に恐慌點の存在することあれば其道理の有無を論ずるに遑なく速かに固本の策を立て以て人心の動搖を防がざる可らず、英國の如きは現に恐慌點なる者ありて往時は其高凡そ一千二百萬磅となりしと雖も方今は二千萬磅となり、英倫銀行の正貨準備か此點に下る時は人心に不安の念を生じ市情平かなるを得ず、我國に於ては未だ此事に就き明確なる觀念なき

が如しと雖も中央銀行の正貨準備一億圓以上に達する時は頗る人意を強ふし其額を下るときは稍々安んぜざるの情況を呈す、是れ市場の常情にして看過す可らざるの一現象なり

二 正貨準備維持増殖の必要

抑々正貨準備は一國信用の懸る所にして其多寡は常に銀行問題に止まらず延て國家問題と成り之を形容すれば其多きは恰も猛獸の咆哮する深山の如く容易に侵入す可らず其寡きは恰も坦々たる平地原野の如く容易に通行することを得べきの狀あり故に各國政府は正貨準備の増殖に付き非常の熱心を示し實に近年の一大問題となり種々の方法を講じ或は時機に應じて利率を増加し或は中央銀行が殊更に市場より資金を借上げ以て通貨の高を減じ又一層利率引上の効力を大にせんが爲め中央銀行が其所有の公債證書若くは大藏省證券を賣却し通貨を吸収して後ち利率を高むることあり英國は常に之を爲し獨逸も之に倣ひ明治三十八年下半期に於ては大藏省證券を賣却し尋て利子を五分に引上げたり又或は間接に金の高價購入を爲し或は兌換に際し補助貨固より制限高までを混浴すべく又は債務は各紙幣面の金額に在りて兌換の爲め呈示せられたる全金額に非ざ

正貨準備は銀行問題に非ざるなり
一重題は銀行問題に非ざるなり
問題の大家なるなり

維持増殖の方法

れば其呈示せられたる各紙幣の額面が補助貨制限額以内の者なるときは幾千萬圓と雖も補助貨にて兌換に應ずべしとの説を生ずるに至れり而して兩本位國は其制度を楯とし銀貨の支拂を主張する方便を執るなきを保せざるなり或は金貨引換の高に制限を設け内地需用の爲め交換を要する高は若干額例へば一口二千圓を超過するを要せざるべしと爲し其高を超えるを許さず兌換の爲め手数料を徴收するは佛國の試むる所たり英國は四海の最大債權國なるを以て假令一時金の輸出を見るも結局に至り金の輸入は其輸出に超過するを以て未だ直接手数料徴收の手段を執りしを聞かずと雖も英倫銀行は買價を本位金一、オンスに付七十七志九片とし賣價を七十七志十一片と爲し以て金準備の減少を防ぎ或は金の高價買入を爲し其流出を防ぐと同時に其輸入を促し金準備の維持増殖を怠らず又彼の南阿戰爭の酣なるに方りては金の供給を減ぜぬ爲め軍事公債の半額を殊更に米國市場に於て發行したるが如き異狀は既に之を見る而して中央銀行が時宜に依り金の輸入の爲に無利子にて長期の貸與を爲すは方今諸國に於て殆ど普通之事とす、是れ金の高價買入を獎勵するに外ならず又巴里に於ては兩替屋が少額金貨を吸收せんが爲め之に對し打歩を拂ふ事あり我中央銀行も此例に従へば金貨

吸収上多少の効力なしとせず又以て一考の値なきに非ざるなり

又銀行が巧に直物取引と先物取引の間を操縦して金融を計ることあり即ち例へば「コンソル」英國の確定公債の三箇月先物の價格百にして直値九十九(賣氣市場)なるときは當該時に於ける當該取引の貨幣の價格は一分にして年四分の割合なり依て銀行が「コンソル」を質とし借入を爲んとするときは一分を貸主に支拂ひ借入を爲すことあり又先物買を爲すときには右の差違を賣主に支拂ひ餘金は之を他の比較的高率なる貸付割引等に使用し期限に至り決算を爲す方利益となることあり中央銀行も此例に倣ひ右の差違を貸主に支拂ひ「コンソル」を質とし借入を爲し貸主に恰も先物を直物價格を以て購買せしか如き利益を與へ之を誘ひ市場の流通高を減じ通貨の供給を減じて其需用を増し以て正貨引留の一助となすことあり後に至り借入金を償却し質物たる「コンソル」を取戻すを通例とす素より回天の功を奏すべき大方策に非ざるも臨機應變操縦其宜きを得ば又以て小補なきに非ざるべし

佛國中央銀行の如きは金地金貨の貸付に對し特に低利を用ふることあり即ち西曆千九百二年十二月には公債質三分五厘割引歩合は三分にして金地金質貸付

市場の操縦

獨佛の慣用手段

の利子は一分なりき其他獨逸帝國銀行の如きは純金一獨斤「ブランド」を千三百九十二馬の割合にて購入するの義務を有し近年其購入高一箇年多きは一億二千三百萬馬に達し、少くとも九千八百萬馬に達す而して兌換は成るべく首府に於て之を爲すときは金の需給の實況を知るに便ありとの理由を以て地方に於て兌換準備の不足するときは之を猶豫す
方今列強諸國が金の吸収に營々たる斯の如く而して其準備の強大なる實に驚くべきものあり請ふ之を左に表出せん

第一表 各國中央銀行正貨準備在高單位千磅

	西曆一九零五年四月十五日		同一九零四年四月十六日		同一九零三年二月二十日		同一九零三年一月二十三日		同一九零二年一月十九日	
	金	銀	合計	金	銀	合計	金	銀	合計	合計
英吉利	五五、三三三	—	五五、三三三	—	三六、三六三	三六、三六三	—	三九、九四三	三九、九四三	三九、九四三
佛蘭西	七〇、一三五	一、〇〇八、五三三	一、〇七八、六八八	—	三九、〇四三	三九、〇四三	—	三九、〇四三	三九、〇四三	三九、〇四三
獨逸	二七、七七一	—	二七、七七一	—	八、三三三	八、三三三	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
露西亞	七〇、七九二	—	七〇、七九二	—	四、九三三	四、九三三	—	六、六三三	六、六三三	六、六三三
埃匈帝國	五、五八二	—	五、五八二	—	五、五八二	五、五八二	—	六、六三三	六、六三三	六、六三三
和蘭	三、四〇九	—	三、四〇九	—	三、四〇九	三、四〇九	—	三、四〇九	三、四〇九	三、四〇九
白耳義	一、五三〇	—	一、五三〇	—	七、六九三	七、六九三	—	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
合計	二一五、〇〇〇	一、〇〇八、五三三	二一六、〇〇〇	—	一三三、三三三	一三三、三三三	—	一三三、三三三	一三三、三三三	一三三、三三三

尙ほ他に種々の方法ありと雖も事或は市場の駈引に關し或は微妙なる爲替作用に係り東涌西沒所謂丹青の妙處傳ふ可らざる所のものあり只佛國の慣用手段たる兌換手数料に至りては増率及金の高價購入と關聯し大に翫味すべきものあり然るに世人多く之を論ぜず尙ほ未だ盡きざる所なしとせず進んで其大要を述べぶるは敢て無用の業に非るべし請ふ少しく之を述べん

三 兌換手数料

其一 兌換手数料徴收の必要

方今佛國は本位銀貨の製造を停止し事實に於て金本位と成りしと雖も法律上表面に於ては尙ほ兩本位制を改めず五法銀貨を法貨として流通す是に於て獨逸の論者中には所謂兌換手数料なる者は佛國中央銀行が兌換の義務を履行するに當り銀貨を用ひず金貨若くは金塊を用ゆるに對するの辨償金なりと論ずる者あり然れども是れ只正面の理由にして寧ろ兩本位を楯とするの口實に過ぎざるなり元來兌換手数料徴收の必要は金引留の爲め高價購入例へば英國に於て或手段を以て本位金一「オンス」を七十志七十片七五若くは七十七志十一片に購入するに當り金地金の所有者若くは金の仲買人等は之を右の高價にて賣却し得たる所の

兌換券を以て兌換を請求し幾度となく之を繰返せば中央銀行は一方に正貨準備の充實を圖ると同時に一方に正貨を失ひ所謂前門に虎を防ぎ後門に狼を進むるの結果を見ることなきを保せず斯の如き投機的引出の弊を生ずるの虞ある場合に於て中央銀行は自衛の爲め且つ國家最後の準備を乾涸せしめざらんが爲め防禦の策を講ぜざるを得ず兌換手数料徴收の如きは之が一方法たるに過ぎざるなり方今獨逸に於ても金地金購入の最高價を純金一獨斤(五百グラム)を千三百九十五馬とす今獨の十馬に含有する純金は三「グラム」五八四二三なるを以て此割合にては購入價格は微に造幣價格を超過す微細の割合は千三百九十四馬九九餘なり今少しく其割合を高むることあれば或は兌換手数料徴收の必要を生ずることなしとせず夫れ理世の要は方法多きを尊ぶ多ければ則ち多々益々便す而して其選擇は至精至妙たらざるを得ざるは論なき而已

其二 兌換手数料の徴收は臨機にして不定率なり

夫れ然り然りと雖も佛國中央銀行と雖も兌換の毎時必ずしも手数料を徴收するに非ず則ち五穀棉花の輸入の爲め三箇月前後の手形の割引を受け金を求むる場合の如きは通例手数料を徴せず是れ蓋し此類の輸入は國際の負債にして佛國

が直接間接に外國へ支拂はざるを得ざるものなれば特に手数料を徴して之を抑制するの理由なければなり、寄語す直接とは國際支拂の平均佛國に不利なるときは現金の遞送を要するを云ひ間接とは平均佛國に利ある場合に於ては輸出手形を以て優に之を支拂ひ得べしと雖も手形にて支拂へば其金額丈は佛國の獲得すべき金を減ずるを云ふ斯の如くして手数料の輕重は時と場合とに依て之を異にし固より定率の存するなし又或は摩損せる金貨を名稱價格を以て拂出し或は金貨の拂出を拒絶することあり又手数料が單に外國の金貨若くは金塊の引出しのみ對して徵收せられ内國貨幣に對する兌換の請求に及ばざることあり畢竟兌換手数料の徵收は金の買入價格に對し賣却價格を高うするの結果を生ずるに過ぎざるものにして佛蘭西銀行に於ては純金一基の價格を三千四百三十七法十法金貨に含有する純金は二グラム九〇三二二五なるを以て純金一基の造幣價格は三千四百四十四法四四餘なりとし市場價格に對照し多少の斟酌をなすは猶ほ獨の千三百九十二馬を基礎とし臨機應變の策を行ふが如し而して其變動の率は千分比例を用ゆるものとす夫れ所正は無窮の源に發し素より規定の存するなし其發する哉疾きこと風の如く其定まるや靜かなること林の如し豈に一定不動の法

を以て之を律するを得んや

其三 英獨兩國と佛國との差異

前記の意味にて手数料を解釋すれば兌換手数料を徴するは佛國中央銀行に限らず他國の中央銀行殊に英倫銀行獨逸帝國銀行等に於ても間接に之を徵收することなしとせず即ち英倫銀行に於ては表面本位金一オンスを七十七志九片(造幣價格は七十七志十片半なり)にて買入るゝを通例と爲すと雖も其價格を七十七志十一片に引上しことあり、今其最も甚しき例を掲れば曾て西曆千九百三年十一月合衆國に向て多額の金を輸出するの必要を要し七十八志三片に引上げたり、獨逸帝國銀行の取扱も之に類似す、即ち買入は純金一獨斤(五百グラム)に付き千四百九十二馬の割合を通例とし、賣は千三百九十五馬に引上ぐることあり、由是觀之此事に就き英獨兩中央銀行と佛國中央銀行との差異は前者は其兌換券を名稱價格を以て兌換し、後者は公然手数料を徵收するにあり、故に其結果たる英獨中央銀行は金塊及外國金貨の貸出價格を兌換券を以て自國の本位金貨を引出し之を以て外國へ支拂を爲すの手續より高くすること能はず、又流通本位貨幣中摩損したる者多きときは其價格を摩損丈高くすることを得べく又外國爲替高きときは、商業上の

兌換手
料を長期
手形の割
引歩合の
中に包含
せしむ

意味にて其丈高くすることを得べし蓋し是れ中央銀行が之れ以上に賣出價格を引上ぐるときは金塊若くは外國金貨を銀行より購買するよりも之を市場より購入し市場より高買して之を吸集するは臨機の策なり又は自國の金貨を請求すること利益多きに至る可ればなり之に反して佛國中央銀行は自國の金貨の支出を拒絶して銀貨を支拂ふの権利を行使するを得べきを以て金塊及外國金貨の賣出價格(兌換手數料)を銀貨の下落額(金銀の較差)まで引上ぐるを得るなり又佛國中央銀行は兌換手數料を賣出價格引上の形式にて徴收せず長期手形約七十五日前後の割引に對してのみ金貨を支拂ひ兌換手數料を長期間の利子中に包含せしむることあり要するに佛國に於ては兌換手數料の徴收は中央銀行が外國取引に用ふる能はざる所の下落銀貨を兌換に用ふるの権利を主張し以て金貨を騰貴せしめ其外國へ流出するを防遏せんとするの方策に外ならず

其四 兌換手數料に就ての諸説

兌換手數料徴收の事實夫れ斯の如し畢竟其使用は一種の權道と方策とに出るものなりと雖も其主張者は此方策は金の流出を防遏する上に於て最も効力あるものにして遂に割引方策に優るものありとす此者流の論に曰く割引方法は固よ

手數料論
者は一得
を窺ひ得
て全約の
利害を悟
らす

り金の流出を防止するの効用ありと雖も之が爲に内國經濟界に於て通貨の騰貴を促すを以て其方策は頗る高價なり然るに兌換手數料の徴收は單に投機的金銀賣買商若くは海外の金の需用者を苦しむるに過ぎずと是れ固より一理なきに非ざると雖も割引政策は正道にして手數料徴收は奇道なるは論を俟たず而して前者は論者の言の如く内國市場に於て通貨を騰貴市場の意味にてするの不便ありと雖も此不便の爲め必要なる貨幣を外國より呼び來する効力あり後者に至りては即ち其効驗を見るを得ず大體に於て得失優劣孰れにある哉多辯を要せずして明かなり然りと雖も天下の事固より森羅萬象一方策にのみ是れ拘泥するを得ず時に或は清濁合せ呑むの必要なしとせず須臾く兩策を存じ臨機應變其宜きを制し適用を誤まるなきを期すべきなり要は只國民の利益を害せざる範圍内に於て金の流出を防ぐにある耳豈に是を捨て彼を採り實を誘りて權を執り機縁を棄て、現世の方便を減ず可ん哉察せずんばある可らざるなり

輓近即ち西曆千八百九十六年以來獨逸に於ては年末三箇月間には中央銀行の割引歩合を五分に引上ぐるを通例とせしに反し佛國中央銀行は西曆千八百九十五年以來同千八百九十八年に至るまで割引歩合を二分の低率に維持せし事實

を見獨逸の一部人士は之を以て直ちに兌換手數料徵收の結果なりとし頗る其氣焔を高めたり、今一二例を掲ぐれば該國出版の農業叢書中帝國銀行論の一節に左の如き論文あり

方今獨逸帝國銀行の正貨準備は充分なりと云ふを得ず金本位の維持の爲め減價せる銀が劣等の位置を保つ間は獨逸帝國銀行貯蔵の銀は之を正貨準備と看做す能はず即ち商況若くは政況の不穩なる時期に際會せば何人も金を請求し銀の支持を甘諾する者なかるべし然るに目下獨逸帝國銀行の金所有高は富饒なりと云ふを得ず故に項少の變に遭遇するも同行は忽ち割引歩合を引上ぐるの必要を生ずべし果して然らば市場は貨幣の騰貴に苦む哉論を缺たず、今之を西曆千八百九十六年の實況に徴するに當時金の米國に吸集せらるゝもの頗る多く英倫銀行は四分、獨逸帝國銀行は五分に各々割引歩合を引上げたり然るに佛蘭西銀行は依然として二分の歩合を維持せり、是れ他なし當時佛蘭西銀行は金の流出に處するに割引歩合引上の方法を採らず兌換手數料の徵收に依りしの結果なり、人爲的に資金の利子を引上げざること佛蘭西の如くなれば獨逸の農工商は大に其利益を見るを得べし云々

斯の如き意見を有するは獨り農業團體の一部に止まらず商賈中にも亦同様の説を唱ふ者あり即ち獨逸に於て復本位論を主張する商業會議所中の一なるドルドムンドの商業會議所の最近年報に左の如き決議を掲載す

一 帝國の通貨は不足なり宜しく之を増加すべし而して帝國銀行の金準備は

特に大に之を増加すべし

二 金流出の防遏は割引方策のみに依らず兌換手數料徵收を併用し單に商工業者の負擔を多くするに止めず又外國の金の需要者の負擔をして重からしむべし

以て獨逸に於ける手數料論の一斑を窺ふに足れり

其五 獨逸中央銀行の割引歩合と金の輸出入との關係

輓近獨逸に於ける通貨は著しき膨脹を示し帝國銀行の金所有高亦著しく増加せり即ち西曆千八百八十一年より同千八百九十七年の間に帝國銀行金所有平均高は二億七百萬馬より五億九千二百萬馬に増加し西曆千八百九十八年より同千九百一年の間には七億五千二百三十萬馬(少しく銀を含むと雖も大勢に關せず)より八億六千八百五十萬馬に増加せり、斯の如く帝國銀行の金所有高は逐年増加を示すを以て之を解すれば一部農商業者の論ずるが如く中央銀行が割引歩合を増加するは金の流出を防遏するの目的のみに止らず又内地市場に於ける資金需給の景況に依るなくんば非ず之を年末三箇月に於て歩合を増加するの事實に徴するも此論の誤らざるを證するに足らん又之を事實に徴するに西曆千八百九十六

年十二月には金の輸入超過は三千五百四十四基同年の總輸入超過高は一萬七千五百五十二基に達し同千八百九十七年の十日の輸入超過高は六千六百六十六基十一月は八千八百四十四基十二月は一萬一千百十八基にして同年の總輸入超過高は一萬四千二百八基の多きに達せり

今一步を進めて前記兩年の實況を見るに帝國銀行の割引歩合の變動と金の輸出とは必ずしも關係を有せず即ち西曆千八百九十六年三月には二千五百十九基四月には八千三十三基の輸出超過ありしと雖も當時の割引歩合は三分の低率を保ち七、八、九の三箇月は共に輸入超過し其高合計一萬一千四百八十八基の多きに達せしと雖も歩合は九月に於て却て四分に引上げ十月に至り一千二百七十基の輸出超過を見るに至り歩合を五分に引上げ兩者の關係始めて順當なるを得たり、西曆千八百五十七年一月及二月に於ては合計五百八基の輸入超過を見たるに拘はず割引歩合は却て五分より三分五厘に引下げ四月十日より九月六日の間六七、八、九の四箇月には合計一萬二千三百四十五基の輸出超過ありしにも拘はず割引歩合は尙ほ三分を維持せり同年十月より前記の如く著しき輸入超過ありしに拘はず同月十一日に至りて割引歩合は五分に引上げられ爾後引續き輸入超

過ありしに尙ほ翌年一月に至るまで此歩合を維持せり而して二月には三分に引下げ五月に至りて米西戦争の結果金の流出を促かせしを以て歩合を四分に引上げ七、八、九の三箇月は輸入多かりしと雖も他の原因の爲め十月十日に至りて歩合五分に引上ぐるの必要を生ぜり是等の事實に就て之を觀れば金の流出と割引歩合の増加とは必ずしも相伴はず時に一層強力なる原因の爲め相背馳することなしとせず然れども割引歩合の増加は金流出を防禦する正當なる一方法たるは論を俟たざることなれば事情の許す限り之を執行せざるを得ず又實際數月間引續き金の輸入ありと雖も其輸出を促すべき事情あるときは機に先ち歩合を増加するを要す彼の獨逸帝國銀行が西曆千八百九十八年正月に於て米西戦争の影響を豫測し割引歩合を四分に引上げしが如きは實に用意周到なりと云ふべし爾來獨逸中央銀行は着々其施設を誤らず西曆千八百九十八年には中央率の平均四分二厘六毛にして金の輸入超過三萬五千四百四十九基同千八百九十九年は五分一厘三毛にして輸入超過は四萬八千九百六十四基同千九百年は五分三厘二毛にして輸入超過は四萬七千二百九十四基なりとす

今試に西曆千九百年以來に於ける獨逸帝國銀行の利率變更と正貨出入との實

況を見るに左の如く概ね理論と事實との符合を見る

第二表

年首現在	西曆千九百年		同千九百一十年		同千九百一十年		同千九百一十年		同千九百一十年		同千九百一十年	
	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
年首現在	三、四、六	七	三、六、八	七	三、七、九	七	三、八、一	七	三、九、三	七	四、〇、五	七
金所有高	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日
増	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八
減	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日
増	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八
減	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日
増	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八
減	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八	一、六、八
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日

(備考) 金高は千磅止め (一) 印は減を示す 西曆千九百八年八月初の現在高を掲ぐ本表は大藏省の調査に據る、歐米諸國の詳況に就ては甲種附録第一號參觀 西曆千九百一、二兩年の實況は左の如し

年首現在	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
金所有高	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日
増	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九
減	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日
増	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九
減	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九	一、六、六、九
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日

年首現在	西曆千九百一十年	同千九百一十年	同千九百一十年	同千九百一十年
金所有高増減	三、四、〇、五三	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日
増	三、四、〇、五三	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二
減	三、四、〇、五三	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日
増	三、四、〇、五三	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二
減	三、四、〇、五三	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二	三、三、〇、五二
利率及改率日	十二月六日	十二月六日	十二月六日	十二月六日

西曆千九百十年		同千九百十一年		同千九百十二年	
金所有高増減	利率及改率日	金所有高増減	利率及改率日	金所有高増減	利率及改率日
二八一	廿一日	九一〇	十六日	一、〇二九	五日
二、二二一	〃	三、九三三	四日	三、三二九	〃
二、一五三	〃	三、三六一	〃	三、七二九	〃
一、八一三	〃	一、六九一	〃	三、九四	〃
五、一六一	〃	二、四〇三	〃	七〇七	十一日
一、八三六	〃	三、一九六	〃	一、九九二	〃
四一八	〃	一四九	〃	八二七	〃
五、八七七	廿六日	七、二六六	十九日	三、七二九	〃
二、〇九八	五	二、五六一	〃	四九九	廿四日
二、五六五	〃	一、九六〇	〃	二、八五三	十四日
三、八六二	〃	四、一〇六	〃	三、五二一	六

其六 兌換手数料の効用及其割引方策との差違

佛蘭西銀行は割引歩合を低廉に保持し容易に其歩合を變動せず、兌換手数料の徴收を以て金の輸出を抑制するを以て名あり然るに今獨佛兩國に於ける金の輸出入の實況を見るに獨逸に於ては西曆千八百九十五年以來同千八百九十八年九月迄金の輸入超過一億六千四百萬馬の巨額に達せしに佛國の輸入超過は同時期に於て僅々七千一百萬法郎即ち五千七百萬馬に過ぎず、抑々金輸出入の多寡は單に割引歩合の高下兌換手数料徴收の有無に依り生ずべきものに非ず貨物輸出入の多寡、國際の債權債務の關係等種々之が原因となる者ありと雖も割引方策及兌換手数料の徴收も亦預て力あるや多辯を要せず、然るに前者は自國所在の金の輸出を抑制すると同時に他國より金を招くの効力ありと雖も後者に至りては抑制の効あるも招致の力なく之を前者に比して効力の薄き知るべき耳又米西戰爭の爲め米國の著しき金需要を喚起せし時期なる西曆千八百九十八年九月迄に於ける米國の金輸入の實況を見るに此間米國が英佛兩國より得たる金は前者より五千萬弗後者より二千四百三十萬弗に達せしも獨逸より得たるものは僅々八百四十萬弗に止まれり

元來英國は國際金銀取引の中心なるを以て當時英國が米國の要せし金の大部

分を供給せしは怪むに足らずと雖も獨佛兩國は其事情を同うす然るに實際此差違を生ぜしは多少割引方策と手数料方策との致す所なしとせんや臨機應變兩者を併用するは可なりと雖も固執一に偏するは即ち不可なり處世の道豈に變通の術なきを得ん哉是に於て佛國も終に其慣用手段たる兌換手数料のみを以て満足する能はず西曆千八百九十八年十月に至り三箇年間會て變更せざりし割引歩合を二分臺より三分臺に引上ぐるに至れり今之を爾後の實況に徴するに西曆千八百九十八年には中央率の平均二分一厘五毛にして金の輸出超過一億千三百八十三萬餘法なりしが同千八百九十九年には率の平均三分三毛にして金の輸入超過一億五千六百八十三萬餘法同千九百年には率三分二厘三毛にして輸入超過二億四千六百三十七萬餘法同千九百一年には率三分にして輸入の超過は二億八千三百八十餘萬法に達せり是れ單に増率のみの結果に非るべしと雖も之を手数料と併用したるの効たるや疑を容れざるなり英獨兩國に於ては中央銀行が請求に應じて金貨を名稱價格を以て兌換すと雖も佛蘭西銀行は金貨の請求に對して不定率の手数料を徴するを以て人爲的に金貨を高くし其丈爲替相場變動の限界を擴張す然れども又佛蘭西銀行と雖も無限に隨意に手数料を高うすること能はず倫

兌換手数料の金は、現送金の點を、高めの爲替を、變動の爲替を、大に

敦爲替二十五法三二五に達すれば現送して十分に利益ありと雖も二十五法四〇に達することあり其率の高低は公衆が市場に於て金を得るの難易貴金屬商賈が輸出に要する金を佛蘭西銀行に據らずして手数料なく他より買集め得るの難易に依りて定まる即ち市場に於て金を得ること容易なるときは、兌換手数料の徴收は金價を騰貴せしめず金需要を佛蘭西銀行より市場に轉嫁せしむるの効果を生ず元來此轉嫁は一見甚だ好すべきが如しと雖も深く之が關係を考究するときは大に不可なるものあり何となれば

- 第一 中央銀行は國際に於ける金移動の情況觀察の便宜を失ふ
- 第二 中央銀行が供給し得べき金塊並に外國貨幣の代りに自國金貨の流出を促がし造幣費用を損失す

第三 貨幣の名稱價格は内國に於てのみ効力あるものにして外國に對しては只其包含する所の金の純分に依り之を計算するを以て金の輸出者は正貨の正量を有し及正量以上の公差の加はりたるものは選拔し爲に國內に多く摩損せる金貨を留むるの結果なし

とせざればなり今之を事實に徴するに他に多少の原因あるべしと雖も佛國が兌

金の需用は、中央銀行の、市場より、利するは、不

換手數料方策に依りて時期に於ては佛蘭西銀行の金所有高は數年の間著しく減少し西曆千八百九十五年に於ては二十一億五千萬法を有せしに同千八百九十八年に至りては十九億四千萬法に減少せり。然るに同年十月以降割引歩合の引上げを斷行するに至りし後は所有の金貨逐年増加し西曆千九百四年一月一日には二十三億八千三百餘萬法の巨額に達せり。然れども佛國は列強中尙ほ利率變更の最も少きものにして西曆千九百二年中は三分を維持せり。英國の如きは四分より三分半(一月二十三日其より三分)二月六日其より四分に(十月二日變更し獨も亦一月十八日を以て四分より三分半)二月十一日に三分半より二分に減じ更に十月四日を以て三分より四分に變ぜり。今英獨間變更の關係を見るに第一は英獨に隨ひ第二第三は英獨に先づ方今各中心市場の關係の深密なる以て見るべきなり。而して奥の如きも二月四日を以て四分より三分半に變更せり。

今又西曆千八百九十六年以來の英佛兩國の實況を比較するに其差違實に左の如し。是れ兩國慣行の差あるに起因するものあるべしと雖も又以て英の市場は峻峻にして佛の市場は溫和なるを證するものなしとせず。然りと雖も全然大勢の外に立つ能はず英國の變動に伴ふて利率の變更を執行せし例なしとせず。即ち左の

如し。

變更の度數

第三表

西曆年次	英	佛
一八九六	三	なし
一八九七	六	なし
一八九八	六	なし
一八九九	六	なし
一九〇〇	六	四
一九〇一	五	なし
一九〇二	三	なし
一九〇三	三	なし
一九〇四	三	なし
一九〇五	三	なし
一九〇六	六	なし

一九〇七	七	二
一九〇八	六	三 米國恐慌の影響
一九〇九	六	なし
一九一〇	九	なし
一九一一	三	なし
一九一二	八	一
一九一三	四	四
一九一四(八月九日まで)	八	一
一九一五	なし	四
		なし

其七 結論

以上論述する所を以て之を觀れば兌換手数料方策は到底奇道に依るものにして其効用亦之を割引方策に比して一步を譲るものと云はざるを得ず即ち金を呼び資金を裕かにするの効力薄きこと故に單獨に之を使用するは甚だ不可なり宜しく正道たる割引方策を基礎として手数料徴收の如きは之を奇道とし臨機變通の便を開かざる可らず畢竟處世の道は効力を尊ぶ要は只國民の利益を害せざる範圍内に於て國家最後の準備を増殖守衛するにあり豈に夫れ之を忽にするを得

ん哉

第二目 證券準備

我國の中央銀行は強大なる發行力を持つる

證券準備發行高は我國に於ては一億二千萬圓なり今之を英の二億八千七百七十五萬九千三百四十圓内九千七百二十五萬九千三百四十圓は他行發獨の三億九千餘萬圓外三千五百八十萬圓は他行の分なり而して六千四百五十萬圓の帝國發行紙幣は別なり)に比して少しく多きに失するの感なきに非ずと雖も然れども我國は世界の貨幣市場より隔離し居るを以て信用の程度及市場共通の情況如何は暫く別問題と爲す(歐洲各國と大に其情勢を異にし利率を増加して急に他國より現金を吸収する能はざるの事實あり故に中央銀行が強大なる發行力を有し有効なる發行餘力を存し以て春夏秋冬通常起る所の緩急に應じ併せて不慮の急に應ずることを得べき餘地を存するを必要とす我國保證準備發行制限の高きは事情の然らしむる所にして實に已むを得ざるものあるに職由す彼の倫敦巴里の如きに於ては少しく利率を高うするときは忽ち比隣各國の市場より現金を呼ぶを得べしと雖も我國に於ては即ち然らず假令飛電一報以て利率の増加を通ずるも歐洲市場より我國へ現金の來るは世界の半途を廻り大洋を渡り多數の日子を要す今

哉サイベリヤ大鐵道の便ありて萬里の行程能く二週間の短期日を以て浦港より露都に達するを得べしと雖も尙ほ東西の市場を融和するに足らず況や冬期氷雪の候通行困難なるに於てをや故に我國は歐洲先進國の如く資を他國に仰て應急の策を施す能はず豈に一葦江を渡ると其便を同うするを得んや偶々現金の到着するあるも所謂六日の菖蒲十日の菊尙且つ可なり甚しきに至りては注文の雛人形か五月の節句に達し婚禮の祝品にして出産の時に達するの奇觀なきを得ず而して利率も亦往復の日子を算せざる可らざるを以て非常なる高度に騰らざる以上は其効を奏することを得ず五日の菖蒲九日の菊に對しては或は高價を拂ふも可なりと雖も天下豈に六日十日に至り殘菖殘菊の爲め高價を拂ふの愚者あらん哉故に我國比鄰の地に十軒店の如きありて三月二日に出産せる女兒の爲に上等雛人形一組を上巳の節句用として調進し又た日本橋魚川岸の如きありて今夕の婚禮用として上等料理五十人前を注文せば一聲能く其用を便する者なきを得ず然るに今哉我國は此便を缺く是れ比較的保證準備發行の制限を高度に置くを必要と爲す所になり然らば即ち其高は如何に之を定むべき哉漫然國民衣食住の費用に必要な高を標準とすべしと云ふの説あり具體的に國家が國民より徵收す

保證準備發行を定むるの標準

る租税の高を標準とすべしと云ふの説あり又法律議定當時の實況に據り之を定むる者あり英國の如き即ち是れなり前陳の諸説全然採るに足らずと云ふに非ずと雖も保證準備に對する發行高は斯の如き單純なる標準を以て之を定むるを得ず國の貧富は勿論其地位情況内外貿易の關係物産の種類人口の多寡金融機關の發達通信運搬の便否財政の情況等種々の事情と狀況とを斟酌し詳かに民間流通の情況を觀察し國民衣食住の經營に缺く可らざる高を推定し苟も發行者に信用の存するあらば兌換の爲に呈示せらるゝことなしと信ずるに足るの點に於て之を定めざるを得ず若し夫れ保證準備紙幣發行の爲に物價を高め紙幣其者が正貨に對し割引に落つるが如きとあらば其過剰なる素より論を俟たず之を要するに半ばは情況視察に依り半ばは具體的實況により之を定むるを要す我國今日の實況は事情尙ほ單純なりと雖も他日一層の發達を經我國の市場四海と共通するに際しては之が爲め多少共通の道を得ると同時に資金の出入頻繁となり我市場の情況如何に依り干滿恰も潮水の如く商況振へば即ち資金入り不振なれば即ち招還せられ盈虧常なく獨米の實驗の如き情況を演ずるは勢の免れ能はざる所なり我國は利率を増減し出入を計るは他國の如く容易ならず而して商況の消長に依

り之を免れず今哉我國凡百の事過渡の間にあり須臾く學理の指導に依り他國の實驗に鑑み大に研究を積み他日遺算なきを期せざる可らざるなり

元來銀行紙幣は期限なき請求拂の約束手形なるを以て方今の如く汚穢の極に至るまで之を流通せしめず成るべく新鮮なる者を發行するを好しとす然りと雖も英國の如く必ずしも其使用を一回に止むるを要せず其間自ら中庸の存するなしとせず而して其久しく兌換の請求なき者に對しては之を如何にすべきやと云ふに此處に普通の債權債務の時効を適用するは少しく穩當を缺くの憾なき能はず依て今米國の國立銀行の例に倣ひ十五箇年間兌換の爲に提供せられざる者は散逸と見なし代紙幣を發行するを得るものと爲し債權者の權利は之が爲に消終せしめず代紙幣發行後と雖も何時にても規則に従ひ引換若くは兌換の請求の爲すことを得るものと爲さば圓滿の結果を得るに近からん我國方今此點に就て特に規定したるものなし豈に一考の價値なしとせんや又銀行に對する債權者の權利は其發行紙幣に對する者を順位の第一に置くを好しとす是れ英國の古智に倣ひ當初我臺灣銀行法の採りし所なり總て是等の事項は紙幣基礎の確實を圖ると共に流通の便を慮り併せて發行者の利益を正當行爲内に全ふせん事を期するに

多年兌換の請求なき紙幣の取扱

權利の順位

出るものにして當局の以て注意せずんばある可らざる所のものなり

第五節 紙幣發行機關の統一

第一目 不統一の不便

我幣制が他國に對して一頭地を抜き而して紙幣發行機關を統一ならしめしは實に國家の慶事なり他國に於ては種々の事情と歴史上の關係とにより佛露奧和蘭白耳義丁抹諾威の外今日に至るまで中央銀行の外尙ほ數多の發行銀行を存し紙幣の統一を缺き中央銀行が緊縮主義を執るの必要ある時に他の發行銀行は中央銀行の如く國家全體の利害に隨ひ其發行を屈伸するの觀念全からず中央銀行の方針と背馳し一般市場の爲め不便なる結果を生ずることなきを保せず往時は屢々此事ありて英倫銀行の如きは其不統一より生ずる弊害の爲め歎聲を漏せしこと一再に止らざりしは史上の事實なり

第二目 獨逸の新法

獨逸の如きは西曆千八百九十九年法律を改正し中央銀行外の發行銀行は中央銀行の割引歩合が四分又は四分以上になりたるときは其以下にて割引貸付に従

事することを得ず、中央銀行の歩合が四分以下になりたるときは他の發行銀行は其歩合より二厘五毛以下にて貸付割引に従事するを得べし而して貨幣市場が非常に緩慢にして中央銀行が自身にて私定率即ち公定率より低き歩合にて取引を爲すときは他の發行銀行は右の私定率より一厘二毛低き率にて割引及貸付に従事することを得べき旨を規定せり。然れども政府當時提出の原案には他の紙幣發行銀行は其割引歩合を中央銀行の歩合以下に引下ぐることを得ずとせり。由是觀之各國が紙幣發行の不統一より生ずる所の不便を避くるに汲々たる情況實に瞭然たり而して此法律は西曆千九百一十一年一月一日より行はれ向ふ十箇年間効力を有し同千九百一十一年一月一日を以て期限満了となるを以て獨逸政府は尙ほ十年の繼續案を議會に提出し同千九百九年の議會に於て之を通過し左の如く改正せり。獨逸は十年毎に更新するものとす。

一 證券準備に對し發行する兌換券發行期限高は従前は四億五千萬馬なりしに一億馬を増加し之を五億五千萬馬と爲し過去數年間に他の發行銀行の發行を止めたる高を中央銀行に合せたる金高を加へ中央銀行發行制限高は都合六億千八百七十七萬千馬となり、三、九、六、十二の四箇月の最後の週に於ては金融の情

況に依り二億馬を無税にて發行することを許されたり、但此場合に於ては全額に對し正貨準備を要し、之なきときは五分の發行税を賦課するものとす。

二 現行法中法貨たる獨逸貨幣とあるは總て「獨逸金貨」と改め事實上跛本位を廢止せり。

三 小切手の使用を獎勵せんが爲め之を證券準備に繰入るゝことを許せり正金政策の一として外國小切手を證券準備に入るゝことは既に之を行ひ來れり。

四 配當は總收入より第一割賦として其三分五厘を引去り殘額の四分の一を超過す可らざるは従前の通りなりと雖も準備繰入は従前は殘額が六千萬馬に達するまでは其二割なりしに今回は之を一割に減せり。

第三目 内外の別

我國は幸に國立銀行に期限ありて當時延期繼續等多少の紛糾を見しと雖も終に圓滿に此問題を解決することを得たり實に國家人民の幸福と云つべし。英獨の如きも漸次發行を中央に收むるを期し、英は西曆千八百四十五年以來二百六十一行を減ぜしと雖も尙ほ中央銀行を合せて四十九銀行の發行銀行を有し、獨は西曆千八百七十三年以來二十六行を減じ方今中央銀行の外發行銀行五個を存し統一

に向て一步を進めしと雖も其之を見るに果して幾年を要する哉豫め期し能はざるなり

第六節 國際通貨運行の原則及紙幣の發行

増發及引揚

第一目 國際通貨運行の原則

需給の原則は萬世を経て動かす可らず即ち知る貨幣の供給過多なるときは其價賤しく過少なるときは其價貴とし而して貨幣は其價格低廉なる地を去つて高貴なる地に向ふを通理とす其出入運行を支配する所の法則を號けて國際通貨運行の原則と云ふ夫れ一般價格の平均は取引に供せらるゝ所の物品の數量を以て流通貨幣の高を除したる所の積にして其分母若くは分子に變動を生ずれば則ち商を増減す今便宜の爲め前者を「ロ」として後を「イ」とし商を「ハ」とし代數式に依り其變化を示せば左の如し

以上は貨物に變動なく貨幣の供給を増加し物價騰貴し貨幣下落するの状態を示す

以上は前例の正反對にして「ロ」に變動なく「イ」を減少するものなるを以て物價下落し通貨騰貴となるの状態なり

(第一方式)

$$\text{其一} \frac{イ}{ロ} = \text{ハ}$$

$$\text{其二} \frac{イ+イ''}{ロ} = \text{ハ} + \text{ハ}'$$

$$\text{其三} \frac{イ+イ'+イ''}{ロ} = \text{ハ} + \text{ハ}'+\text{ハ}''$$

$$\text{其四} \frac{イ+イ'+イ''+イ'''}{ロ} = \text{ハ} + \text{ハ}'+\text{ハ}''+\text{ハ}'''$$

(第二方式)

$$\text{其一} \frac{イ}{ロ} = \text{ハ}$$

$$\text{其二} \frac{イ-イ'}{ロ} = \text{ハ} - \text{ハ}'$$

$$\text{其三} \frac{イ-イ'-イ''}{ロ} = \text{ハ} - \text{ハ}' - \text{ハ}''$$

$$\text{其四} \frac{イ-イ'-イ''-イ'''}{ロ} = \text{ハ} - \text{ハ}' - \text{ハ}'' - \text{ハ}'''$$

(第三方式)

$$\begin{aligned} \text{其一} & \frac{I}{R} = H \\ \text{其二} & \frac{I+I'}{R+R'} = H \\ \text{其三} & \frac{I+I'+I''}{R+R'+R''} = H \\ \text{其四} & \frac{I+I'+I''+I'''}{R+R'+R''+R'''} = H \end{aligned}$$

(第四方式)

$$\begin{aligned} \text{其一} & \frac{I}{R} = H \\ \text{其二} & \frac{I-I'}{R-R'} = H \\ \text{其三} & \frac{I-I'-I''}{R-R'-R''} = H \\ \text{其四} & \frac{I-I'-I''-I'''}{R-R'-R''-R'''} = H \end{aligned}$$

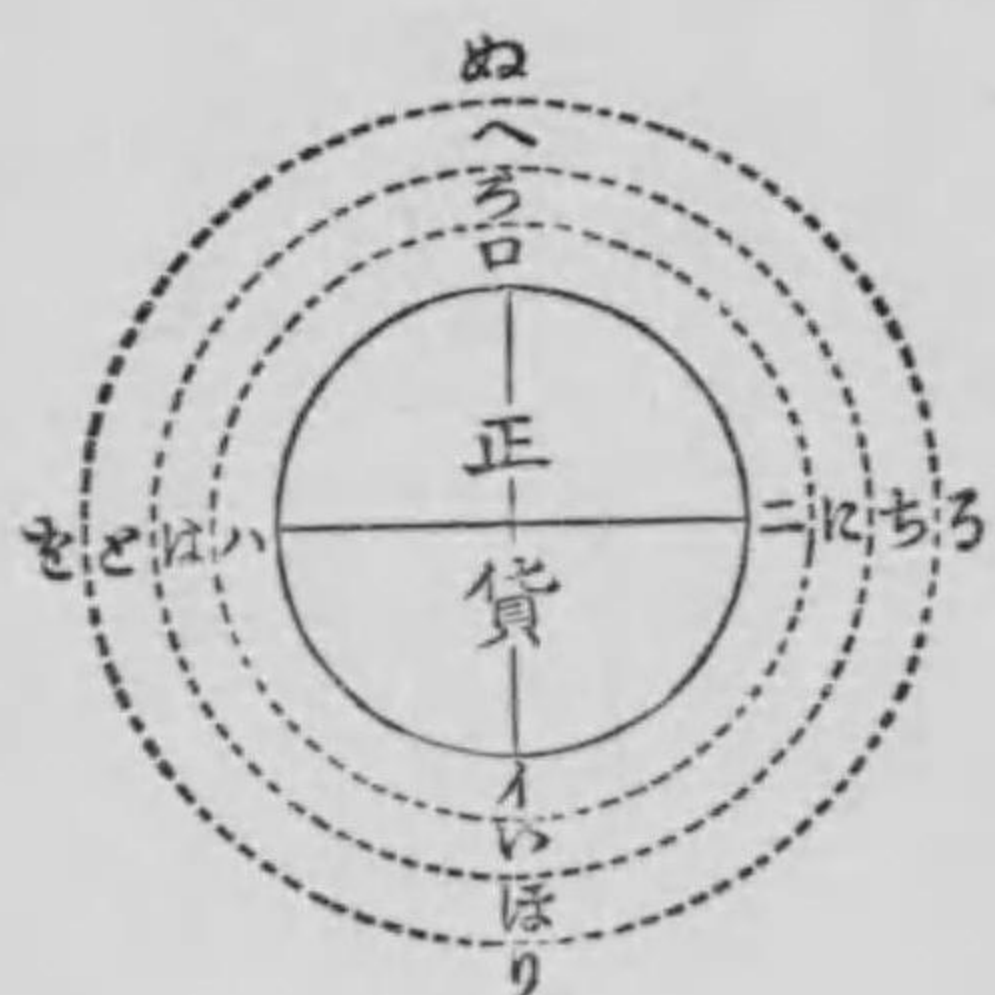
第三及第四式は「I」の増加と同一の比例を以て「R」に増減を生じ「H」に變動を生ぜざる場合を示すものなり斯の如きは實際に於ては殆ど起り得べからざる事に屬すと雖も方式として之を存するを妨げず

今斷事觀三昧に入り靜かに物價の變動を察するに魔障若くは若爲の情ありて之を妨ぐるに非ざれば三昧の示す所前記諸方式の如く物價の變動は貨幣の多寡に伴ふ即ち甲國に於て通貨増加し乙丙丁等の諸國に於て其變動なきときは貨幣甲國を去つて他國に向ひ乙國に於て然るときは其流方甲丙丁等に向ふは之を條理に照し之を事實に徴して明かなり、紙幣増發の時の如きは本原則の動

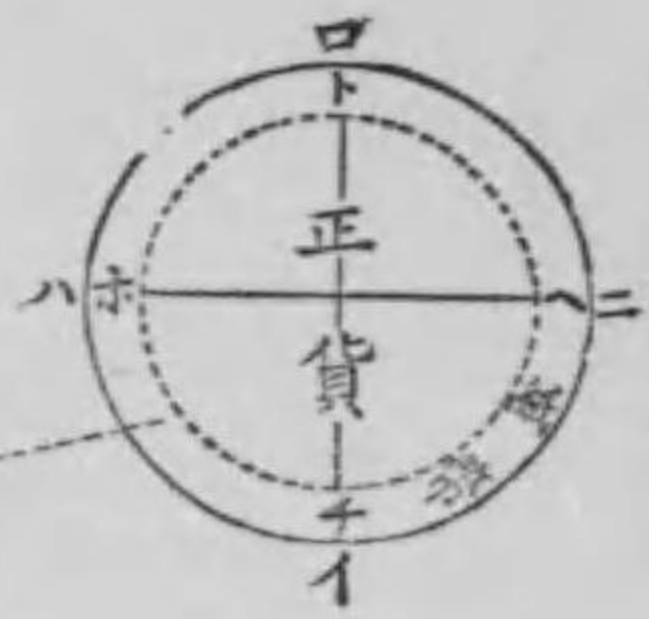
作最も顯はる請ふ次目に於て之を説かん

第二目 紙幣の發行及増發

紙幣の發行は通貨の供給を増加し國際通貨運行の規則茲に其動作を生じ正貨の輸出物品の輸入を促すは實に已を得ざるの數なりとす今事の解し易からんが爲め圖式を以て其變化を示せば左の如し

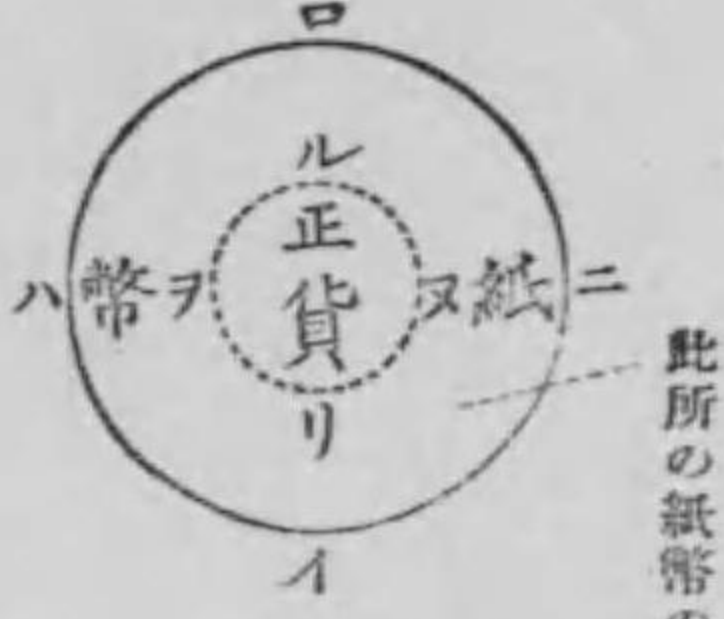


上圖の「イロハニ」の圖環は一國の貨幣必需の高即ち第一方式以下の「イ」に該當するものにして全部を正貨なりと假定し之に「いろは」の點線を以て示す所の圖環に恰當する紙幣を加るときは貨幣と他物の關係は第一方式の二の如き状態となり物價騰貴し物品の輸入増加して正貨流出し當該國通貨の形狀は上の圖解の如く變化を生じ正貨は「ホヘトチ」の點線圖環丈に減じて紙幣之れに加はり通貨全部の高舊に復して其價格を恢復し物價當初の地位に復歸し第一方式の一の如き状態を呈す



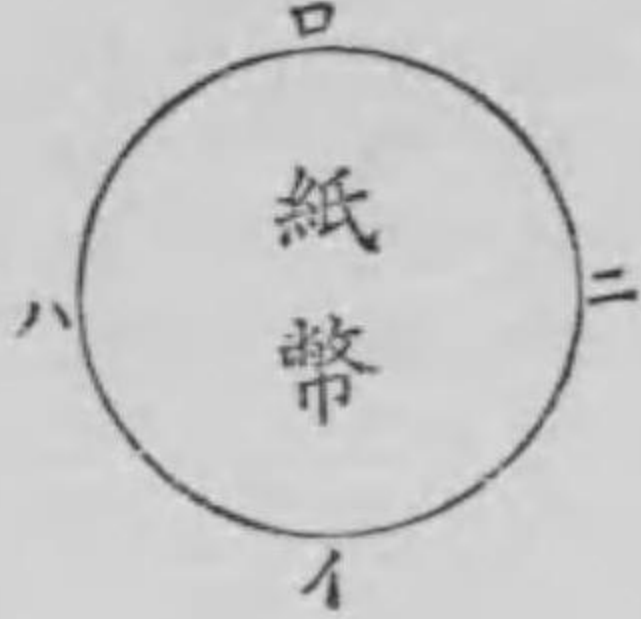
第二回に「ほへとち」の點線圖環丈の紙幣を發行するときは前記の順序を経て貨幣の状態左の如くなり正貨リヌルヲの點線圖丈減少し物價舊に復す

此所に在る紙幣の高は第一圖解の「イロハニ」と「いろはに」の圖環中に在るものと同額なり



此所の紙幣の高は「いろはに」と「ほへとち」の點線圖環中に在るものと同額なり

第三回に「りぬるを」の點線圖環丈の紙幣を發行するときは前記同様の順序を経て當該國の貨幣は上圖の四の如く正貨出て盡して全然紙幣となる



此所に至りて一國の通貨は盡く紙幣となり正貨其跡を收むと雖も貨幣の供給は尙ほ舊の如くにして他の變動を生ぜざる以上は通貨と物價の關係舊に復して物價又舊に復す

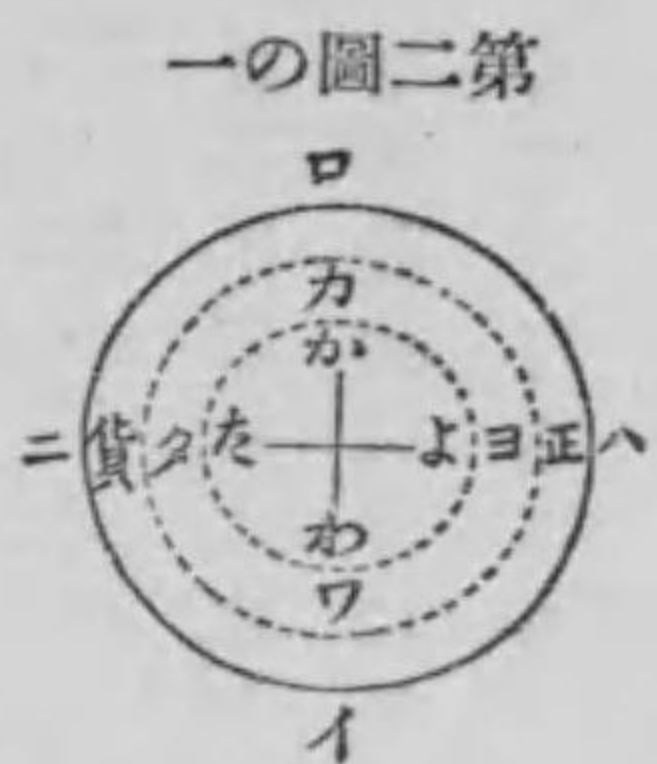
然るに尙ほ進んで「いろはに」の點線圖環丈第四回に發行を爲すときは通貨の状態は第一方式の二の如くなり最早輸出すべき正貨なきを以て通貨國中に盈溢し増發の勢を完成して物價騰貴す増發此の所に止まれば災尙ほ小なりと雖も元來紙幣の増發は野火の如く一たび煙火を見れば全原灰土とならざれば止まず「いろはに」の増發は「ほへとち」第一圖解參觀の増發を促し更に進んで「りぬるを」の増發を誘ひ第一方式の三四の如き状態となり殆ど其止まる所を知らず其弊收拾す可らざるに至るは之を史乘に徴して明かなり、毒矢既に絃を離る其害知るべき而已、況や再發相次ぐに於てをや速かに之を收め再發せしめず、傷痕を醫癒するの策を採らざる可らざるなり

今之を矯正せんと欲せば紙幣の消却を斷行するか事業の發達を促し貨幣の需用を増加するか孰れか其一方を採り若くは其兩方を斷行せざるを得ず然りと雖も事業の發達を促し殖産を進むるは時平かにして信用の基礎鞏固なる時に於て尙ほ且つ容易の業に非ず況んや紙幣増發せられ信用地に墮ち百業萎靡衰退するの時に際しては固より之を望むを得ず其兩様を斷行するは固より難事中の難事にして殆ど不可能の事に屬す紙幣の價格を回復せんと欲せば其方法消却の一事

ある耳請ふ其順序を左に示さん

第三目 紙幣の引揚

紙幣の消却を執行し先づ第一圖の外環たる「りぬるを」を消却するときは貨幣の状態は第一方式の三の如くになり進んで「ほへとち」を消却すれば同上二の如くになり更に進で「いろは」を消却すれば同上一の如くになり舊状を恢復し物價又舊



に復し前記第一圖解の四の如き形となる然れども一國の貨幣を全然紙幣とし正貨缺乏するは國家全體の爲め甚だ不利なるを以て其供給を増加せざるを得ず然るに其供給は當該國をして苟も貴金屬生産國たらしめざる以上は外國貿易に依るの外之を得るの道なし假令貴金屬生産國たるも紙幣を消却し通貨を減少せざれば之を國中に留むることを得ず此場合に於て事業を計るは前記の如く不可行の事なり

故に其目的を達せんと欲せば進んで紙幣を消却し物價を下落せしめざるを得ず今第二圖の一の「イロハニ」と「ワカヨタ」の點線環の間の紙幣を引揚るときは通貨と物價の關係は第二方式の二の如くなり正貨の輸入を促し「イロハニ」の圓環は右



二方式の第二の如き關係となり物價下落して正貨の輸入を促し貨幣の状態は次



圖の如く正貨となり紙幣と入り交り物價舊に復す。尙ほ進みて「ワカヨタ」と「わかよた」の間の紙幣を消却すれば通貨減縮して再び第一圖の如く形を表はし正貨増加す

更に進みて「わかよた」の紙幣を消却するときは物價復た下落し貨物の輸出を促し以て正貨の輸入を誘致し紙幣は之を消却し畢りて正貨増加し當該國の貨幣は正貨のみとなり「代用紙幣」は之あるべきも物價又舊に復し第一圖の「イロハニ」の状態に復歸す消息數あり盈虧誰乎争はん

以上陳述する所のものは紙幣の發行より増發に至り更に進みて其消却及正貨恢復に至るの概況なり今之を古今内外の史乘に照し近く我明治十年代の閱歴に鑑みるに思半に過るものあり其過を再びせざること冀望の至りに堪へざるなり

第二章 不換紙幣

第一節 總論

三

兌換券及通貨運行の原則等に就ては粗々之を陳述せり故に今一步を進めて不換紙幣に就て一言せん元來國家は常に太平無事なること能はず時に内憂外患の起るは蓋し免れ能はざるの事に屬す不幸にして事變大なれば不換紙幣の發行亦已を得ざる所のものあり故に不換紙幣發行の事は豫め之を研究し事に當り遺策なきを期せざる可からず

世人往々不換紙幣は先天的に其價格下落するものなりと信ずる者ありと雖も是れ大體に通せざるに坐するものにして一箇の謬見たるに過ぎざるなり抑々不換紙幣の價格下落するは其發行者の不信用なるか若くは其發行高の過多なるかに由るものにして苟も發行者最後の信用に疑ひなく發行額一國の通貨需要點に超過せざれば一時の原因が異狀の動作を爲すの外漫りに下落するものに非ざるなり然りと雖も茲に其弊害の生じ易きは不換紙幣は兌換の義務なきを以て發行者動もすれば當然執るべきの注意を缺き又周圍の情況に抵抗するの自信なく不知不識の間に増發に陥るの虞あること是なり元來紙幣の増發とは其發行高が一

不換紙幣は増發とあるの虞あり

紙幣は自然の彈力なし

國貨幣の需用高に超過したる分を云ふものにして假令ひ正貨と雖も其供給が需用高を超過するときは其價格を減ずるは紙幣と異なることなし然りと雖も兩者の間固より大差なきを得ず何ぞ哉他なし前者は自然の彈力を有し其供給過多なれば則ち出て過少なれば則ち入り屈伸弛張自在の行動を爲すの力あり後者に至りては即ち然らず其額過多なりと雖も國境を越へて他國に出づるを得ず利率の増加若くは強制消却等の如き人爲を以て市場より之を吸收するに非ずんば其額をして需用に相當せしむることを得ず水く國中に浮遊して紙幣下落物價騰貴の勢を逞ふす而して紙幣一たび増發せらるゝときは百弊併び生じて收拾す可らず大に戒むべきものあり孫子曰く盡く兵を用ゆるの害を知らざる者は則ち盡く兵を用ゆるの利を知る能はざるなりと宜なる哉請ふ先づ其弊害より之を説ん

第二節 増發の害

第一目 一般の弊害

元來紙幣に彈力を缺き正貨の如く自然に屈伸弛張するの力なく供給一たび其度に過れば物價騰貴紙幣下落投機勃興輸入超過實業の萎靡驕奢の増長等種々の

惡兆を續發し諸般の禍因となり、經濟上、財政上、政治上、社會上直接間接に不測の災を生ず、其所謂經濟上の災害とは紙幣の下落、物價の騰貴、物品の輸入超過、投機の勃興、利率の上騰、取引の澁滯等是なり、財政上の災害とは納税其順を失ひ、物價騰貴して國費を増加し、公債の價格下落して國家の信用を害ひ甚しきに至りては増税の必要を生ずる等是なり、政治上、社會上の災とは生民衣食に苦み禮節を忘れて犯罪多く、國用給せずして内不良を制すること能はず、外侮を防ぐ能はずして貧富其所を異にして社會の調和を失ふ等是なり、元來投機の勃興は正業の發達を妨ぐ而して投機者流は多く其終を全うせざるは固より其所なり、然りと雖も率先風雲に乗ぜし所の二三の輩は或は一攫千金の暴利を得るなきを保せず、是に於てか水心魚心先づ相寄り終に衆庶の附和雷同する所と爲り其傳播の速かなる疫癘管ならず投機熱の流行實に驚くべきものあり、斯の如きは固より自然に従ふに非ずして結局産を破り身を滅ぼし落魄困難如何とも爲し難く延ひて災を市場に及ぼし弊端百出收拾す可らざるの現象を呈するは之を史上に照し歴然として指呼の間にあり復た多辯を要せず

第二目 増發は投機を誘發し通貨の需用を増加す

先天的投機心を以て生れ國家の利害を顧みざるの輩自ら進で其災厄に陥るは所謂夏蟲飛んで火に入るの類にして之を救ふに由なしと雖も然れども燈火の輝く所是れ夏蟲の集まる所漫に罪を蟲類にのみ歸するを得ず、殊更に人爲を以て商界の血液たる通貨を汚毒し其神經たる信用を紊亂し物貨を變動し以て投機を誘發し終に良民を驅りて渦中に投じ狂瀾怒濤の間に漂はしむるが如きは實に無慘酷薄の極と云はざるを得ず、凡そ天下に慎むべく恐るべき者少らずと雖も其禍害の大なる紙幣増發に過るものなく古來虎よりも恐るべしと稱する所の收斂よりも尙ほ一層恐るべきものあり

元來紙幣の増發は物價を騰貴し投機熱を誘發し、投機的商品維持の爲め過當なる融通の必要を生じ事業進行の爲め豫定金額の増加を要し金融の必要を増加し爲に金利を上騰す例へば茲に新に紡績事業を經營する者ありて當初百萬圓の資金を以て事業を設計せりとせん、然るに中途にて紙幣増設せられ物價騰貴するときは百萬圓を以て其企圖を成就する能はざるは必然の數なりとす然れども半成の機械室は其工事を止むるを得ず注文の機械は既に其半ばを得其殘部を破約するに便ならず必ずや資金の融通を請ふて無理にも其事業を進行せざるを得ず若

通貨の
新需要を
生ず

し夫れ斯の如き場合一二に止まらば實際に於て敢て著しき影響なかるべしと雖も事一般に及ぶに於ては勢ひ金融の請求夥しく増加せざるを得ず加ふるに物價の騰貴に際しては賈ひ進み賣り惜みの情起り信用を濫用して購買を繼續し既に購入せし物は之が維持を計り其仕入金の支拂期限來るも容易に之を賣却せず成るべく金融を求めて持耐えんとし所謂思惑無理算段を爲し一時を彌縫せんとする者陸續踵を接し殆ど止まる所を知らざるに至るは之を史上に照し歴然として争ふ可らず若し投機の原因をして貨物需給自然の變動より來るものたらしめば尙ほ或は恕すべしと雖も人爲的に紙幣の増發を以て市場を煽動し其焰火を揚ぐるに至りては夫れ之を健全圓滿にして無事太平なる商界を阿鼻地獄に變じ商賈をして無盡不滅の猛火の中に叫喚せしむるものと云ふと雖も敢て誣言に非ざるなり

思惑の爲
め騰貴の爲
請求を増
加す

第三目 増發は金利を増騰し有價證券の價格を減却す

世上深く事物の真相を穿たず只一遍の道理に依り金利の低下なるは偏へに通貨の供給多きに因るとなす者なきに非ずと雖も凡そ天下の事大小となく斯の如く單純なるを得ず抑々通貨の増加は物價の騰貴を來し爲めに資金の需用を加へ

其度合強大なるときは金利昇騰の結果を見るは數の免れざる所なり明治十年代の實歴之を證するに餘りあり然るに當時紙幣の消却を不可とし市場既に金利の高きに苦しむ紙幣消却の如きは更に金利を上騰すべきを以て國家の爲め甚だ不可なりとの説を爲す者ありしは方今尙ほ吾人の記憶に存する所なり古今内外インフレーションインフレーション即ち増發黨なる者ありて時に奇説を吐くなしとせず米國の紙幣下落の當時に於ける労働者資金供給説の如き妄誕無稽固より一笑の値だになく又之に反對する所の腐敗鶏卵の引例の如き穿ち得て絶妙の域に達せり然りと雖も我國の閱歴亦之に譲らず豈に五十歩を以て百歩を笑ふを得んや而して其黨の由來を尋ねれば債務派に非ずんば即ち投機者及其亞流に屬す夜行の百鬼其行を異にすると雖も自ら其因を有するなしとせず百鬼の夜行尙ほ或は恕すべく甚きに至りては萬鬼晝行の狂態を演ずるなしとせず豈に愼まざる可けんや請ふ其概況を左に表せん

第四表

紙幣流通高(年末)	金利(東京市貸付千圓以上一萬圓以下)	七分利公債平均相場
明治十年 一一九、一四九、八〇三	一、〇二	

同十一年	一六五、六九七、五九八	一、〇五	八三、四九五
同十二年	一六四、三五四、九三五	一、二〇	八一、三〇七
同十三年	一五九、三六六、八三六	一、三一	七一、八五一
同十四年	一五三、三〇二、〇一二	一、四〇	六九、五〇〇
同十五年	一四三、七五四、三六三	一、〇一	七三、三八二
同十六年	一三二、二七五、〇一二	〇、七六	八三、九四七
同十七年	一二四、三九六、一七五	一、〇九	九三、三九三
同十八年	一二二、一五三、七五七	一、一四	九六、三三一
同十九年	一三六、三二八、一〇九	〇、九二	一〇七、三四九

由是觀之通貨の減少は公債の價格を増加し金利を減少するは歴然として覆ふ可らず此間一點の疑を容るゝ能はざるなり而して有價證券の騰貴は金融を便にし其下落は之を不便にす紙幣増發の金融を阻害する多辯を要せずして明かなり

第四目 増發は物價を上騰し輸入を増加す

又紙幣増發が物價及輸出入の上に如何なる影響を及ぼすやを見るに學理の説く所と事實の發生と實に符節を合すが如し請ふ之を表出せん

第五表

全國平均物價

年	全國平均物價	物品輸出	物品輸入
明治十年	四、三五〇	二、三、三四八、五二二	二、七、四二〇、九〇三
同十一年	五、〇九三	二、五、九八八、一四〇	三、二、八七四、八三四
同十二年	七、一二八	二、八、一七五、七七〇	三、二、九五三、〇〇二
同十三年	九、〇三〇	二、八、三九五、三八七	三、六、六二六、六〇一
同十四年	九、五二八	三、一、〇五八、八八八	三、一、一九一、二四六
同十五年	八、五八五	三、七、七二一、七五一	二、九、四四六、五九四
同十六年	六、八九〇	三、六、二六八、〇二〇	二、八、四四四、八四二
同十七年	六、〇九〇	三、三、八七一、四六六	二、九、六七二、六四七
同十八年	七、三六〇	三、七、一四六、六九一	二、九、三五六、九六七
同十九年	六、三三〇	四、八、八七六、三一三	三、二、一六八、四三二

(備考) 物價は全國米大麥大豆清酒四品の一石の平均相場なり

由是觀之不換紙幣の増發は物價を騰貴し輸入を増加し輸出を減少する哉疑を容れず

又南北戦争に際し合衆國政府は巨額の紙幣を發行せしが之が爲め物價を騰貴し金を外國へ驅馳せしこと(多少の副因あるべしと雖も主因は紙幣増發なり)

- 西曆千八百六十二年に於ては 四三〇、六五、七八二_三
 同 千八百六十三年に於ては 一一三、二八四、四〇〇_三
 同 千八百六十四年に於ては 一七八、九六九、七三〇_三
 同 千八百六十五年に於ては 一〇三、七六五、六一〇_三
 合 計 四三九、〇八五、五二二_三

の巨額に達し歐洲市場に於ては之が爲め物價に一割の騰貴を來し多少の投機を惹起せり

第五目 前二目の綜合及戦後の實況

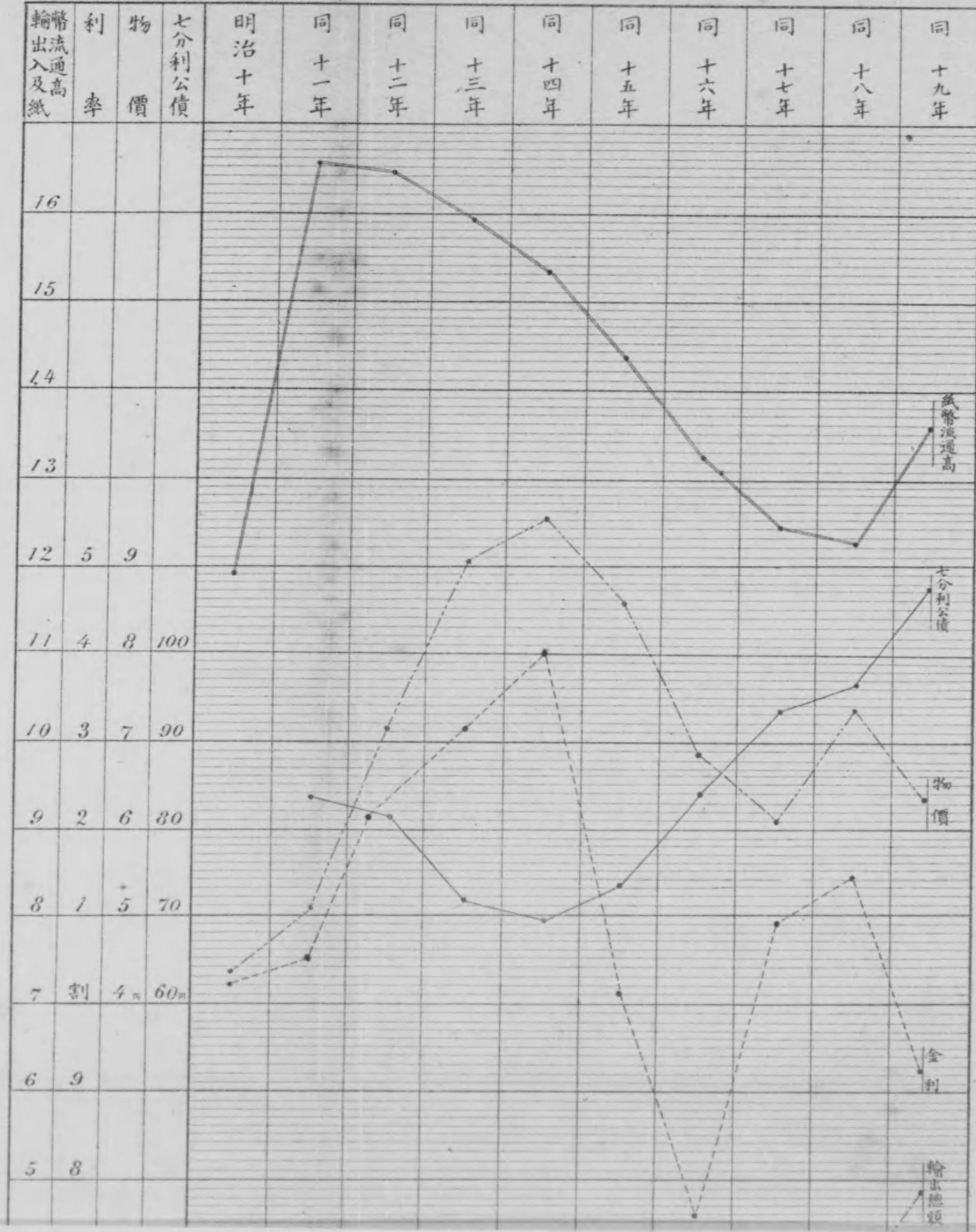
前二目に依りて之を見れば不換紙幣増發が如何なる結果を生じたるやを見るに餘りあり、尙ほ當時の狀況を一目瞭然たらしめんが爲め前掲數計表を一括し一覽表となし之を左に掲載し以て後學研究の資に供せんとす即ち第六表の如し

又明治二十九年以降所謂戦後勃興時代の實況を見るに償金繰入、軍備擴張、民間起業の狂熱等種々財界の紛糾を生ずべき原因ありて實際に於ては、貨物及勞力の

第六表の一

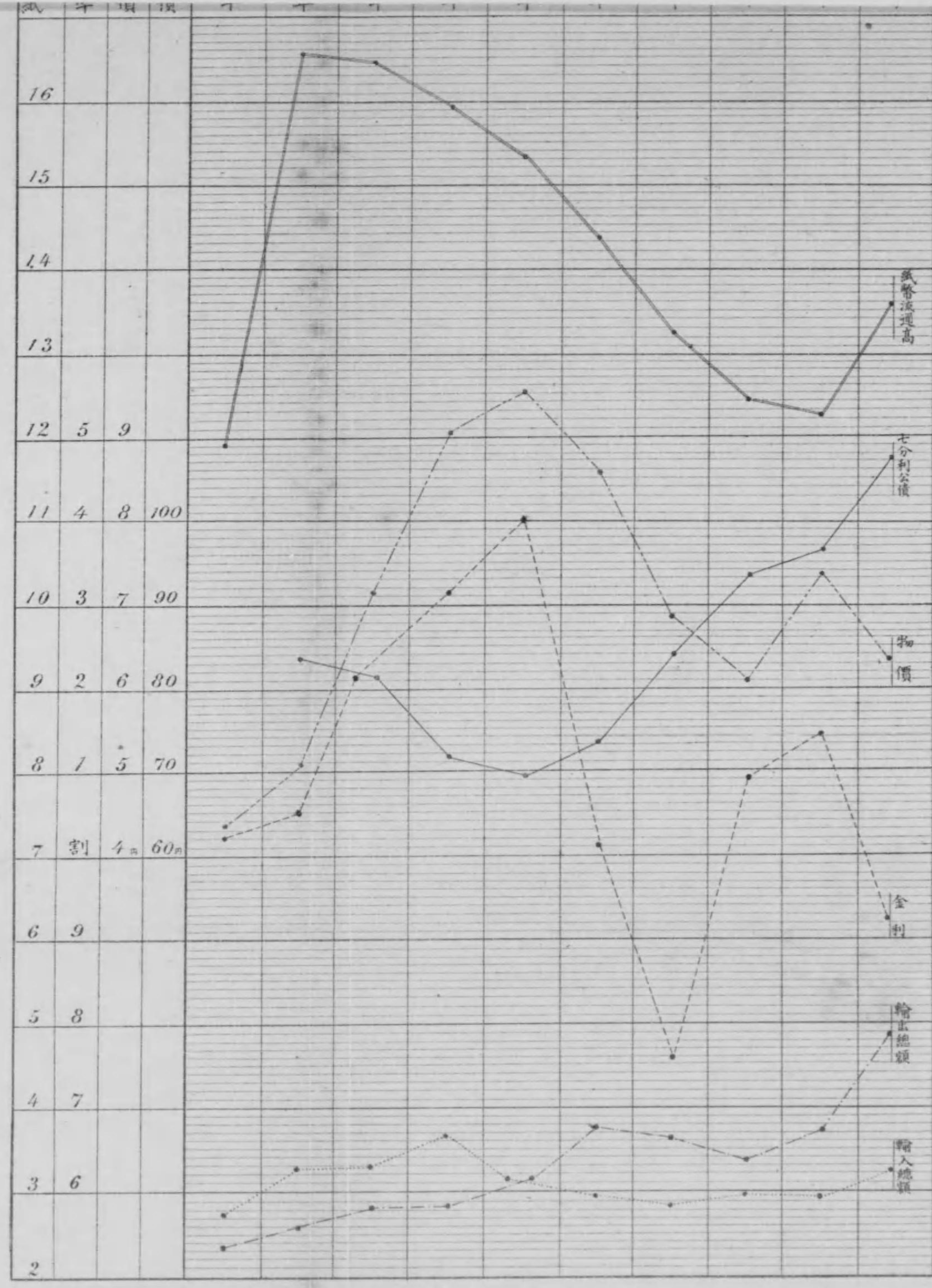
		同 十八年	同 十九年
一	紙幣流通高		
二	七割金債		
三			
四			
五			
六			
七			
八			
九			
十			
十一			
十二			
十三			
十四			
十五			

第六表の一

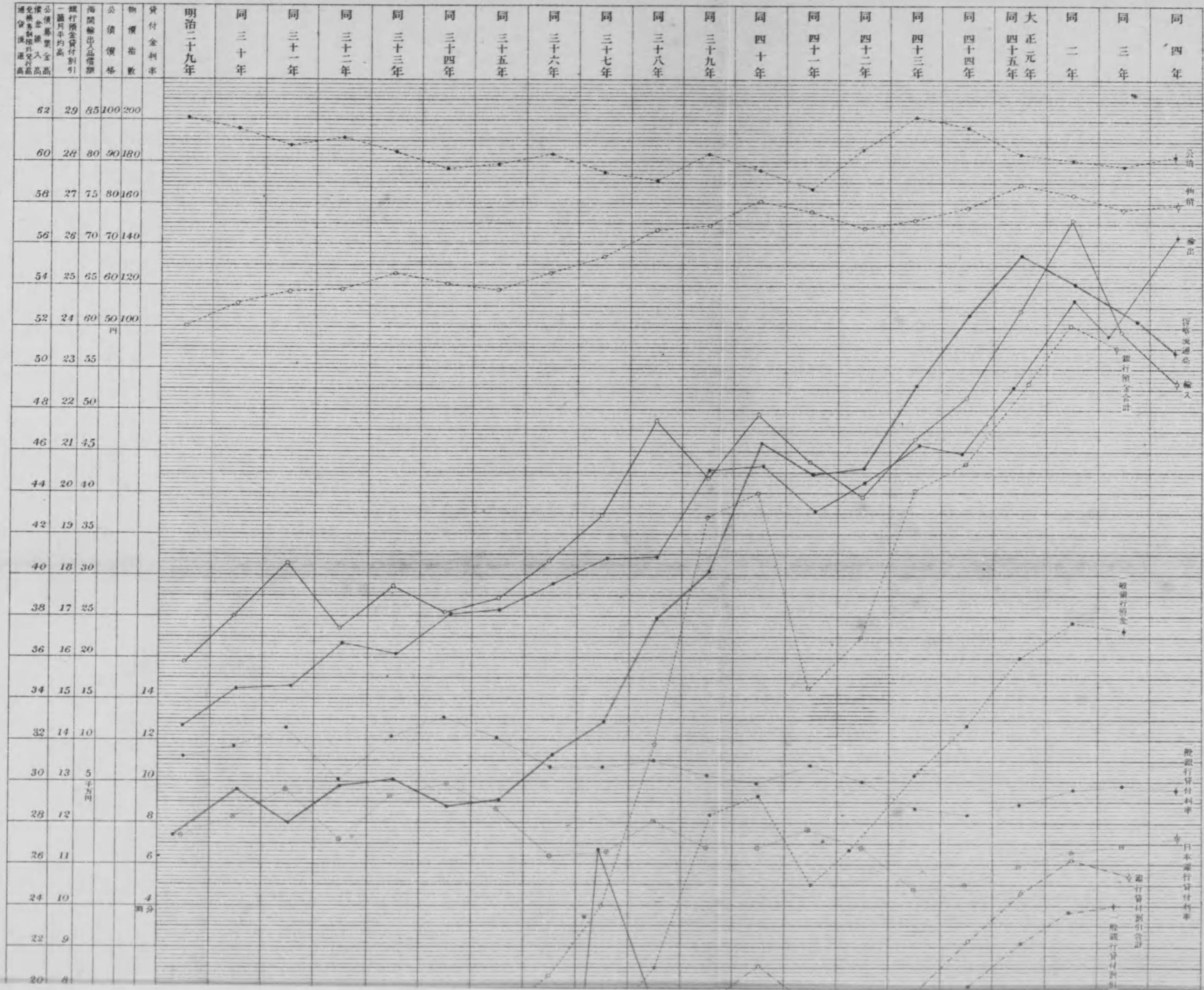


(紙幣流通高一覽表)

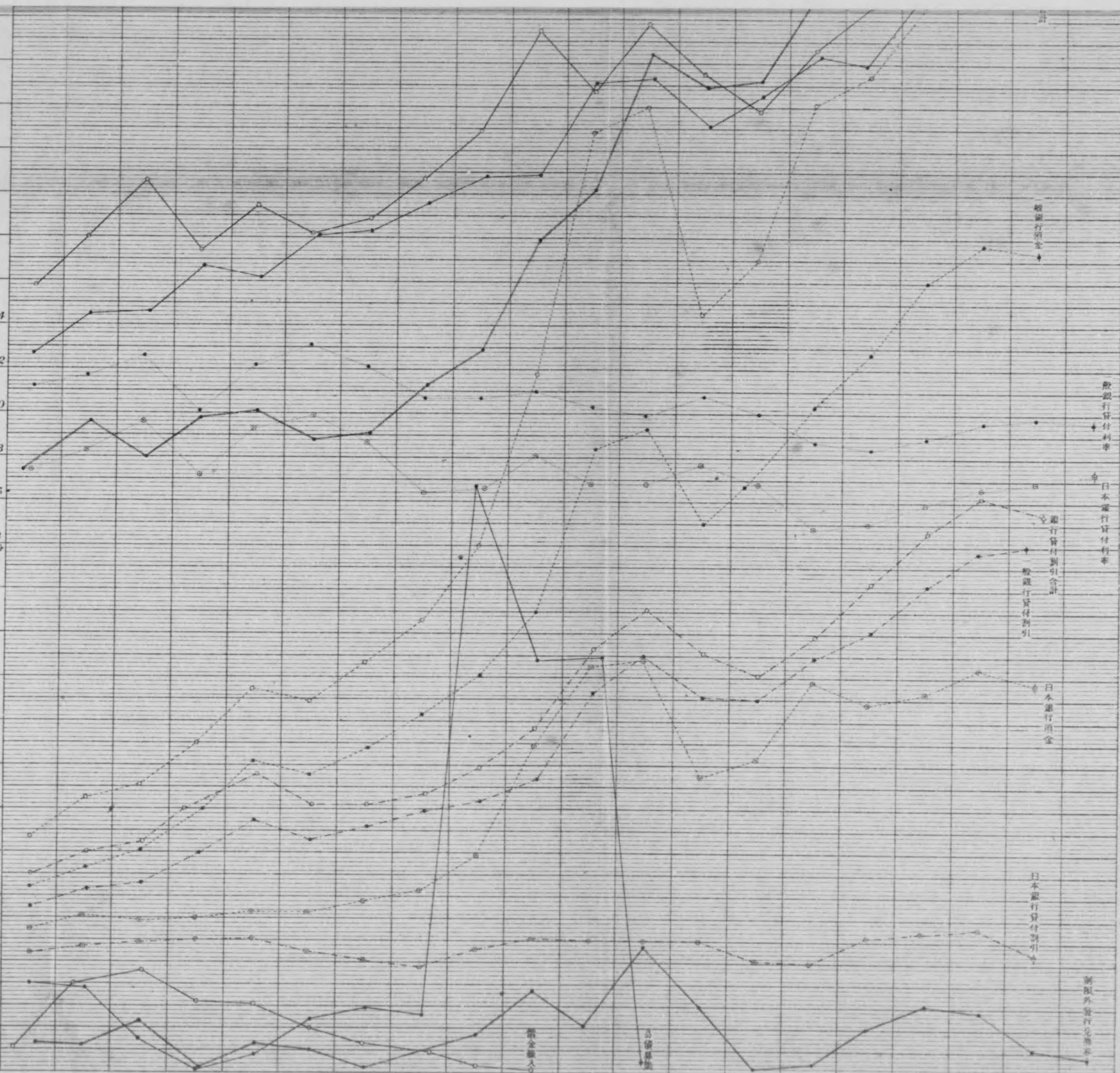
(紙幣流通高一覽表)



第六表の二



48	24	50	
46	21	45	
44	20	40	
42	19	35	
40	18	30	
38	17	25	
36	16	20	
34	15	15	14
32	14	10	12
30	13	5	10
28	12	子 内 用	8
26	11		6
24	10		4
22	9		期分
20	8		
18	7		
16	6		
14	5		
12	4		
10	3		
8	2		
6	1		
4	子 内 用		
2			
子 内 用			



需用其供給に超過し其價格の騰貴となり、其騰貴は通貨の膨脹を促がし通貨の膨脹は物價騰貴の度を高め通貨の需用を増加して其増加を促がし更に進で熱狂を高め互に因となり果となり其間償金回収國債募集等人爲的行爲之に加はり事情錯綜千變萬化の状態を顯し殆ど名狀す可らざるものありと雖も是等の事情を綜合し一表第六表の二を製し之を見るに大體に於て學理の指導に背かず善惡の兩因其結果を異にし眞理の發動聲の響に應ずるが如し其間貨物の輸出は國勢伸張の爲め大體に於て増加を示すと雖も亦以て通貨の増減物價の昇降に伴ひ其消長を示す而して之を前表に比するは通貨増減の影響頗る敏速なるものあり是れ我國一般の進歩が事業の各部に涉りて深密の關係を生じ人智の發達運輸通信の便亦昔日の比に非ざるを證するものとす而して明治三十一年の下半年より同三十二年の上半期に當り利率を減ずると同時に通貨の流通高を増加したるが如きは偶々以て同三十二年上半期に於て戰後勃興の餘勢漸やく治まり財界將に順況に移らんとするの趨勢を變じ其餘灰を煽動し狂熱の再發を促せし之の觀なきを得ず通貨供給の影響夫れ斯の如し豈に鑑みざる可ん哉

第六目 不換紙幣の下落は一般の取引上に滯滯を來す

近年の英吉利の學者は西曆千八百二十一年該國に於て兌換制度の恢復せられし後に成長したる者多くして紙幣増發の實況を目撃せず又英國は不換紙幣の發行を慎み其の下落他國に於けるが如く甚しきに至らず自國に於て甚しき弊害を見ざるの故乎英國の學者は不換紙幣の弊害を極端に論ずるもの甚だ少なく紙幣の下落は世人の論ずる如く憂ふべきものに非ず何となれば例へば紙幣の下落二割なるときは千磅の代りに千二百磅を以て取引し而かも紙幣の供給二割を増加すれば聊か差支なく只々物價の稱呼が少しく多くなるのみなればなりとの説を把持するが如し斯の如きは事實を認めざる一種の樂天主義にして紙幣の下落は決して一割若くは一割二分と云ふ如く定率を以て一定不動に居居はるものに非ざるなり

元來増發の場合に於ては紙幣價格は朝夕に變動し而かも豫め其程度を測定するを得ず今一例を設けて之れを論ぜんに紙幣の平均下落は一割五分にして時あつては二割の下落を示し時あつては一割に上騰すと假定せば物品の販賣者は其最大下落即ち二割を見込まざるを得ず之に反して購買者は其最少下落即ち一割を見込まざるを得ざるは當然の理勢なり果して然らば取引は貨物其物の價格の

變動に注意するの外通貨價格の變動にも注意せざるを得ず多くの場合に於ては前者よりも寧ろ後者に重きを置かざるを得ずして貨物相場に就ての商業相當の配慮は客位を占め貨幣價格變動に就ての注意は却つて其主位を占め市場の取引は全く投機の質を帯び來りて正業の發達を妨げ其禍害實に測り知る可らざるものあり殊に外國貿易の如く多數の日子を要するものは其間に如何なる變動を生ずるか豫め之を測知することを得ず大利を豫期せし所の取引も或は大損に歸し多少の損失を豫期せし所のもの却て大利益に變ずる等種々の變調を來し大に投機の區域を弘め其混亂實に名狀す可らざるものあるは實驗上争ふ能はざる所にして復た疑を容るゝの餘地なし畢竟紙幣の増發が投機を誘發するは其價格の斷へず變動するにありて其弊害は物品價格の變動より更に幾層の重を加ふるものあり何となれば後者は一部に限局すと雖も前者は廣く一般に延及すればなり

第七目 増發は貸借の關係を紊亂す

紙幣の増發は其價格を動搖下落せしめ前述の如き災を惹起するのみならず大に貸借關係に混亂を起すの虞あり即ち其貸借の時と辨濟期との間に貨幣の購買力に差違を生ずるは勿論既説の如く金利の上騰に従ひ有價證券は其價格を失ひ

其擔保價格減少して貸借の媒介力を減じ或は増し擔保提供の請求に遭遇することなしとせず。不動産の價格の如きは一時或は増加を示すべしと雖も而かも其動搖常なく以て確實なる抵當物となすを得ず而して紙幣價格恢復期に於ては其價格を減じ増抵當徴收の不幸を見るなきを保せざるなり。米國に於ては此の類例あり、手形の割引亦然り其歩合を定むるの困難なるは物品價格を定むると選ぶ所なし紙幣増發の金融を妨ぐる凡そ斯くの如し、夫れ貸付割引は資本の効力を増加す苟も其圓滑を妨ぐるものあれば力めて之を芟除すべし紙幣の下落は即ち之が大障害たり速かに其流通高を減少し以て兌換の制を復すべきなり

第八目 増發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減ず

紙幣の下落は物價の騰貴となり國民生計の費用を増加し下層人民の困難を添へ貯蓄の増加を止め甚しきに至りては貯金の引出となり銀行の融通資金を減少し或は固定資本と流動資本との均衡を失ふに至り事業の發達を阻碍するの結果を見るなきを保せず而して勞銀歩合は物價に伴はず物價の騰貴に比例の勞銀の増加を見る能はざるは兩者の關係上然らざるを得ざる所にして又事實の屢々證明する所なり、然らば則ち紙幣の下落は延ひて勞銀實力の減少となるや論を竣た

ず加ふるに紙幣の増發は一時事業の勃興を促し勞力の需用を増加することありと雖も到底久きに堪ゆる能はず徒らに投機を獎勵し空商を誘致し結局正當なる農商工の事業を萎靡衰退せしめ勞力の需用を減じ勞力者は管に物價の騰貴に苦むのみならず其受る所の勞銀の金額に於ても亦著しき減少を見るの不幸に陥るなきを保せず、不換紙幣の増發は實に勞力者を苦しむるに二重の力を有するものと云ふべくして實に惧るべきの甚しきものとす

第九目 増發は一定の歳入を有する者の利益を害し併せて國費の増加を來す

不換紙幣の増發は前目に論ずる如く勞力者の利益を害するのみならず公私の使用人恩給人又は公債證書所有者の如く一定の歳入を有する者の爲め甚だしき不利を生ずるものとす國家も亦被害者の一にして而かも其大なる者たり。元來國家の費用中俸給公債元利息給金等の如きは紙幣の下落の爲め之を増加することなしと雖も應費其他の物品費殊に海陸軍の糧食、被服、船艦兵器等の費用の如きは物價騰貴の爲め非常なる影響を蒙むり之が爲め新に財源を要し或は租率を増加し新税を起し甚しきに至りては國債を起さざるを得ざるの極に陥ることなしと

第二章 不換紙幣 第二節 増發の害 第八目 増發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減ず
第九目 増發は一定の歳入を有する者の利益を害し併せて國費の増加を來す

せず又數年繼續する所の國債支辨の新事業の如きは債額を増加するに非ずんば當初の計畫を全うする能はざるに至るなきを保せず紙幣の増發は徒らに國家の經費を増加し現世に於て國家の負擔を増加するのみならず永く之を後世に及ぼすを通例とす豈に慎まざる可ん哉

第十目 不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず

不換紙幣を有する國は假令増發に至らずと雖も政治上に大なる弱點を有す。元來不換紙幣は國境を超えて用を爲すを得ず其一片び境を超ゆる時は一片紙たるに過ぎざるなり故に一旦内外の變に遭遇して専ら事に軍旅に従はざるを得ざるに至りては其効用の大半を失ふ國家に此の弱點あるに方り偶々内憂外患の起るあれば勢ひ強硬なる政略を取るに由なし又或は敵國は虚に乘じ釁を開くの虞なしとせず不換紙幣の國威を傷ふ實に大なり故に不幸にして不換紙幣のあるあれば百難を排して之を償却し速に正貨準備を充實して以て不慮の變に備へざるを得ず而して文明の戦争は費用を要すること巨大なり假令平日出師準備の完備するも一旦大兵を動かすときは臨時非常の費用を要するは論を俟たず不換紙幣は其流通内國に止まり而かも國難に際して大に其價格を失ふ豈に寒心せざるを得

ん哉抑々正貨準備の多寡は國威の關する所にして近年各國が孜々汲々として其維持に努め更に進んで其増殖に營々たるは既論の如し既に巨額を有し尙且つ其維持蓄積を圖るの要ある斯の如し況や其兌換を維持するに足らざるに於ておや何を以て乎國威を宣揚し其信用の基礎を鞏固ならしむるを得ん哉夫れ國九年の蓄へなければ是れ之を不足と云ひ六年の蓄へなくんば則ち急なり三年の蓄へなくんば國其國に非ざるなり遠き慮なければ則ち近き憂あり豈に治に居て亂を忘るるを得んや不換紙幣の以て持續す可からざるは多辯を要せず

第十一目 不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なり

然るに茲に一奇説を唱ふる者あり何ぞや他なし不換紙幣は無利子の公債にして國家の爲に利益ありと論ずる者是なり斯の如きは固より大誤謬たるを免れず假令不換紙幣が下落せざるも政府は税金を以て之を償却する能はざるときは別に利付公債を起し以て之が償還を圖らざるを得ず而して一旦不換紙幣の下落を見るときは假令政府は普通の收入を以て之を償還し得るとするも下落の度合如何に依り非常の高利を拂はざるを得ず例へば紙幣の下落五割に達し正貨百圓に對し紙幣百五十圓を要するとせば政府は百五十圓の負債を起して實價百圓を收

第二章 不換紙幣 第二節 増發の害 第十目 不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず 第十一目 不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なり

入し他日正貨を以て償還の爲め百五十圓を支拂はざるを得ず果して然らば實は百圓の公債を起し其償還の爲め百五十圓を支拂はざるを得ず今之を利子に引直すときは五箇年にて償還すれば年利一割に當り十箇年にて償還すれば五分に相當す豈に夫れ之を無利子と云ふを得ん哉而して有利公債を起して不換紙幣を償還する場合の如きは更に損失を重ねるものと云はざるを得ず何となれば下落の爲め膨脹したる元金に利子を支拂はざるを得ざればなり。米國の南北戦争の場合の如きは紙幣の下落一時二十五割に達せり豈に鑑みざる可けん哉

第十二目 増發は社會の不折合を來す

不換紙幣が政治上に及ぼす所の弊害は上來略陳せし所の如し而して其社會を蠱害する亦多大なり不換紙幣の一たび發行せらるゝや假令未だ増發に至らずと雖も其額従前の正貨に加はり通貨の供給爲に増加す故に其間貨物増加し取引増進し特に通貨の需用加はるに非ずんば物價騰貴し輸入を増加し正貨濫出の現象を呈するや論を竣たず爾後發行を止むれば或は可なるべきも進で發行を繼續するときは隨て發行すれば從て物價の騰貴となり正貨の濫出となり爲に事業熱を誘發し原料品及勞力の需用不當に増加し格外に其價格を増加し一時其供給者と

勞力者の収入を増加し産業未だ成らざるに既に細民多數の消費力を増し物價騰貴の勢力を助長し貨物の輸入増加すと雖も敢て需用の減少に苦しまず益々正貨の輸出を促がすは數の免れざる所なり斯の如き時に於ては投機者流中先鞭を着たる部分は一時意外の利益を得茲に驕奢の弊を生じ勤儉の美風は漸次に消滅し濫用消費の弊風を誘發し紙幣の發行益々加はり輸入愈々増加し正貨市場に其跡を斷ち純然たる増發の境遇に達したる後は物價一般に騰貴し通貨膨脹の爲め國民の名義上の収入は増加すべくも其實力は多少の減少を免れずして購買力は不換紙幣増發前より却て減少するに至るは紙幣増發に伴ふ所の普通の結果なり然るに一旦驕奢の弊に陥るときは急に従前の勤儉なる風俗に歸するを得ざるは人情の常にして此所に於て大困難を生ずるを通例とす而して其間古來の舊家にして此變動の爲に零落し之に反し偶々幸運に際會し風雲に乗じ暴富を得る者なしとせず則ち主人は零落し家來家僕は所謂劇か紳士となる等の變體を發成し前者は貧に居て貧に處するの道を知らず後者は社會の秩序儀禮に慣れず社會の上下非常の不折合を生じ圓滑の進行を妨ぐるなしとせず是れ一見小事の如しと雖も社會秩序の調和を失するは不經濟の大なるものたるや疑を容れず人爲を以て殊

更に斯の如きの混亂を感起するが如きは思はざるの甚しきものと云はざるを得ざるなり

第十三目 不換紙幣消却に伴ふ所の困難

夫れ不換紙幣の増發は大地震の如し劇震一たび起れば之に次ぐに數回の強震を以てし強震に次ぐに弱震を以てし弱震に次ぐに微震を以てし民庶の生命財産を危ふし屢々人心を驚かすに非ずんば地盤の平均を復し地層を整ふること能はざるなり。蓋し經濟財政政治社會の地層が増發てふ劇震を受るときは其餘響として數回の震動を免れず百事壞類して收拾す可らざるの情況を呈す之を救ふの道は只其地層を整ふるにあり其地層を整ふるには兌換制度回復の外他に術の存するなし。信用の基礎を紊亂し之を救はず而して生産事業を擴張し以て正當に貨幣の需用を増加せんと欲するが如きは是れ醉者に勸むるに酒を以てし其醒るを待つものと同を選ばん百年黄河の澄むを待つ尙且つ可なり信用を紊亂し殖産の舉るを待つは萬世を経るも蓋し得難し故に一旦増發の弊顯はるゝに方りては先づ紙幣を消却し其供給を減ずるより他に方法を存するなし。然りと雖も其消却は物價を低落し商業の沈滯を來し其狀恰も霍亂患者が劇しき吐瀉の爲に惱むが如き

ものあり、是れ實に已を得ざるの結果なり、夫れ是れを忍ばずんば遂に全身を滅ぼすに至らん豈に怖れざる可ん哉、夫れ然り然りと雖も此災をして普通市場の恐慌より來るものたらしめば或は已を得ざるべしと雖も人爲を以て不換紙幣を増發し其結果民を苦しめ國を害するが如きは實に容恕し能はざる所なり、不換紙幣増發の害實に大なりと云つべし

第十四目 不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き

活動自在なる者たるを要す

不換紙幣増發に就ては粗々之を論ぜり、今終に臨み其發行機關の事に就て一言する亦無用の業に非ざるを信ず、時平かに市場無事なる時は其發行者の政府たる銀行たるを問はず其間大差なきが如しと雖も前者は屈伸の自由を缺き後者は比較的に自在なり而して不換紙幣の場合の如きは兩者の間至大の差違を生ず、勿論政府發行の紙幣と雖も銀行が市場の操縦を誤らず増發の微あるときは利率を上騰し銀行に紙幣を回收するときは紙幣の現流通高減少し甚しき弊害を生ずるに至らしめざるを得べしと雖も銀行は其自己發行の紙幣に非ざるを以て直ちに之を消却すること能はず政府も亦銀行が吸集したる紙幣を無償にて納付せし

め之を消却することを得ず一たび引揚げたる紙幣も再び市場に流出し易きは當然の勢なり然りと雖も之をして銀行自己發行の者たらしめば銀行は直ちに之を營業部より發行部に送り消却を了し根底に於て其供給を減ずることを得べくして紙幣の消却比較的容易なり

政府發行の紙幣は即ち然らず之を減少せんと欲せば必ずや國費に非常の節減を加へ歳入殘餘を得る乎又は忍んで重税を賦課する乎孰れか其一を選び若くは兩者を併せ行はざるを得ず甚しきに至つては紙幣消却の爲に國債を起し只に現世に賦斂を重うするのみならず後世に負擔を貽さざるを得ず不換紙幣の消却が其發行者の如何に依て其難易を異にする凡そ斯の如し察せずんばある可らず又無限發行の不換紙幣と雖も發行者の唯一たると其多數なるとに於て其届伸上に難易あるは多辯を要せず是に於て發行機關の唯一たらざるを得ざるの理更に瞭然たるものあり夫れ天下の事銳は即ち一に歸す雙頭の蛇其體軀大なるも能く巨獸を呑むを得ず況や獨立なる數條の小蛇に於てをや焉ぞ其目的を一にし利害を合し一致の行動に出るを得んや蠢爾として細餌を求め蜿蜒八方に匍匐し殆ど收拾す可らざるの狀を呈せむは疑を容れざるなり政府の不換紙幣を發行する既に

發行機關
は唯一たる
を要す

不可なり已む事を得ずして銀行之を發行するも發行機關の唯一たらざるを得ざるや亦論なき耳

第三節 不換紙幣發行の方法

第一目 發行方法研究の必要

不換紙幣増發の弊害大にして其戒めざる可らざるは前節所論の如し然れども國家の大難若くは非常の機運に遭遇し巨大の費用を要し他に頼るべきの財源なきときは已を得ず力を此者に藉らざるを得ざるは蓋し數の免れ能はざる所にし勢の以て察せずんばある可らざる所なり佛國の革命英國の大陸戰爭米國の獨立及内亂佛國の拿破侖戰爭我國維新の大業等皆力を不換紙幣に藉らざるはなし平時に於て其發行の方法を講究し有事の日に於て遺算なきを期するは政治家の最も力むべき事の一たり今其方法如何を鑑みるに金紙平均法と外國爲替平準法とを併用するの外他に良法なし請ふ目を改め之を講せん

第二目 金紙平均法

貨幣學上金紙平均法とは常に市場の情況に注意して紙幣が正貨を保つ間即ち

未だ正貨と紙幣の間に差異を生ぜず紙幣が正貨に對して割引に落ちざる間は徐々と紙幣を發行し、紙幣が正貨に對し割引に落ちる傾向あるか又は少々にて現に割引に落ちたる時は直ちに發行を止め其引揚げに着手し紙幣が平價に復するを待て其引揚げを止むる方法を云ふ是れ紙幣が割引に落つるは他の事に變動なしとせば其供給過多なるの徴なるを以て直ちに根底に入りて其高を減じ需給の平均を復すべしと云ふ至極單純にして間違なき條理に基づくものなり

第三目 外國爲替平準法

外國爲替平準法とは外國爲替逆戻となるときは其平準を復するまで紙幣を引揚るの方法なり此方法の効用は前陳の如く内國市場のみに注意し外國爲替上に留意する所なきときは事外國の關係より破れ所謂前門に虎を防ぎ後門に狼を進むの歎なきを得ず故に内國貨幣市場に注意すると同時に常に外國爲替相場に注意し、外國爲替が逆戻となるの傾向を生じ又は少しにても現に逆戻となりたる時は直ちに紙幣を引揚げ其平準若くは順當になるを待て甫めて引揚げを止め内外相應じて紙幣の下落を防禦せざるを得ず

第四目 兩法併用の必要

然れども又内國市場の注意を缺き外國爲替平準法のみ據るときは一時的輸出貿易の好況若くは放下せられたる外資拂込の爲め外國爲替は順適なるも内國市場に於ては既に紙幣が正貨に對し五厘若くは一分割引に落ち居るも之に氣付かず紙幣の發行を繼續し事内部より破れ恰も門戸を閉鎖するも倉庫の戸前に鎖鑰を施さざるが如く不慮の災を惹起すことなきを保せず又内國市場のみに注意し外國爲替の情況に顧る所なくんば事外境より破れ内國市場に對する折角の注意も水泡に歸することなしとせず故に金紙平均及外國爲替平準の二法は必ず之を併用せざれば實際の効用を全うすること能はざるなり

第五目 實施の手段

論者或は云ん金紙平均及外國爲替平準の二法を以て不換紙幣の價格を維持するは既に之を諒せり然れども紙幣流通高を減ずるは實際頗る難事に屬し畢竟前陳の方法も机上の空論に屬すべしと論者の言若し不換紙幣が政府發行の者にして金融機關の發達せざる時代に於ては或は失當に非るべく又發行銀行數箇に分れ互に無謀の競争を爲し紙幣の發行を慎まざる場合に於ては或は然らんも既に内外市場に向て十分の注意を以て紙幣の發行を執行し金紙平均法及外國爲替平

準法の如き微妙なる方法を実施するを得る場合に於ては金融機關は十分の發達を經たるものと推定せざるを得ず況や我國の如く唯一の發行機關を有する國に於てをや、臨機應變利子歩合を上下して有効に此方法を行ふは實に易々たる耳何を乎疑はん何を乎苦しまん

第四節 不換紙幣發行の方式

次に論究すべきは不換紙幣發行の必要あるときは其方式は之を如何にすべきやの問題是なり、抑々不換紙幣法に二あり、

一は特に新式の紙幣を發行し之に合法貨幣の効力を附するもの
二は在來の紙幣の兌換を停止し之に合法共通の効力を附與するもの
是れなり蓋し前者は往時貨幣制度の發達せざる時代に於て他に依るべきの基礎なく已を得ずして採用したる方法なり然りと雖も今日の如く中央銀行の制度發達し平日相當なる方法に依り紙幣を發行する時代に於ては無論平日既に市場に流通し國民の視聽に慣れたる流通紙幣の兌換を停止し事平ぎ必要歇むの時まで之を不換とし以て圓滿の結果を收むるを得策とす若し夫れ純理を以て之を論ぜ

ん乎名稱様式共に新規なる者を用ひ市場に其實價を問ふを可とすと雖も不換紙幣發行の如きは孰れも國家多難の際に起るものなるを以て徒らに事端を啓き事局の紛擾を醸すは世に寸益なし思はずすばある可らず畢竟此問題の如きは選ぶに圓滿主義を以てする者の一に屬す抑々天下の事大小となく其選を異にす、固執膠柱以て變通の策なきは大國を治むる所以の道に非ざるなり

第訂
廿正
八增
版補

財政と金融

坤

銀第二編 第一卷 商業信用

第二編 銀行

第一卷 商業信用

第一章 商業信用の機關

第一節 總論

世上銀行の事を論ずる書に乏しからず、其一般の事業及効用に就ては夙に世人の熟知する所と爲り茲に之を収々するを要せず、然れども銀行と財政との關係及其制度、組織、事業經營の順序及世運の進歩に伴ふ所の新規の方法計畫の如きは、大に論究すべきものあり。元來商業信用機關の組織に種々ありと雖も、其最も發達したる者を中央銀行の制とす。星斗滿空豈に一月に如ん哉。蓋し中央銀行制度とは中央に一大銀行を設け、其周圍に主として株式銀行を置き、而して合資、合名、個人銀行又は株式合資銀行には稀有なりと雖も、銀行等隨所に配置せられ、各々其職に就き所謂北辰其位に居て衆星之に向ふの趣あり。歐洲列強の制皆是なり。我國亦夙に此

米國の準
備都府

制を採る然るに北米合衆國の如きは今日尙ほ國立銀行の制を墨守し全國の金融を統治するの機關を缺き東面に緊縮主義を採り西面に開放主義を採るの虞なしとせず、是に於て輓近米國に於ても準備都府と稱する者自然に發達し紐育、シカゴ、セイント、ルイ等の如き中心市場たる大都會に於ける大銀行は隱然其方面の中央銀行の狀を呈す、然れども是れ固より嚴然たる制度に基くものに非ず、唯事情の必要に迫られ國法其存在を認め微に其影を寫すのみにして固より十分の組織と云ふを得ざるなり

第二節 中央銀行

第一目 中央銀行の職分

法を得る
は易し人
を得るは
難し故に
先づ法を
治むべし

中央銀行は一國正貨準備の保護者にして銀行者の銀行となり經濟上の恐慌及國家危急の秋に際しては資金供給の源泉となり、信用の最上擔保者となるべき者にして其任重且つ大なり故に國家は特に法律を以て其特權を定め其力を強大にし之を周到なる監督の下に置き以て一面には其力を養ひ一面には之を濫用せしめざるに努めざるべからず、世上の事制度既に完全なるも運用其妙を得ず隨て其

中央銀行
紙幣發行
の目的

効用實際に十分なるを得ずして時に遺憾なき能はざるものなしとせず、然りと雖も制度完備せず又全く缺如するときは一國金融の統治を全うする能はざるは論なき而已、夫れ然り方今事繁にして其精密なる昔日の比に非ず、制度其宜きを得ずんば當局其人を得るも亦之を如何ともする能はざるものあり故に先づ法を立て徐ろに當局に其器を求むるは頗る安全の方法なり、古語に曰く千里の馬は常にあれども伯樂は常になしと天下豈に一驢の存するなしと云ふを得ん哉

第二目 中央銀行は割引貸付の多きを望む可らず

中央銀行の職務分限概ね斯の如し故に平時にありては割引貸付の多きを望む可らず而して其兌換券を發行するは如何なる場合と雖も金融を圓滑ならしめ事業を幫助し市場を調和するを以て目的と爲さざる可らず而して其一國正貨準備の保護者と爲るは前編に於て論ぜし如く頗る重大なる事に屬す、抑々正貨準備の事たる方今既に銀行問題より國家問題に移り其維持増殖の任に當るは中央銀行を措て他に適當なる機關を見ず而して中央銀行が銀行の銀行たるとは手形の再割引を爲すと云ふに外ならず、貸付の如きは確實なる合法の擔保法律を以て限定するを例とすを要するは勿論平時に於ては他行に譲り敢て自ら之に従事せざる

英倫銀行の發達

を好しとす。然りと雖も彼の恐慌に際し信用地に墜ち獨り中央銀行之を保ち市況慘憺暗黒の狀況を呈するに當りては玉石を甄別し正當の範圍を守り以て融和、解通の道を開かざるを得ず、中央銀行が恐慌の前後に處するの方法の如きは學理上實驗上既に一定の規矩準繩あり(後ち陳述する所あらんとす)而して戰亂騷擾等危急の秋に臨みては國家の爲め資金の供給者となり以て國威を維持宣揚し、擾亂を鎮壓し、國利民福を増進するに努むべきは正に當然の職分に屬す。英倫銀行が時に市場率より低利を以て國債を引受くるが如きは實に其本分を盡すものと云はざるを得ず、其他恐慌に際し英倫銀行の市場に對する行爲は則るべきもの實に少しとせず。抑々英倫銀行は特種の事情に依り成立し其成立以來既に二百有餘年を経過す、其間種々の經過あり毀譽褒貶交々到り功罪相半ばせしと雖も輓近に至りては概して其効用を全うし市況を挽回し回天の功を奏せしこと一再に止まらず能く其道を修めて其法を保ち所謂信用の最上擔保者たるの稱に恥ぢず其功實に偉大なり、今最近五箇年四月に於ける同行營業の實況を舉れば左の如し

第一表 (單位千磅)

西曆一九一一年	同 一九一二年	同 一九一三年	同 一九一四年	同 一九一五年
十九日	十七日	十六日	十五日	十四日

紙幣流通高	二八、〇八三	二八、六二九	二八、四四三	二九、〇二四	三四、五八六
國庫預金	一七、六四二	一八、九九七	一五、八一	一九、二三八	一〇四、一五六
普通預金	三八、五六四	四一、八六九	四二、四三九	四一、八六一	一〇二、九六九
國債證券	一四、九七一	一四、二八一	一三、〇三三	一一、一五一	四七、八六〇
其他ノ有價證券	三二、一七一	三六、七四七	三五、〇九七	四一、八九一	一三七、八一三
積立金	二六、八三九	二七、六三八	二七、九二九	二五、六六三	三九、一七五
正貨及金地金	三六、四七三	三七、八一七	三七、九二二	三六、二三七	五五、三二二

獨佛等の中央銀行亦國家に貢獻する所甚だ大なり、就中佛蘭西銀行の如きは奉公の念最も篤く業務に忠實にして世仰て以て中央銀行の龜鑑とす、夫れ中央銀行は國家の忠僕たるべくして奴隸たる可らず須臾く堂々其所信を主張すべきなり請ふ少しく其功績を述べん

第三目 中央銀行の模範としての佛蘭西銀行

抑々佛蘭西銀行は西曆千八百零一年第一ナポレオンの創立する所に係り爾來幾多の國難に遭遇せしも基礎確乎として動かさず、然れども古今其事情を異にし舊昔の事實は直接吾人の餘師たるもの少く而して吾人の感情を動すもの稀なるに由り

佛蘭西銀行の功績

暫く之を措き單に西曆千八百七十年以來の事蹟に就て之を見るに其業の偉大にして感歎措く能はざる所のもの少しとせず、就中西曆千八百七十年七月十五日普佛戦争の宣告せらるゝや佛軍必勝を期し、葛進伯林の聲未だ都門を離れざるに敵の三大軍團は早くもライン河を涉りメッツクラウロットセダン等の雄鎮且に破れ夕に陥り流石のナポレオン第三世も脆くも捕虜と成り首府巴里は普軍の圍む所と爲り運命旦夕に迫まれり、時に佛蘭西銀行は既に事變の爲め一億六千五百法を貸付せしと雖も假政府は防禦の爲め非常の困難に陥り更に銀行の援助を求めたり、然れども中央銀行は奉公忠實の念慮を缺かざると同時に奴隸的盲従を戒め此大難に際し佛蘭西銀行の舉動は實に眞箇の愛國者及慎重なる銀行の規矩とするに足るものあり、當時副總裁二人ありの一人なるキユーウイエー氏は假政府の請求に對し答へて曰く

余輩國難を知らざるに非ず又固より當局の苦心を察し資金の要あるを知る、然れども請ふ諒せよ、抑々中央銀行は唯一にして最後の財源なり若し夫れ之を涸渴し一滴を存せざるに至らん乎國家は夫れ將に何に依て乎其命脈を保つを得ん、今哉國難の大なるにも拘はらず佛蘭西銀行の信用は動かざる事泰山の如く

假政府の不明

其署名は外國に重んぜられ依然として替らず惟みるに今日の策は之を利用するにあり、其高利なるは固より之を期せざるを得ず、然れども國家興廢の關する所固より辭すべきに非ざるなり

と、時にキヤムベタ其他假政府當局の小子無慧にして菽麥を辨せず群邪比周の勢を成し此苦諫を容るゝに吝なりしも其當然の理由と凛乎たるキユーウイエー氏の意氣とに當り難く終に倫敦に於て二億五千法を借入れ以て應急の費用に充當せり

一揆原の銀行襲撃

當時の出來事中最も著しきは西曆千八百七十一年五月十八日に於て起りたる革命黨の一揆原が中央銀行に加へたる強盜的暴行なりとす、當日銀行は其金庫に六億法の巨額を藏せしも軍隊の保護を受る能はずして赤手一揆原の攻撃に曝らされたり時に副總裁の一人なるプロエフ侯は近世史に於て最も狂暴なる是等の一揆原に向ひ二世の勇を鼓し行員を率ゐて銀行を防禦し幸に一揆中より稍々愛國心あるベスレイなる者の援助を得て前記の金高中僅かに千七百萬法を失ひ餘は盡く之を全うすることを得たり、是れ實に銀行が其創立以來受けたる所の最大危難にしてプロエフ侯が銀行を救ひしは嘗に一銀行を救ひしに止まらず實に佛

中央銀行
は國家の
忠僕たる
べし勿れ

の國家を救ひしものなりと云つべく其功甚だ大なり、實に佛蘭西銀行は常に國家の忠僕たりと雖も決して其奴隸に非ず、其奉公に篤きと同時に常に其面目を保ち苟くも道理あるの請求に對しては即ち之に應じ當時國家救難の爲め政府へ貸付したる金高實に十五億三千法の巨額に達し而かも餘裕を存して常に必要あれば之に應ずるの地位を保てり、眞に死生の流に處し荆棘の林に臥て俯仰屈伸隨機施設す是れ中央銀行の模範たり、其他正貨準備の強大なる支店の多き實に盛なりと云つべし尋て西曆千八百八十二年同八十九年の恐慌過度の投機より生ぜし者に際し佛蘭西銀行の盡力大に其功を奏し西曆千九百年萬國博覽會開設に際しても亦た國家に貢獻する所甚だ多かりしは乾第一編第一卷第四章第一節第三目に述べたる所の如し

佛蘭西銀
行の特色

斯の如く佛蘭西銀行は基礎鞏固勢力強大にして有名なる佛國五大革命に遭遇するも動かざること林の如く屢々外患内憂に遭遇するも綽々として餘裕を存し能く其面目を保ち國家信用の墜落を救ひ公共の安寧を擁護し功績實に偉大なり然り而して其然る所以のものは主として左の三點に在りて存す

第一 國家的建造物にして國家の徳義と財源を以て之を支持するを得る事

第二 最良の庶民銀行にして佛蘭西銀行は殊に個人の爲め小額取引を爲す能く

佛國人民の節儉の美風と調和する事

第三 株式會社資本一億八千五百五十萬法にして一株を一千法とすにして政府

又人民に對し獨立の地位を保つ事

是に於て前創立當初にはナポレオン一世の壓迫を受け後には西曆千八百七十年の國難に引續きギヤムベタ黨の迫害に遭遇し剩さへ狂暴なる一揆原の毒手に苦められしも能く之に堪へ一難起る毎に却て其光彩を發揮す、商事上不落城の名ある固より偶然に非ざるなり、我國中央銀行業務の成績未だ大に見るべきものな

く之を佛國に比して遺憾なしと云ふを得ず正に小心翼翼大に奮勵と注意とを要すべきは論を俟たざるなり

佛蘭西銀行の成績及特色は前陳の如し而して軌近行運益々盛大に赴き西曆千九百七年の營業取引高は約二百四十八億三萬法にして之を前年に比し約十九億七千七百萬法の増加なり、是れ紐育恐慌の影響と國內一般の繁榮とに由るものにして實に未曾有の巨額なりとす、今割引手形に就て其成績を見るに枚數二千百五十四萬九百二十五、金額約百五十七億六千百萬法にして之を前年に比し前者に

於て百七萬六千三百三十一枚、後者に於て約十七億八千八百萬法の増加なりとす而して手形の平均金高は七百三十七法にして前年の六百八十二法に比し小許の増加を示し、期限は平均二十六日強にして前年は二十四日強なりとす、又巴里に於て割引せられたる手形は七百五十萬三千百二十七枚にして内二十三萬六千四百一枚は五法乃至十二法八三、七百五十萬三千百二十七枚は十二法八三乃至五十五法、百三十九萬九千二百九十二枚は六十法乃至百法の小手形にして三百八十五萬六千八百九十八枚は百法以上の手形なり實に佛國中央銀行は公衆の爲め普通銀行の不便とする小額手形の割引に應じ細民の爲に銀行の便用を開く者にして同行を指して最上の庶民銀行なりと云ふも全く之が爲なり而して軌近紙幣流通の實況は第一編第一卷第一章第二節第六目に記載したるが如く總高約五十億法にして正貨準備の多きも佛蘭西銀行は世界に於て常に之が筆頭たり、露國も亦多く金を有すと雖も是れ主として借金にして外國支拂準備として外國市場に於て保有する者たり、佛國は之に反し全く自己の所有に屬して現に中央銀行に保存する者にして眞箇の準備金なり而して佛國は巨大なる債權國なるのみならず貨物の輸出入常に平均し金は流入の一方に傾き絶て流出の原因を存せず、宜なる哉曩に

西曆千九百零六年倫敦市場の逼迫するや直ちに二百五十萬磅を融通して之を援助し、同千九百零七年倫敦市場が紐育恐慌の影響を受くるに當り復た三百二十五萬磅を輸送して之を通和せり、實に佛蘭西銀行は方今只に佛國の爲め必要缺く可らざる營造物たるのみならず四海金融の中堅として最も世に重んぜらるる豈に羨慕の情に堪へざらんや

斯の如く佛蘭西銀行の地位安泰にして佛國經濟界の情態穩健なるを以て中央銀行公定利率の變更も之を他國に比して其回数最も少なく而して率亦最も輕し今西曆千八百九十八年乃至同千九百一十二年の實況を見るに左の如き大差あり

第二表

	回数	最高	最下	平均
佛蘭西	一四	四、五〇	二、〇〇	三、〇三
獨逸	六〇	七、五〇	三、〇〇	四、五〇
英吉利	七七	七、〇〇	二、五〇	三、六二
澳匈帝國	二四	六、〇〇	三、五〇	四、二二
白耳義	三九	六、〇〇	三、〇〇	三、六五

和 蘭 三〇 六、〇〇 二、五〇、 三、五二一
 スウィツランド 五七 六、〇〇 三、〇〇 四、一四

二六

西暦千九百八年は之を前年に比し少しく減じ生産的取引總高二百十七億五千
 百萬法にして割引手形の枚數二千八百八十五萬四千四十枚其金高百二十八億五千
 四百六十二萬五千百法十法以下の手形二十四萬三千六百七十五枚十法以上百法
 以下の手形三百九十六萬四千六百十五枚に達し總取引高は少しく減少せしと雖
 も小額手形の枚數は却つて増加を示し中央銀行が能く庶民銀行の實を擧るを見
 るに足ると同時に前年の増加は米國の恐慌の結果にして中央銀行の取引高多き
 は財界の好兆に非ざるを證するに餘りあり而して手形期限の平均は前年の二十
 六日零六に比し二十五日五六に減少し是れ亦好況を呈せり、貸付は約二十六億五
 千二百萬法にして前年の約二十八億九千七百萬法に比し小許の減少を示し割引
 と共に順況を示すものと云つべきなり

西暦千九百九年の成績は營業取引約二百二十二億法、國庫取引約百十四億法に
 して紙幣流通平均高は約五十億八千萬法の巨額に達し割引したる手形の枚數は
 二一、五二四、九七一其金高百二十三億三千六百餘萬法にして手形の平均金額は五

百七十五法、五法乃至十法の小手形二一九、七三二枚貸付は二十九億七千七百餘萬
 法なり而して佛國中央銀行の資本は一億八千二百五十萬法にして割引手形概ね
 小額手形にて平均金額七百五十法を出でず其過半は百法以下のものなり、質物は
 國債證券地方債券及鐵道株及其債券にして第一は八掛、第二は七掛半、第三は六掛
 なり而して利率の變更は甚だ稀れにして西暦千八百八十八年乃至同千九百八年
 間に僅かに十九回の變化ありしに止まり内十二箇年は全く變更なく利率は三分
 を越すこと甚だ稀れにして西暦千八百八十八年の四分半其翌年は同率を係ち同
 千九百七八年の如き異狀の年と雖も變化少く最近西暦千九百十二年の如きは概
 ね低利を保てり(第十六表參觀)

今最近二箇年の成績を見るに左の如し實に盛なりと云ふべし

第三表 (單位千法四拾五入)

手形割引高 大藏省證券應 募高	西 曆 千 九 百 十 年		同 千 九 百 十 一 年	
	本 店	支 店	本 店	支 店
振 出 手 形	六、三三、四四九	八、三七、三三三	六、九七、三三七	九、七五、九六六
證 券 質 貸	六八、六五七	六七、一七四	六五、〇三六	八、三五三
計	三〇、六九六	一四、五八〇、七二二	三二、六九二	一六、六一、八六九

通 知 貨	地 金 及 貨 幣 質 貨	爲 替 及 振 替 並 小 切 手 發 行 金 品 取 扱	鐵 道 株 其 他 の 證 券 取 扱	合 計
七三、四六九	三、八四五	一、九九五、五七	二八、三九五	九八、五七、九八三
二、八三三、八〇三	三、八四五	三、八七一、七三	五、〇六二	一五、六〇、九八二
三、六六、七〇〇	三、八四五	五、八七、三〇〇	六、七、六三	三、五、四八、九八三
八二七、六〇〇	一、九、八四	二、一四三、二〇〇	一、四、八元	一〇、七、七、四三九
三、六九、七三四	一、九、八四	四、三六、三〇〇	一、七、三九	一八、四、三、一〇四
四、四七、二六四	一、九、八四	六、四〇、九〇〇	一、四、八元	二九、〇〇、五三三

一六三

而して西暦千九百十年に於て割引したる手形中十法以下の者は三十四萬四千三百七十三枚にして其金高三百三十四萬三千七百三十法、同千九百十一年には少しく減少せしと雖も尙ほ二十三萬七千五百十二枚を保ち最近同十二年には二十四萬七千七百五十三枚となり割引總高は約百九十一億六千八百萬法に増進せり而して獨佛兩國中央銀行に於て割引したる手形一葉の平均金額は左の如し

第四表

西曆年次	佛蘭西銀行	獨逸帝國銀行
一九〇〇	六六八 ^法	二、五六九 ^法
一九〇一	五四三	二、四一〇
一九〇二	五〇四	二、一四四
一九〇三	五七六	二、三四二

一九〇四	五一八	二、二七五
一九〇五	五三〇	二、三九六
一九〇六	六二七	二、五八一
一九〇七	六六八	二、七九六
一九〇八	五三五	二、四四〇
一九〇九	五一七	二、五二二
一九一〇	五六四	二、七五一
一九一一	六一〇	二、九八四
一九一二	六三四	二、九四二

西暦千九百十二年の營業取引總額は三百五十七億二百萬法にして之を前年の二百九十億七千萬法に比すれば實に六十六億三千二百萬法の増加を示す其他無償取扱即ち有價證券の保管手形の交換、國庫金の管理等何れも著るしく増加し流通紙幣平均高は前年は五十二億四千三百萬法に止まりしも西暦千九百十二年には五十三億二千三百萬法となれり

正貨準備は西暦千九百十一年同時秋季の四十億一千八百萬法より三十八億九

千六百萬法に減じたるも其減少額は主として銀貨に屬し銀準備が減少せしは三十六年來未曾有のことにして一時は僅かに六億三千七百萬法を餘し之を西曆千八百九十八年十二億法に比すれば其差の大なるに驚かざる可らず然りと雖も此減少が毫も危惧の念を市場に惹き及ぼしは現今の財界に銀貨の勢力次第に凋落しつつあることを證するに餘りあり金準備は本年末と前年末と大差なし恐慌鎮靜の爲め一時は一億法も支出せしと雖も年末迄には大方回収し盡せりホルカン戦争の起りしよりも佛國の外國爲替相場は常に順適なりしも流通金貨の甚だしく不足せしは一に諸銀行及公衆が萬々一の變に備へんが爲め之を蓄藏せしに職由し之が爲め佛蘭西銀行は安んじて其正貨準備を減少し以て焦眉の急に應じ得たり初め金融の急迫を告げ通貨の不足甚しからむとするや中央銀行は専ら五十五法紙幣を發し尙ほ缺乏を感じ五法銀貨を供給すること二億法に達せり然れども需用容易に減退せず遂に止むなく一億法餘の金貨を支出し意外に早く恐慌を鎮靜し得たり手形割引總高は百九十一億六千七百萬法にして割引手形の枚數二千八百四萬七千六百二十三枚手形期間平均二十五日四五の割合にて巴里にて割引せし者の大半は百法以下の小手形にして全割引額の五割五分を占め尙ほ將來増

加の勢あり

證券質貸は前年の六億三千八百萬法に對し西曆千九百一十二年は六億八千五百萬法となり常顧客は十一萬五千七百人より十二萬千五百五十人に増加し其の當座預り高平均は六億七千百萬法にして國庫金取扱高は百五十八億二千五百萬法有價證券の保管高八十三億三千三百八十萬法なりき而して營業總收入は八千十萬千九百九十六法にして内諸營業費を差引きて殘額四千四百四十萬六千八百二十三法中租稅及國庫納附金千二百七十三萬三千五百五十六法を引去り之を株主に分配し同行株式總數十八萬二千五百株に對し一株に付百六十法の配當をなせり又割引歩合が三分五厘以上なりしときは其收入の七割乃至八割を國庫に納付するを要し之が爲め國庫に八百七十二萬二千九百十法を納入せり

西曆千九百一十三年の成績は有利取引總高三百八十二億千四百萬法にして前年に比し二十五億千二百萬法を増加し割引總高八億三千八百萬法證券質貸八億四千二百萬法一覽拂手形他店小切手及振替勘定八億三千萬法其他現金支拂高八千萬法にして諸般の巴里取引高は百三十五億に上り國庫勘定の取扱高は百三十七億四千七百萬法國債元利支拂を込む無手数料なり前年は百六十億餘に上れり而